

資料1

タクシー「サービス向上」「安心利用」 推進法について



国土交通省

関東運輸局群馬運輸支局

タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント

特措法

旧

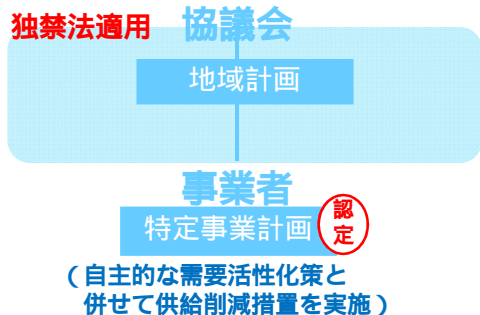
新

原則
新規参入：許可制
増車：届出制
自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

原則
新規参入：許可制
増車：届出制
自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定）

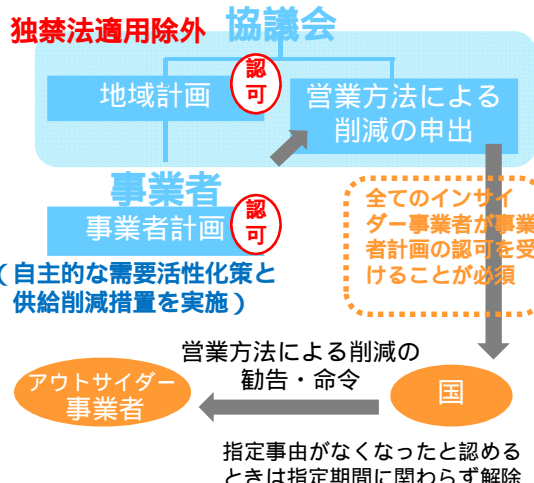
新規参入：許可制 期間3年
増車：認可制
自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）



指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除

特定地域（大臣指定・運審諮問）

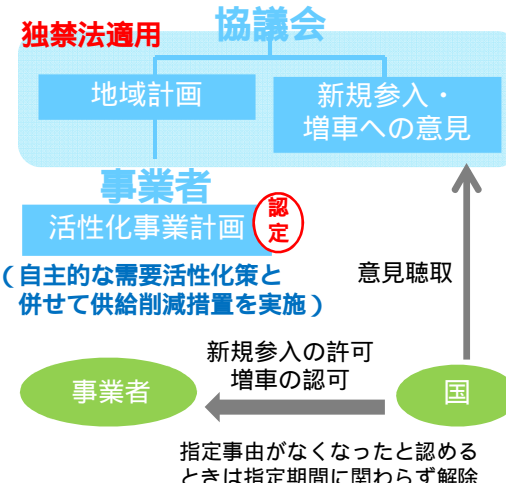
新規参入・増車：禁止 期間3年
強制力ある供給削減措置
公定幅運賃（下限割れには変更命令）



指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除

準特定地域（大臣指定）

新規参入：許可制 期間3年
増車：認可制
公定幅運賃（下限割れには変更命令）



指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除

タク特法

全国	指定地域 (政令で指定)	特定指定地域 (政令で指定)
	登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕

道路運送法

全国	指定地域 (告示で指定)	特定指定地域 (告示で指定)
登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕	登録制 〔試験〕

過労運転防止措置の義務付け

過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ

事業者に対する適正化事業の実施

貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

特定地域と準特定地域において講じられる措置

特定地域		準特定地域
<p>任意</p> <p>認可制（2/3以上の同意要件あり）</p> <p>特定地域計画</p> <p>必須記載事項 供給輸送力の削減に関する事項</p> <p>任意記載事項 活性化措置に関する事項</p>	<p>協議会設置</p> <p>協議会が作成する地域計画</p>	<p>任意</p> <p>認可・認定なし（1/2以上の同意要件あり）</p> <p>準特定地域計画</p> <p>必須記載事項 活性化事業に関する事項</p>
<p>認可制（実施命令制度あり）</p> <p>事業者計画</p> <p>必須記載事項 供給輸送力の削減に関する事項 活性化措置に関する事項 （特定地域計画において実施主体とされた事業者のみ）</p>	<p>事業者が作成する計画</p>	<p>任意（認定申請可・認定を受けた場合には実施勧告制度あり）</p> <p>活性化事業計画</p> <p>必須記載事項 準特定地域に規定された活性化事業に関する事項</p>
<p>あり</p>	<p>独禁法適用除外</p>	<p>なし</p>
<p>あり</p>	<p>アウトサイダー事業者への営業方法の制限勧告・命令</p>	<p>なし</p>
<p>禁止</p>	<p>新規参入</p>	<p>許可制 供給過剰とならないかどうかの基準を追加</p>
<p>禁止</p>	<p>増車等</p>	<p>届出制 認可制 供給過剰とならないかどうか、収入状況・法令遵守の状況等の基準を追加</p>
<p>あり</p>	<p>公定幅運賃</p>	<p>あり（特定地域と同じ）</p>

協議会ガイドラインのイメージ（案）

協議会の構成員（案）

協議会の構成員は、次に掲げるものとする（括弧内は例）。

- | | |
|-----------------------------------|------------------------|
| 1. 都道府県知事・市町村長又はそれらの指名する者 | 6. 学識経験者（大学教授） |
| 2. タクシー事業者等（社団法人 都道府県タクシー協会、株式会社） | 7. 都道府県労働局又は労働基準監督署 |
| 3. 労働組合等（労働組合 都道府県支部） | 8. 都道府県公安委員会 |
| 4. 地域住民の代表（自治会長又は商工会長） | 9. （その他協議会が必要と認める者を列記） |
| 5. 鉄道事業者、バス事業者等（株式会社） | |

特定地域計画に記載する供給削減パターン例（案）

地域毎の実情に応じ、以下のいずれかのパターンを参考として、協議会の合意により柔軟に定めることができる。

	大手事業者	中小事業者	個人事業者
パターン 1	最低保有車両数以上の事業者 X%減車		最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はY%相当の営業方法の制限
パターン 2		全ての事業者 一律X%相当の営業方法の制限	
パターン 3	両以上の事業者 X%減車	両以上の事業者 Y%減車	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限
パターン 4	両以上の事業者 X%減車	両以上の事業者 両の減車 + Y%営業方法の制限	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限

注) 上記をベースとして現行特措法時の減車実績に応じ、減車又は営業方法の制限に係る割合を引き下げることができる。

協議会ガイドラインのイメージ（案）

特定地域計画に関する合意の方法（案）

特定地域計画に関する合意の方法は、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

構
成
員

1. 関係地方公共団体の長が全て合意していること。
2. 計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の 2 / 3 以上 であること。
3. 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
4. その他協議会の構成員が種別ごとに 2 / 3 以上 が合意していること。
5. 構成員のうち計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

大
手
事
業
者

- 計画の作成に合意した大規模タクシー事業者（保有車両台数 両以上）が 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計 が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の 過半数 であること。

中
小
事
業
者

- 計画の作成に合意した中小規模タクシー事業者（保有車両台数 両以下）が 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計 が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の 過半数 であること。

個
人
事
業
者

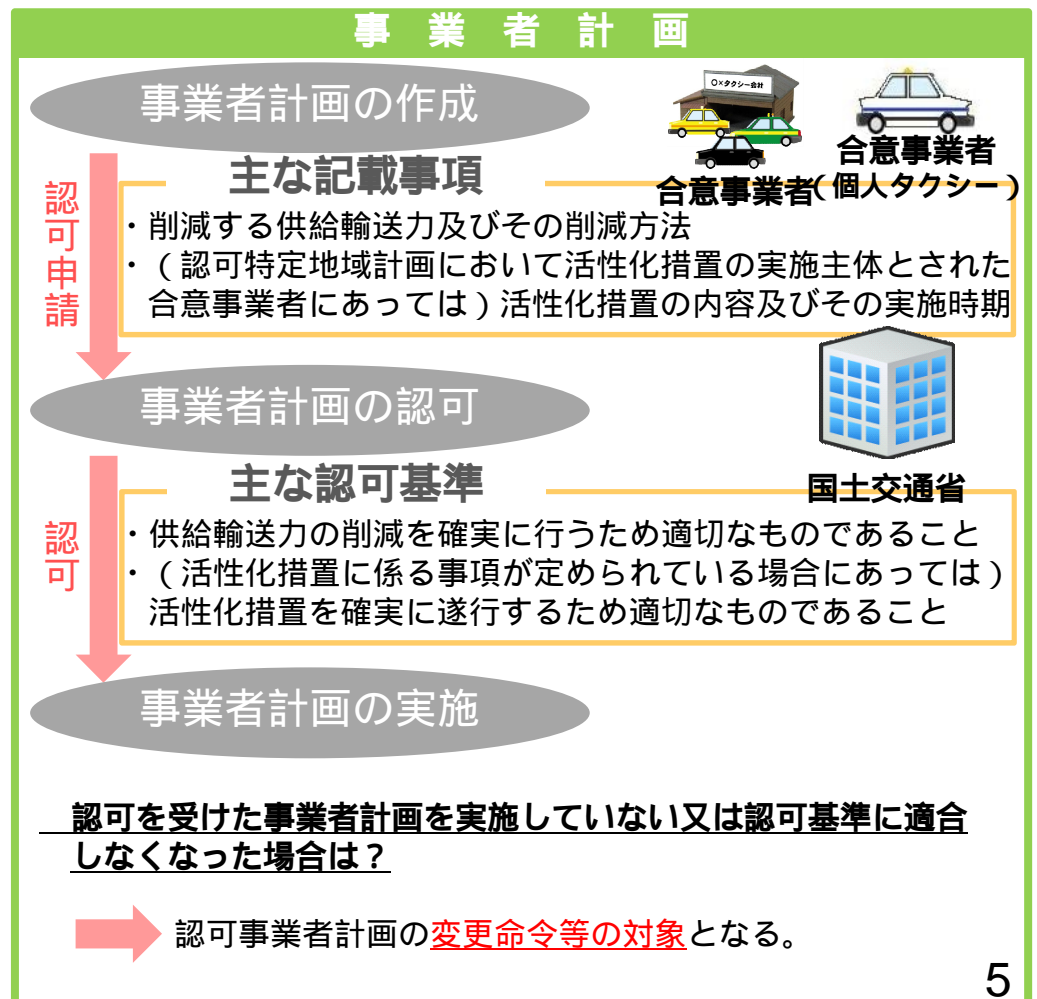
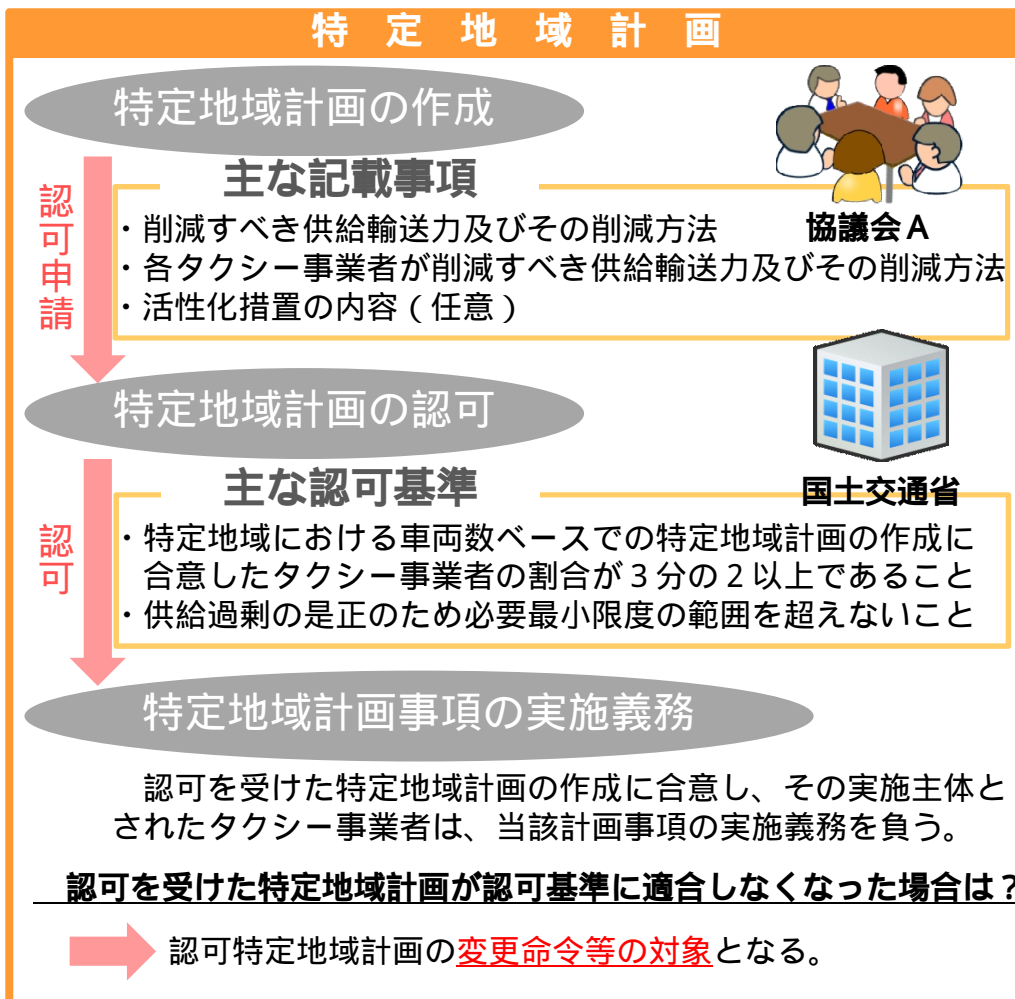
- 計画の作成に合意した個人タクシー事業者が 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計 が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の 過半数 であること。

特定地域計画・事業者計画について

供給過剰の解消を図り、タクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、**協議会**に対し、当該特定地域において削減すべき供給輸送力及びその方法を定めた「特定地域計画」の作成を義務づけ（特定地域計画には活性化を推進するための「活性化措置」に関する事項を定めることが可能）

特定地域計画の作成に合意した事業者に対し、各合意事業者が削減すべき供給輸送力及びその方法を定めた「事業者計画」の作成を義務づけ

国土交通大臣の認可を受けた特定地域計画及び当該計画に基づいてする行為は、**独占禁止法の適用除外**



営業方法の制限による供給輸送力の削減勧告・命令について

勧告が発動される場合

形式要件

認可特定地域計画に合意した全ての事業者が事業者計画の認可を受けた場合
認可特定地域計画を作成した協議会から申出があったとき

実質要件

認可特定地域計画に合意した事業者以外の事業者の事業活動により、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進が阻害されている事態が存する場合
このような事態を放置しては一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することに支障が生ずると認めるとき

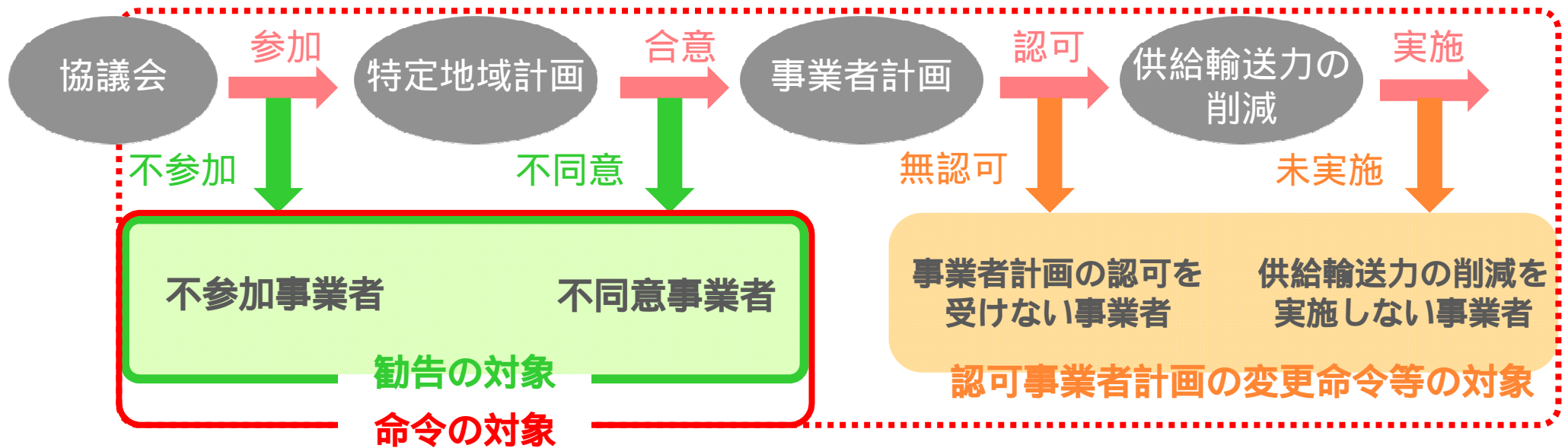
命令が発動される場合

形式要件

認可特定地域計画に合意した全ての事業者が事業者計画の認可を受けた場合
認可特定地域計画を作成した協議会から申出があったとき

実質要件

次のいずれかに該当する事態が存する場合
認可特定地域計画に合意した事業者以外の者の事業活動により一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進が阻害されていること
認可特定地域計画に合意した事業者のみの供給輸送力の削減では、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化を推進できないこと
このような事態を放置しては一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能の発揮に著しい支障が生ずると認めるとき



公定幅運賃制度について

- ・「公定幅運賃」の範囲は、地方運輸局長が、標準的な事業者のデータを基に算出し公表。
- ・「公定幅運賃」の範囲外である届出運賃は変更命令の対象。
- ・公定幅運賃制度の対象外となる運賃の認可に際しては、公定幅運賃制度との整合性を審査。

公定幅運賃の対象

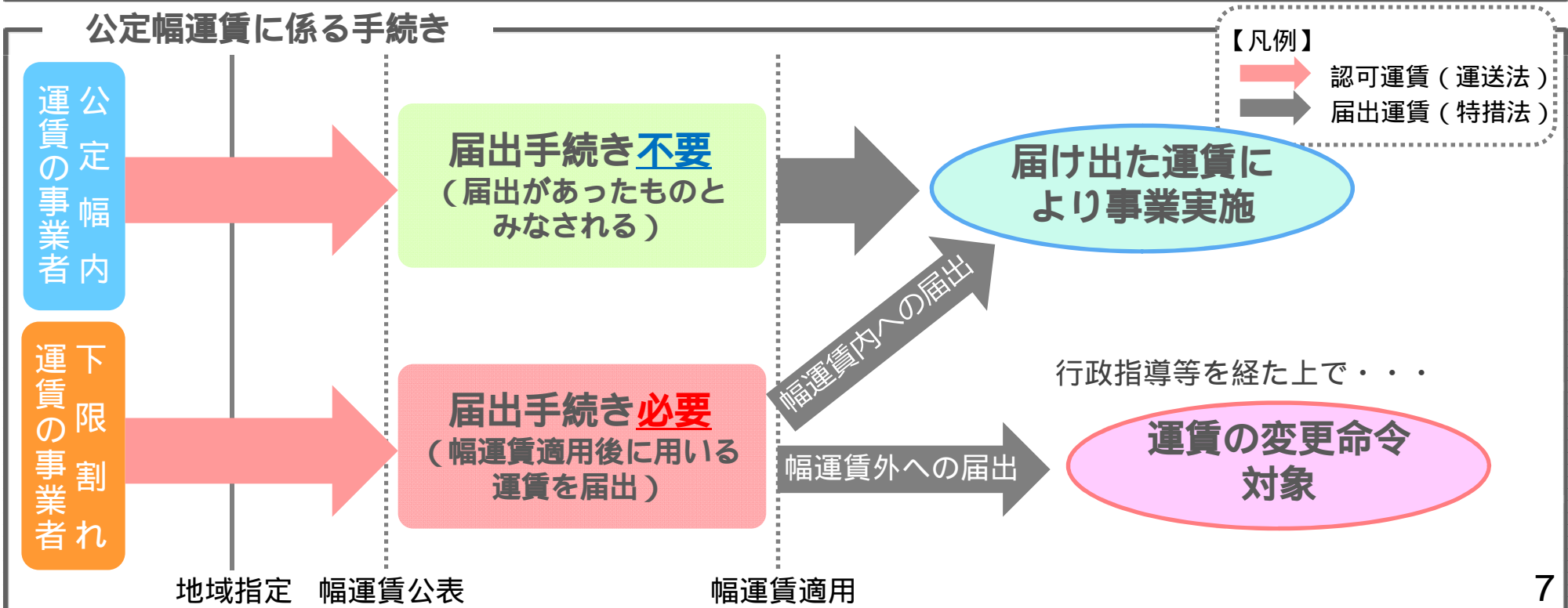
基本運賃及びこれに準ずるものが対象。

総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となり、かつ、公定幅運賃の範囲内でない割引運賃は、事実上基本運賃に当たるため、運賃の変更命令の対象。

定額運賃については、公定幅運賃により算定。

いわゆる都市型ハイヤーを除くハイヤーに係る公定幅運賃については、タクシーの公定幅運賃の下限以上という公定幅運賃を設定。

公定幅運賃に係る手続き



独占禁止法の適用関係について（通知文書に記載する内容）

法律の関係条文

通知文書に記載する内容

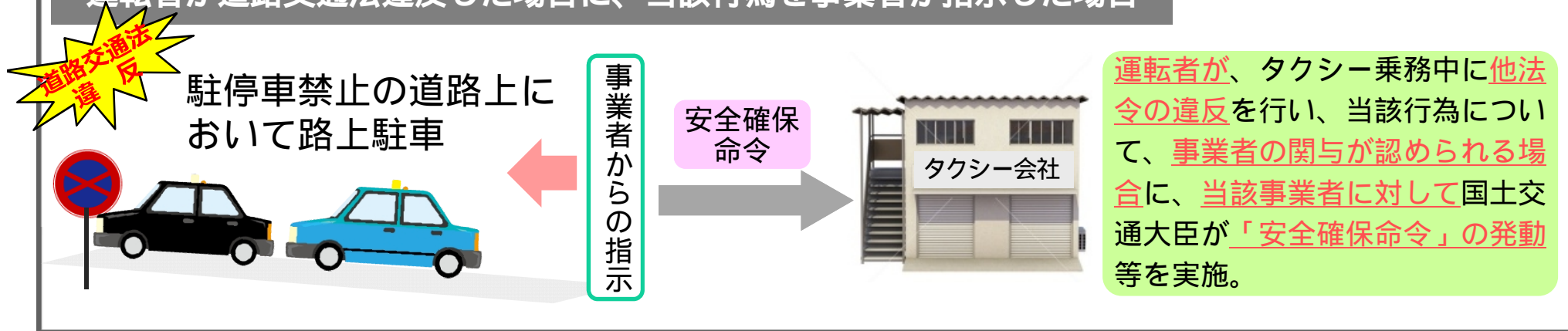
<p>特 定 地 域</p>	<p>適用除外法</p> <p>（特措法第8条の4第1項） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律...の規定は、認可特定地域計画及び認可特定地域計画に基づいてする行為には、適用しない。</p> <hr/> <p>問題とならない</p> <p>（特措法第8条の4第1項） ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。 一 不公正な取引方法を用いるとき 二 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより旅客の利益を不当に害することとなるとき 三 第八条の六第四項の規定による公示があった後一月を経過したとき</p>	<p>以下の行為は、独占禁止法が適用されない。 認可特定地域計画に基づき、事業者が他の事業者と相談して、事業者計画を作成する行為 認可事業者計画に基づき、事業者が減車等の供給輸送力の削減を実施する行為</p> <hr/> <p>協議会に参加する事業者が特定地域計画を策定するにあたって減車等の供給輸送力の削減等について協議を行う行為は、独占禁止法上問題とならない。</p> <hr/> <p>以下の行為は、独占禁止法上問題となる。 減車を行わない事業者に共通乗車券の利用を拒絶する行為 過剰な減車を行うことにより、利用者を獲得しようとする事業者間の競争が実質的に制限された結果、例えば、深夜時間帯、特定の曜日などにおいてタクシーを利用することが著しく困難になる場合 事業者が他の事業者と相談して、認可特定地域計画に基づく内容とは異なる減車等の供給輸送力の削減等を実施する行為</p>
<p>準 特 定 地 域</p>	<p>問題とならない</p> <p>（特措法第11条第3項） 活性化事業計画には、活性化事業と相まって...譲渡又は譲受け...合併または分割、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減その他経営の合理化に資する措置として国土交通省令で定めるもの（以下「事業再構築」という。）...を定めることができる。</p> <p>問題となる</p>	<p>事業者がその自主的な判断に基づき、単独で活性化事業計画を作成し、減車等の供給輸送力の削減等を実施する行為は、独占禁止法上問題とならない。</p> <hr/> <p>事業者が他の事業者と相談して、活性化事業計画を作成し、減車等の供給輸送力の削減等を実施する行為は、独占禁止法上問題となる。</p>
<p>公 定 幅 運 賃</p>	<p>問題ない</p> <p>（特措法第16条） 国土交通大臣は...協議会の意見を聴いて、...旅客の運賃...の範囲を指定し...公表しなければならない。</p> <p>（特措法第16条の4第1項） ...一般乗用旅客自動車運送事業者は...旅客の運賃を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>問題となる</p>	<p>以下の行為は、独占禁止法上問題とならない。 協議会として公定幅運賃に関する国土交通大臣への意見を取りまとめるために事業者が協議を行う行為 事業者が他の事業者と相談・連絡をすることなく、運賃の届出をする行為</p> <hr/> <p>事業者が他の事業者と連絡を取り合い共同して運賃を決定し、届出をする行為は、独占禁止法上問題となる。</p>

その他改正事項について

- ・ 運転者が他法令に違反した場合において、当該違反行為がタクシー事業者の責に帰すべき理由があるときは、安全確保命令を発動。
- ・ 特措法に基づく供給輸送力の削減対象から、福祉タクシー及び都市型ハイヤーを除外。

輸送の安全を確保するための措置等

運転者が道路交通法違反した場合に、当該行為を事業者が指示した場合



都市型ハイヤー等について供給輸送力の削減対象からの除外

特措法に基づく供給輸送力の対象

特措法に基づく供給輸送力の対象から次の事業及び車両を除外。

福祉タクシーを使用して行う一般乗用旅客自動車運送事業及び専ら障害者等及びその付添人の運送の用に供する車両

ハイヤーを使用して行う一般乗用旅客自動車運送事業のうち、契約形態等に照らしてタクシー事業と著しく異なる形態で行われるもの（都市型ハイヤー）及び専ら当該事業の用に供する車両

タクシー業務適正化特別措置法の改正について

平成27年10月1日施行

- ・タクシーの運転者登録制度を全国に拡大する。
- ・指定地域における登録は、一定の経歴又は輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の合格を要件とし、指定地域以外の地域では、講習の受講のみで登録できることとする。

タクシー運転者登録制度の全国拡大

法人タクシーに対し、各地域ごとに設けられた原簿に登録を受けている者（登録運転者）以外の乗務禁止や登録タクシー運転者証の表示を義務づけるタクシー運転者登録制度を全国全ての地域において実施し、個人タクシーに対しては、個人タクシー事業者乗務証の表示を全国全ての地域において義務付け。

現在のタクシー運転者登録制度の対象（指定地域）

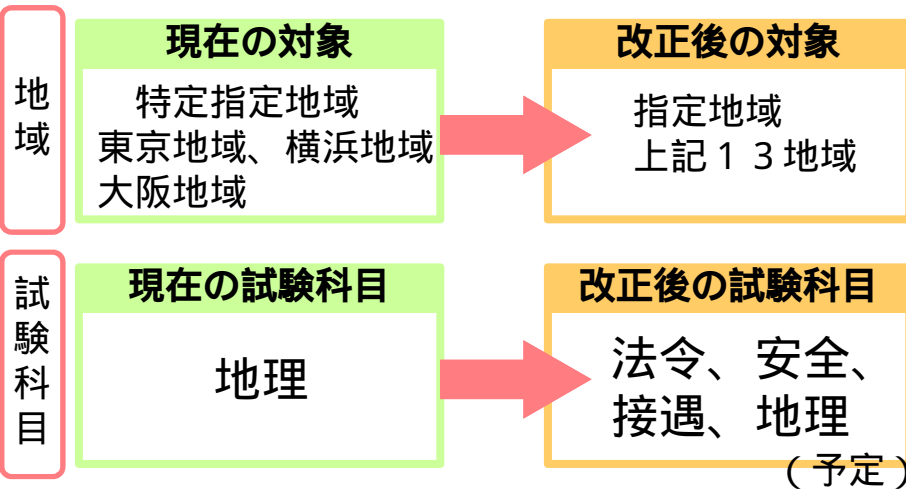
札幌地域、仙台地域、さいたま地域、千葉地域、東京地域、横浜地域、名古屋地域、京都地域、大阪地域、神戸地域、広島地域、北九州地域、福岡地域の13地域のみ

改正後においては...

全国において
実施

試験制度の見直し

試験制度について、試験を実施する地域及び試験科目を以下のとおり拡充する。



地域別の規制の適用

	運転者登録	講習	試験 運転経歴	適正化 機関	乗禁地区 指定
特定指定地域	○	○	○	○	○
指定地域	○	○	○ →	×	×
単位地域	○ →	○ →	×	×	×

...今回の法改正に伴い、新たな対応が必要な箇所

道路運送法の改正について

- ・ 運転者の過労運転防止のために、事業者に対して必要な措置を講ずることを法律上明確化。
- ・ 旅客自動車運送適正化事業を創設し、民間団体等による事業者への法令遵守に関する指導等を実施。

運転者の過労運転防止の明確化

輸送の安全確保のために運転者の過労運転防止は極めて重要であることから、事業者が必要な措置を講ずることを明記。

旅客自動車運送適正化事業の創設

違法行為を防止するため、民間団体等による事業者への指導等を行う事業

- ・ 道路運送法第43条の2により、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とした一般社団法人又は一般財団法人を「旅客自動車運送適正化事業実施機関」に指定

民間団体等の
自主的な活動

輸送の安全阻害行為の防止、法令遵守に関する指導等を通じ、旅客自動車運送に関する秩序の確立を図る

国土交通省地方運輸局・運輸支局

- (道路運送法第94条ほか)
- 事業者に対する報告聴取
 - 事業者に対する立入検査・質問聴取
 - 法令違反を行った事業者に対する行政処分
 - 改善指導

監査担当職員：342名(平成25年度)

適正化事業実施機関

- (道路運送法第43条の3)
- 法令遵守に関する事業者への指導
 - 無許可営業防止のための啓発活動
 - 事業の秩序確立に向けた啓発・広報活動
 - 旅客からの苦情の処理
 - 行政機関への報告

指定

連携

協力

附帯決議について

需要拡大に向けた取組について

衆

議

院

1. 一般乗用旅客自動車運送事業が地域の公共交通機関として重要な役割を担っていることを関係者は認識し、高齢者、妊婦、障害者、訪日外国人等の幅広いニーズに的確に応えるとともに、創意工夫を凝らしてサービスの高度化や高質化に積極的に取り組むことにより、需要の拡大を図ること。

参

議

院

1. 一般乗用旅客自動車運送事業が地域の公共交通機関として重要な役割を担っていることを関係者は認識し、運転者登録制度の拡充や旅客自動車運送事業適正化事業実施機関制度の導入等が行われることを踏まえ、引き続き運行の安全を徹底するとともに、サービスの高度化や高質化に積極的に取り組むことを通じてサービス面での競争を活発に行い、利用者利便の一層の向上が図られるようにすること。

附帯決議について

独占禁止法の適用除外について

衆

議

院

8. 国土交通省は、公正取引委員会の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律についての見解に基づき、改正後の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく行為として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律上何が問題とならないとされるのか、また、何が問題となるのかについて明確になるよう、文書により周知を図ること。

参

議

院

6. 国土交通省は、公正取引委員会の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律についての見解に基づき、改正後の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく行為として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律上何が問題とならないとされるのか、また、何が問題となるのかについて明確になるよう、文書により周知を図ること。

附帯決議について

給与体系の見直し・過労運転の防止について

衆

12. 国土交通省及び厚生労働省は、累進歩合制の廃止について改善指導に努めること。また、労使双方に対し、本法の趣旨を踏まえた真摯な対応を行うよう促すとともに、取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと。

議

13. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、歩合給と固定給のバランスの取れた給与体系の再構築、累進歩合制の廃止、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し等賃金制度等の改善等に努めるとともに、運行の安全を確保し、拘束時間外に運転代行業務に従事すること等により安全な運転をすることができない運転者を乗務させることがないよう万全を期すること。

院

参

8. 国土交通省は、累進歩合制の廃止について改善指導に努めること。また、労使双方に対し、本法の趣旨を踏まえた真摯な対応を行うよう促すとともに、取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと。

議

9. 一般乗用旅客自動車運送事業者が、歩合給と固定給のバランスの取れた給与体系の再構築、累進歩合制の廃止、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し、過度な遠距離割引運賃の是正等賃金制度等の改善等に努めるとともに、運行の安全を確保し、拘束時間外に運転代行業務に従事すること等により安全な運転をすることができない運転者を乗務させることがないよう万全を期すること。

院

12. 本法の趣旨を踏まえ、タクシーの供給過剰対策、運転者の健康を守る観点等からの過労運転防止対策などの推進を図るため、関係省庁連携の下、監査指導体制の充実強化に努めること。

中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱新旧対照表

東 毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱新旧対照表

中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱新旧対照表

改正案	現 行
<p>中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成21年11月 9日 一部改正 平成22年11月10日 一部改正 平成23年 7月22日 一部改正 平成24年12月 5日 一部改正 平成24年 1月24日 <u>一部改正 平成 年 月 日</u></p> <p>(目的) 第1条 中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、埼玉県及び群馬県中・西毛交通圏(以下「準特定地域」という。)の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送(以下「タクシー」という。)が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 <u>6 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。</u></p> <p>(実施事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p>	<p>中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成21年11月 9日 一部改正 平成22年11月10日 一部改正 平成23年 7月22日 一部改正 平成24年12月 5日 一部改正 平成24年 1月24日</p> <p>(目的) 第1条 中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、埼玉県及び群馬県中・西毛交通圏(以下「特定地域」という。)の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送(以下「タクシー」という。)が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(実施事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p>

- (1) **準特定**地域計画の作成
- (2) 次に掲げる**準特定**地域計画の実施に係る連絡調整
準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
に掲げるもののほか、協議会が必要と認める**準特定**地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) **準特定**地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
協議会の運営方法
に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は**平成29年1月26日**までとする。

(注) (1)~(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)~(7)は、同第2項に規定する構成員。

(削除)

- (1) 関係地方公共団体の長
群馬県知事又はその指名する者
群馬県前橋市長又はその指名する者
群馬県高崎市長又はその指名する者
- (2) タクシー事業者等
群馬県ハイヤー協会長
群馬県ハイヤー協会前橋地区会長
群馬県ハイヤー協会伊勢崎地区会長
群馬県ハイヤー協会西毛支部長
群馬県個人タクシー協会長
- (3) 労働組合等
全自交群馬地方連合会 執行委員長
全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部 副委員長
- (4) 地域住民の代表
坂本棟男 (前橋市在住：食とみどり、水を守る群馬県民会議)
清野紀美子 (高崎市在住：生活協同組合コープぐんま)
- (5) 学識経験者
大島登志彦 (高崎経済大学経済学部教授)
- (6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社長又はその指名する者

- (1) 地域計画の作成
- (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
協議会の運営方法
に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は**平成27年9月30日**までとする。

(注) (1)~(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)~(8)は、同第2項に規定する構成員。

(1) **関東運輸局長又はその指名する者**

- (2) 関係地方公共団体の長
群馬県知事又はその指名する者
群馬県前橋市長又はその指名する者
群馬県高崎市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
群馬県ハイヤー協会長
群馬県ハイヤー協会前橋地区会長
群馬県ハイヤー協会伊勢崎地区会長
群馬県ハイヤー協会西毛支部長
群馬県個人タクシー協会長
- (4) 労働組合等
全自交群馬地方連合会 執行委員長
全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部 副委員長
- (5) 地域住民の代表
坂本棟男 (前橋市在住：食とみどり、水を守る群馬県民会議)
清野紀美子 (高崎市在住：生活協同組合コープぐんま)
- (6) 学識経験者
大島登志彦 (高崎経済大学経済学部教授)
- (7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社長又はその指名する者

上信電鉄株式会社社長又はその指名する者
一般社団法人群馬県バス協会長又はその指名する者

(7) その他協議会が必要と認める者

群馬県警察本部交通部交通規制課長又はその指名する者
群馬労働局労働基準部監督課長又はその指名する者

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第17項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。

4 会長に事故等がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5～8 削除

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。

9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(削除)

関係地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。

上信電鉄株式会社社長又はその指名する者
一般社団法人群馬県バス協会長又はその指名する者

(8) その他協議会が必要と認める者

群馬県警察本部交通部交通規制課長又はその指名する者
群馬労働局労働基準部監督課長又はその指名する者

2 協議会は、前項の(2)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(6)～(8)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第17項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の20日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表をする。

3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。

4 会長に事故等がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

6 座長は、協議会の協議の場を総括する。

7 座長に事故等がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

8 座長の任期は平成27年9月30日までとする。

9 協議会には事務局を設置する。

10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

12 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。

(新設)

13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計14個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

関東運輸局長が合意していること。

協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。

___ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

___ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

___ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

___ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

___ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) 及び から までに掲げる要件を満たしていること。

準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

会長及び事務局長が合意すること。

合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

及び 以外の構成員において、第4条第1項 (3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。

12 前項に掲げるもののほか、会長は必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

14 会長は、協議会を開催するにあたり、原則として協議会開催日の4.5日前までにその旨

___ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

___ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

___ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

___ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

___ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) から までに掲げる要件を満たしていること。

地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

(新設)

14 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。

15 前項に掲げるもののほか、会長は必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

17 会長は、協議会を開催するにあたり、原則として協議会開催日の3.0日前までにその旨

を公表するものとする。

15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2) 公定幅運賃にかかる意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

を公表するものとする。

18 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(新設)

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

東毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱新旧対照表

改正案	現 行
<p>東毛交通圏タクシー<u>準</u>特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成21年11月 9日 一部改正 平成23年 7月22日 一部改正 平成24年12月 5日 一部改正 平成26年 1月24日 <u>一部改正 平成 年 月 日</u></p> <p>(目的) 第1条 東毛交通圏タクシー<u>準</u>特定地域協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域<u>及び準特定地域</u>における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、東毛交通圏(以下「<u>準</u>特定地域」という。)の関係者の自主的な取組みを中心として、当該<u>準</u>特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(<u>法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。</u>以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送(以下「タクシー」という。)が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる<u>準特定</u>地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 <u>6 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。</u></p> <p>(実施事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) <u>準特定</u>地域計画の作成</p>	<p>東毛交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成21年11月 9日 一部改正 平成23年 7月22日 一部改正 平成24年12月 5日 一部改正 平成26年 1月24日</p> <p>(目的) 第1条 東毛交通圏タクシー特定地域協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、東毛交通圏(以下「特定地域」という。)の関係者の自主的な取組みを中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送(以下「タクシー」という。)が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(実施事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 地域計画の作成</p>

(2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

協議会の運営方法

に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)~(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)~(7)は、同第2項に規定する構成員。

(削除)

(1) 関係地方公共団体の長

群馬県知事又はその指名する者

群馬県太田市長又はその指名する者

群馬県桐生市長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

群馬県ハイヤー協会長

群馬県ハイヤー協会館林地区会長

群馬県ハイヤー協会太田地区会長

群馬県ハイヤー協会桐生地区会長

(3) 労働組合等

全自交群馬地方連合会 執行委員長

全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部 副委員長

(4) 地域住民の代表

高瀬 増男 (太田市在住：食とみどり・水を守る太田市民会議)

上野 ひさ (桐生市在住：群馬県退職女性教職員の会)

(5) 学識経験者

大島登志彦 (高崎経済大学経済学部教授)

(6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社高崎支社長又はその指名する者

東武鉄道株式会社経営企画部課長又はその指名する者

一般社団法人群馬県バス協会長又はその指名する者

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

協議会の運営方法

に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。

(注) (1)~(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)~(8)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関東運輸局長又はその指名する者

(2) 関係地方公共団体の長

群馬県知事又はその指名する者

群馬県太田市長又はその指名する者

群馬県桐生市長又はその指名する者

(3) タクシー事業者等

群馬県ハイヤー協会長

群馬県ハイヤー協会館林地区会長

群馬県ハイヤー協会太田地区会長

群馬県ハイヤー協会桐生地区会長

(4) 労働組合等

全自交群馬地方連合会 執行委員長

全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部 副委員長

(5) 地域住民の代表

笠原 進一 (太田市在住：食とみどり・水を守る太田市民会議)

上野 ひさ (桐生市在住：群馬県退職女性教職員の会)

(6) 学識経験者

大島登志彦 (高崎経済大学経済学部教授)

(7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社高崎支社長又はその指名する者

東武鉄道株式会社経営企画部課長又はその指名する者

一般社団法人群馬県バス協会長又はその指名する者

(7) その他協議会が必要と認める者

群馬県警察本部交通部交通規制課長又はその指名する者
群馬労働局労働基準部監督課長又はその指名する者

2 協議会は、前項(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会への加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第17項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画出来るものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。

4 会長に事故等がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5～8 削除

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。

9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(削除)

__ 関係地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。

__ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半

(8) その他協議会が必要と認める者

群馬県警察本部交通部交通規制課長又はその指名する者
群馬労働局労働基準部監督課長又はその指名する者

2 協議会は、前項(2)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項(6)～(8)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会への加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第17項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の20日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画出来るものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表をする。

3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。

4 会長に事故等がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

6 座長は、協議会の協議の場を総括する。

7 座長に事故等がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

8 座長の任期は平成27年9月30日までとする。

9 協議会には事務局を設置する。

10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

12 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。

(新設)

13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計14個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

関東運輸局長が合意していること。

__ 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。

__ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数で

数であること。

— 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

— 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

— 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

— 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) 及び から までに掲げる要件を満たしていること。

準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

会長及び事務局長が合意すること。

合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

及び 以外の構成員において、第4条第1項 (3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。

12 前項に掲げるもののほか、会長は必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

14 会長は、協議会を開催するにあたり、原則として協議会開催日の4 5日前までにその旨を公表するものとする。

15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

あること。

— 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

— 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

— 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

— 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) から までに掲げる要件を満たしていること。

地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。
(新設)

14 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。

15 前項に掲げるもののほか、会長は必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

17 会長は、協議会を開催するにあたり、原則として協議会開催日の3 0日前までにその旨を公表するものとする。

18 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない (新設)

場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2) 公定幅運賃にかかる意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

タクシー事業の適正化・活性化に係る 4年間の取組みの検証

(目次)

1. タクシー事業の適正化・活性化の取組みの検証(目的)	P 1
2. タクシー事業の現状	P 2~14
3. 地域計画の目標ごとの達成状況	P 15~27
4. 3年間の取組みの総括	P 28

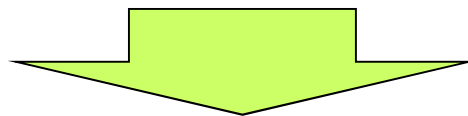
1 . タクシー事業の適正化・活性化の取組み の検証（目的）

タクシー事業の適正化・活性化の取組みの検証（目的）

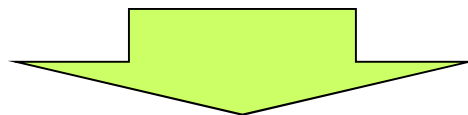
タクシーは鉄道、バス等とともに我が国の地域公共交通を形成している重要な公共交通機関。

タクシー事業を巡っては、タクシーの輸送人員の減少と供給過剰の進行により多くの地域で収益基盤の悪化や運転者の労働条件の悪化といった諸問題が発生。

これらの問題に対処するため、タクシー適正化・活性化特別措置法が平成21年10月施行された。



法施行から4年が経過し、この間特定地域においては、地域の関係者が連携協力を図りつつ、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするための様々な取組みを推進してきたところ。



法施行の効果について検証を行い、問題点を洗い出すとともに、次に講ずべき施策について検討を行うことが必要。

2 . タクシー事業の現状

1. 特措法施行後の県内のタクシー業界の状況

【中・西毛交通圏】

基準日: H21.7.16

事業者数: 49者 車両数: 1,243両

【申請(合併)】

合併法人: 日本中央交通株式会社

被合併法人: 日本中央観光有限会社 (認可日: H22.8.4)

合併法人: 上信ハイヤー株式会社

被合併法人: 群馬タクシー株式会社 (認可日: H22.12.16)

合併法人: 上信ハイヤー株式会社

被合併法人: 平和タクシー株式会社 (認可日: H23.3.26)

【事業計画変更認可(営業所廃止)】

関越交通株式会社 前橋営業所廃止 (認可日: H23.12.8)

【届出(減車等)】

減車 20者 65両

事業廃止 2者 33両

営業所廃止 1者 21両(廃止認可前減車15両含む)

事業再構築(減車) 4者 28両

H25.12.31現在

事業者数: 43者 車両数: 1,096両

(基準日からの減車率: 11.8%)

	実働率90%	実働率80%	H13年度実働率 (73%)
適正車両数	800	900	1,000
H24年9月30日現在の車両数との差	296	196	96

【東毛交通圏】

基準日: H20.7.10

事業者数: 16者 車両数: 428両

【申請(譲渡譲受)】

譲受人: つつじ観光バス株式会社

譲渡人: 有限会社多々良タクシー (認可日: H22.12.24)

【届出(減車・廃止)】

減車 12者 48両

事業廃止 1者 5両

事業再構築(減車) 3者 12両

H25.12.31現在

事業者数: 14者 車両数: 357両

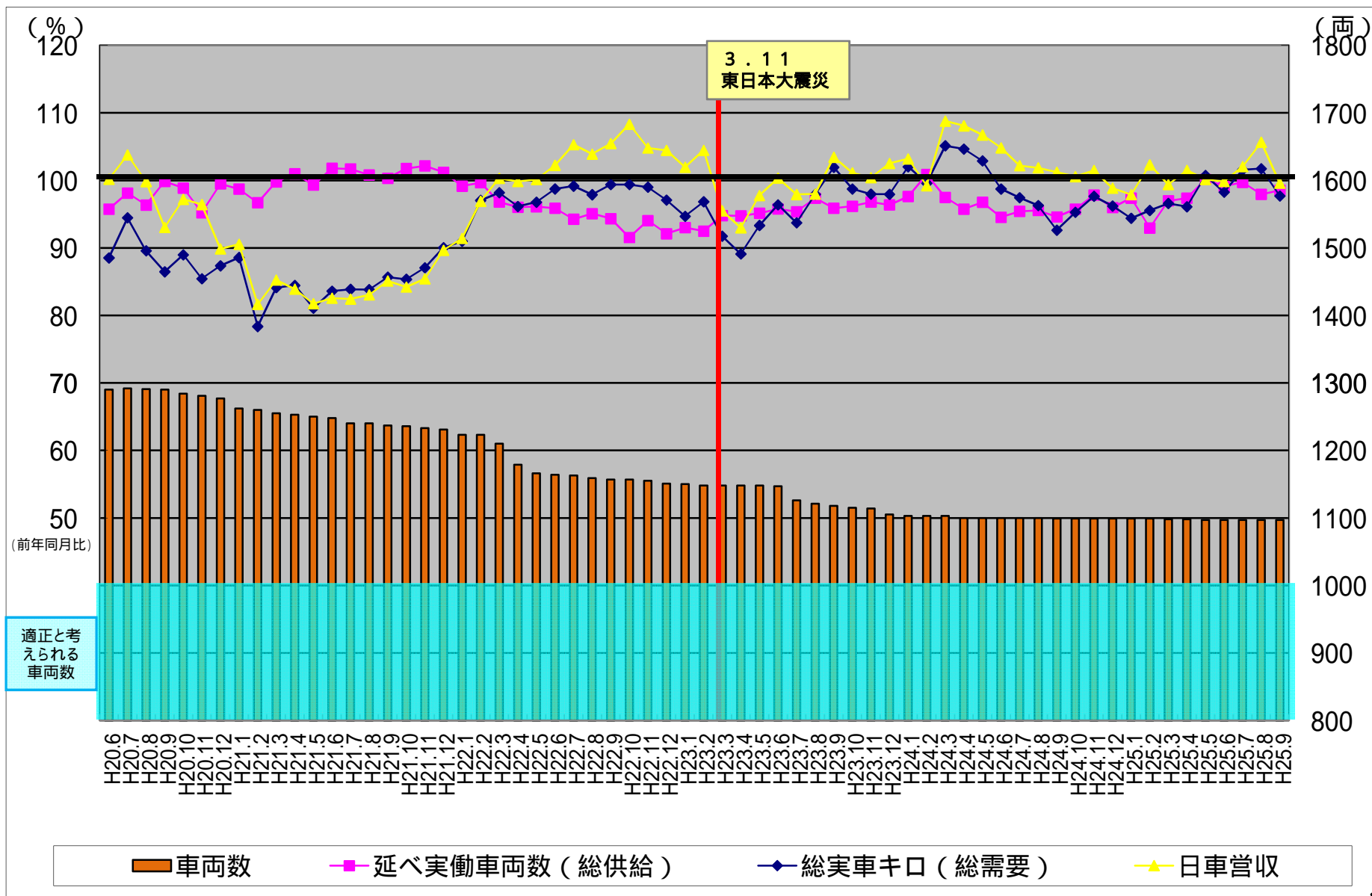
(基準日からの減車率: 16.5%)

	実働率90%	実働率80%	H13年度実働率 (76%)
適正車両数	300	350	350
H24年9月30日現在の車両数との差	57	7	7

2. 車両台数と総需要量、総供給量、日車営収の推移

中・西毛交通圏

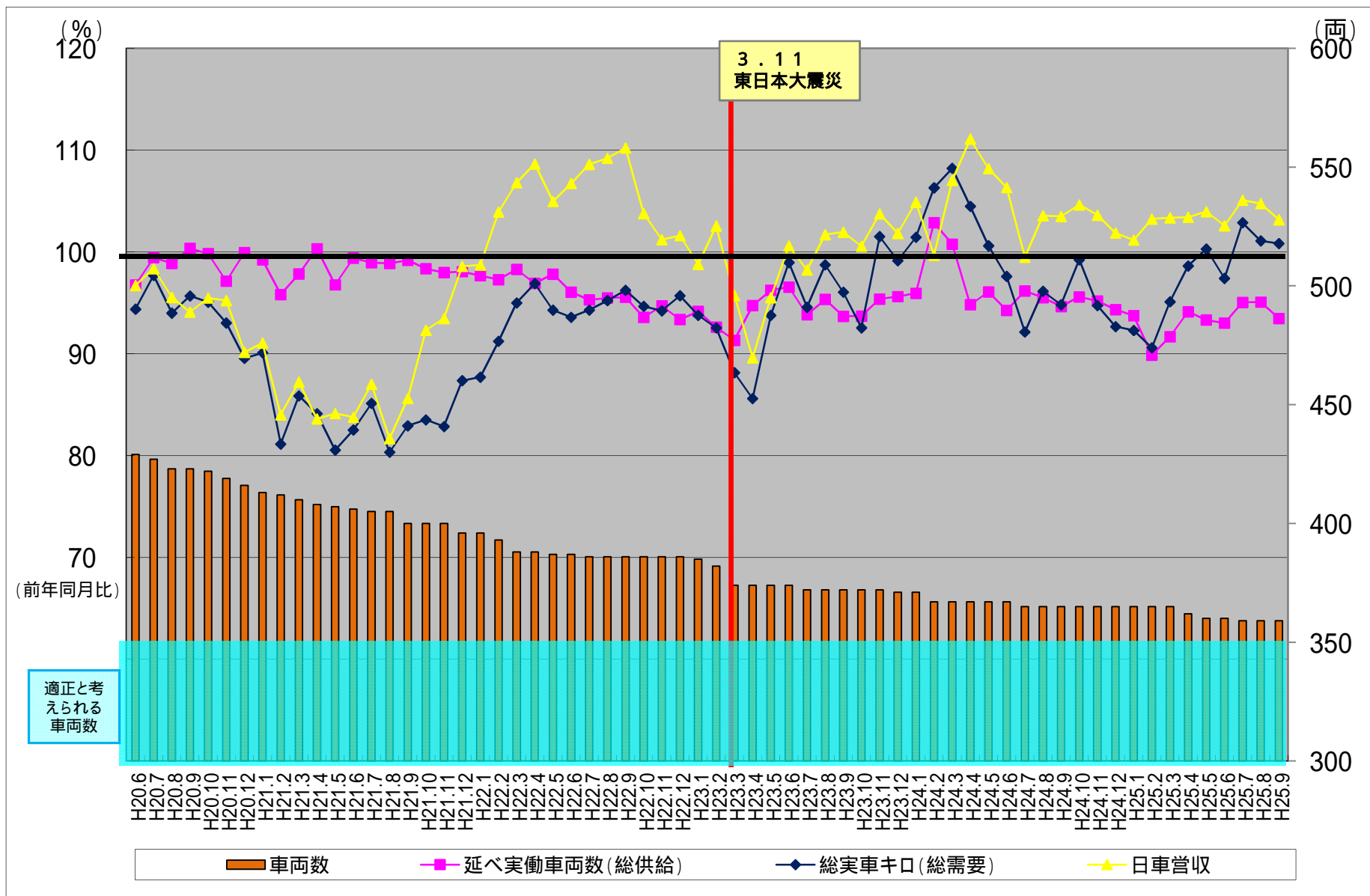
数値は県内に営業所を有する事業者のデータを集計(福祉車両は除く)



2. 車両台数と総需要量、総供給量、日車營收の推移

東毛交通圏

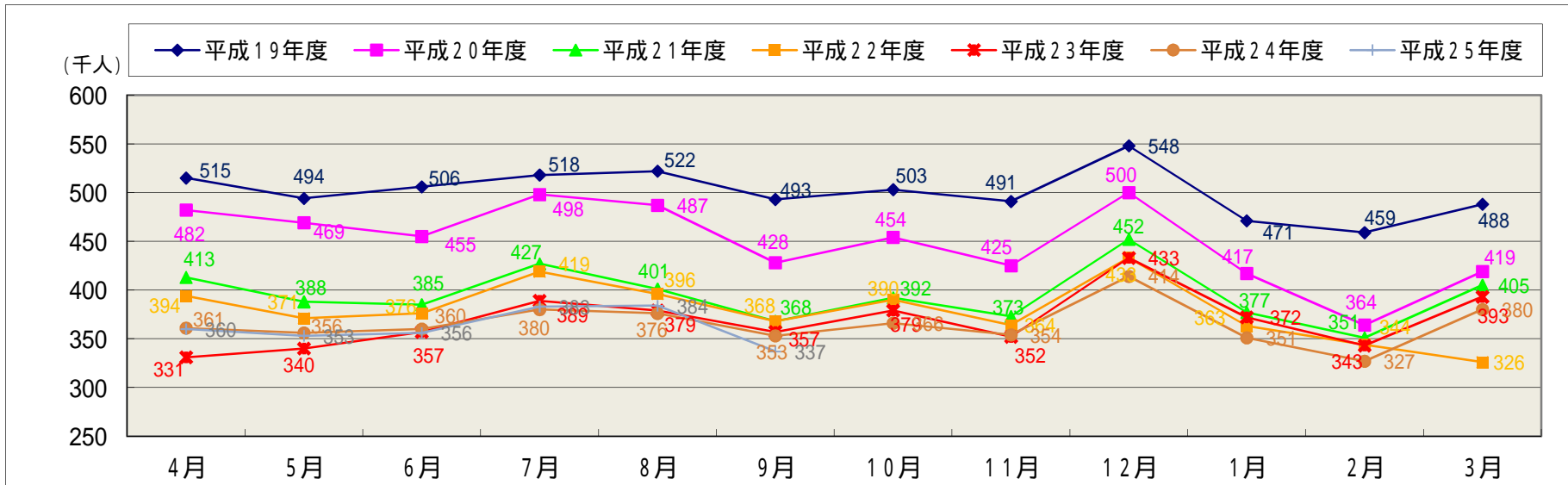
数値は県内に営業所を有する事業者のデータを集計(福祉車両は除く)



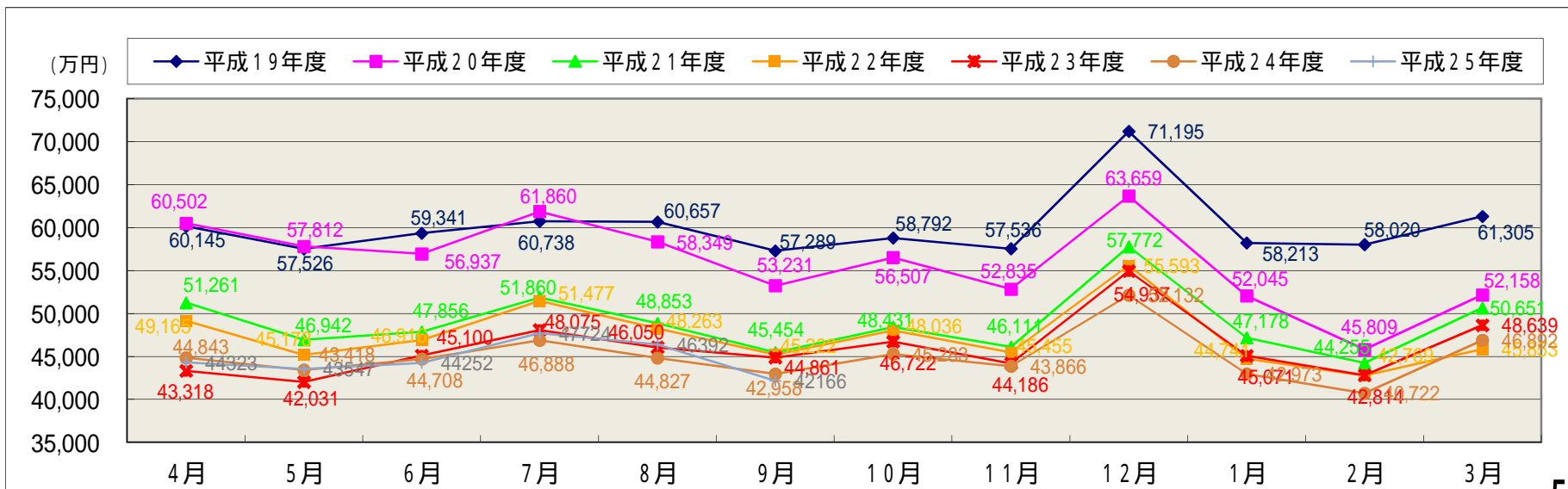
3. 各種指標の比較 (中・西毛交通圏)

1 / 3

輸送人員の推移 数値は県内に営業所を有する事業者のデータを集計(福祉車両は除く)

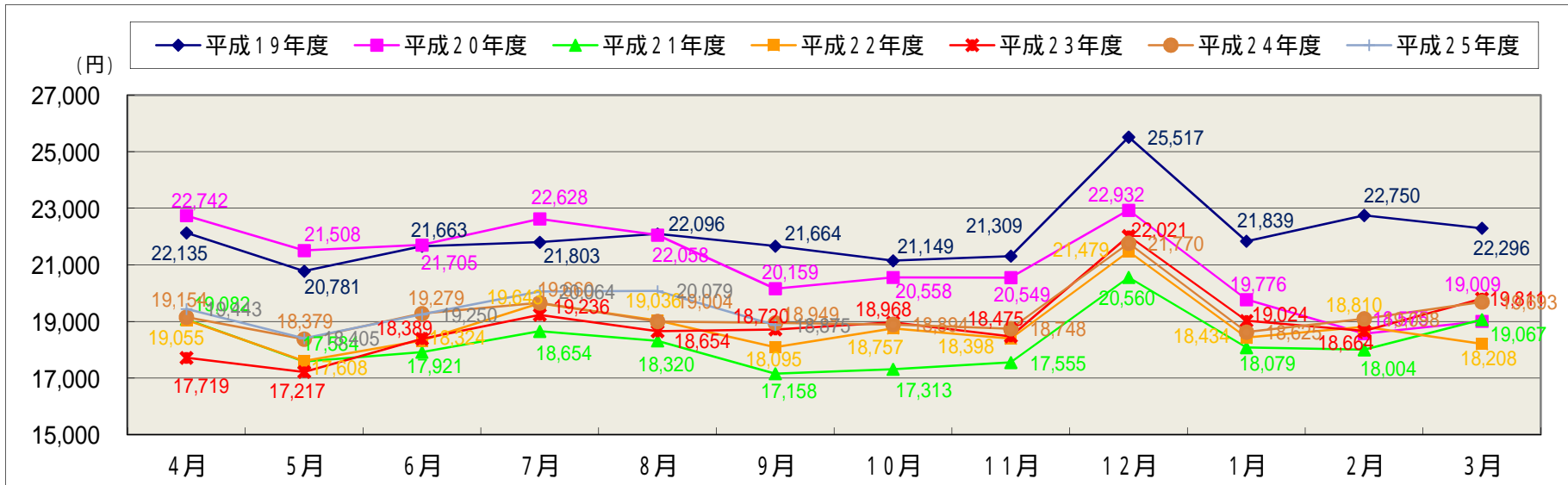


営業収入の推移 数値は県内に営業所を有する事業者のデータを集計(福祉車両は除く)

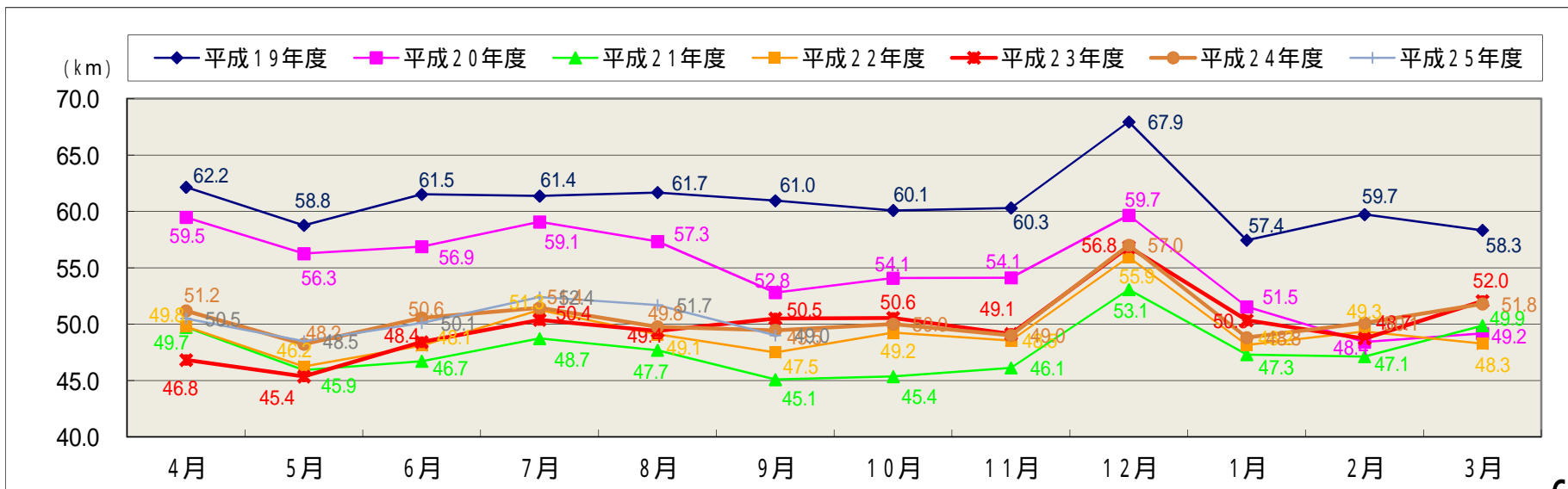


3. 各種指標の比較 (中・西毛通圏)

日車營收の推移 数値は県内に営業所を有する事業者のデータを集計(福祉車両は除く)

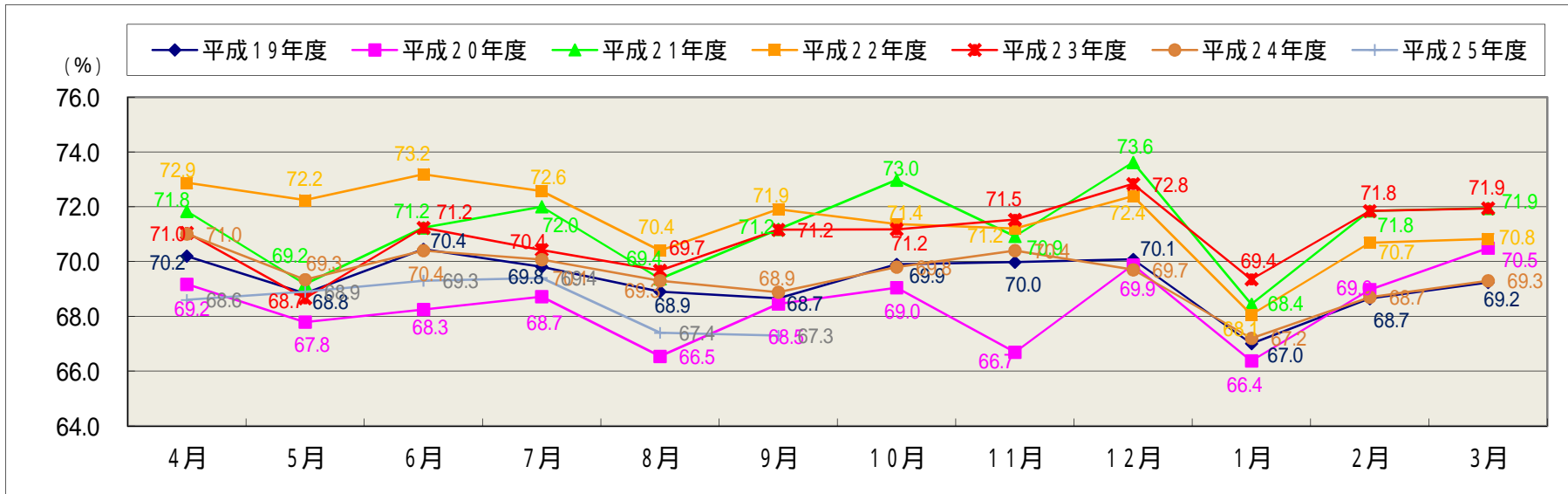


日車実車キロの推移 数値は県内に営業所を有する事業者のデータを集計(福祉車両は除く)

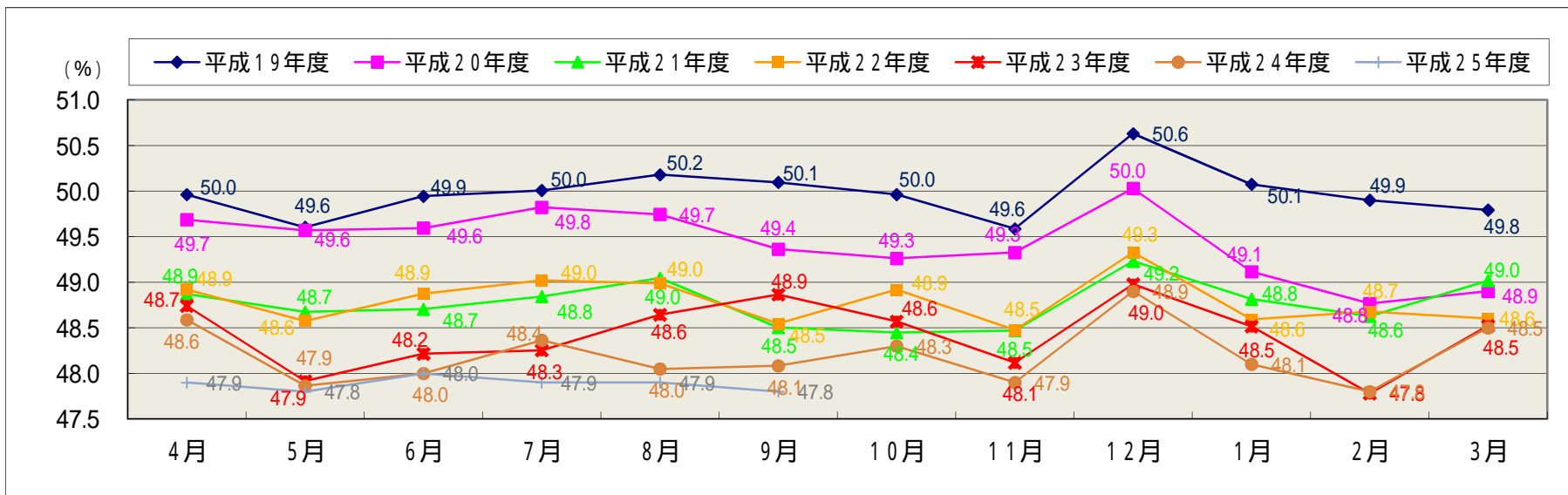


3. 各種指標の比較 (中・西毛交通圏)

実働率推移 数値は県内に営業所を有する事業者のデータを集計(福祉車両は除く)

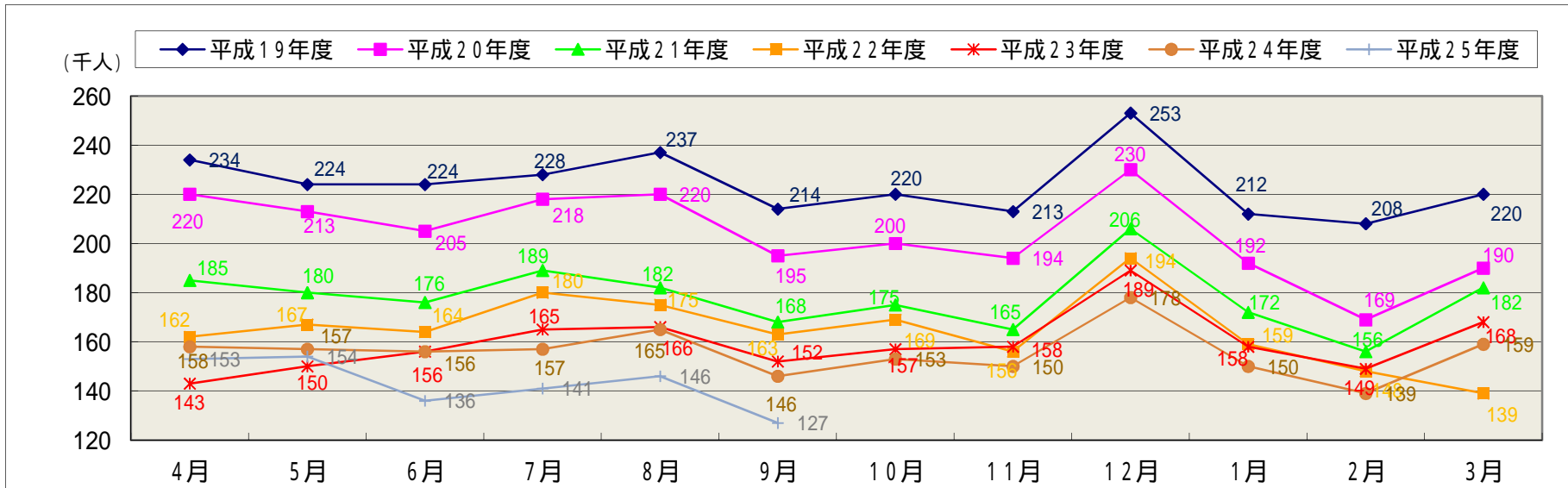


実車率の推移 数値は県内に営業所を有する事業者のデータを集計(福祉車両は除く)

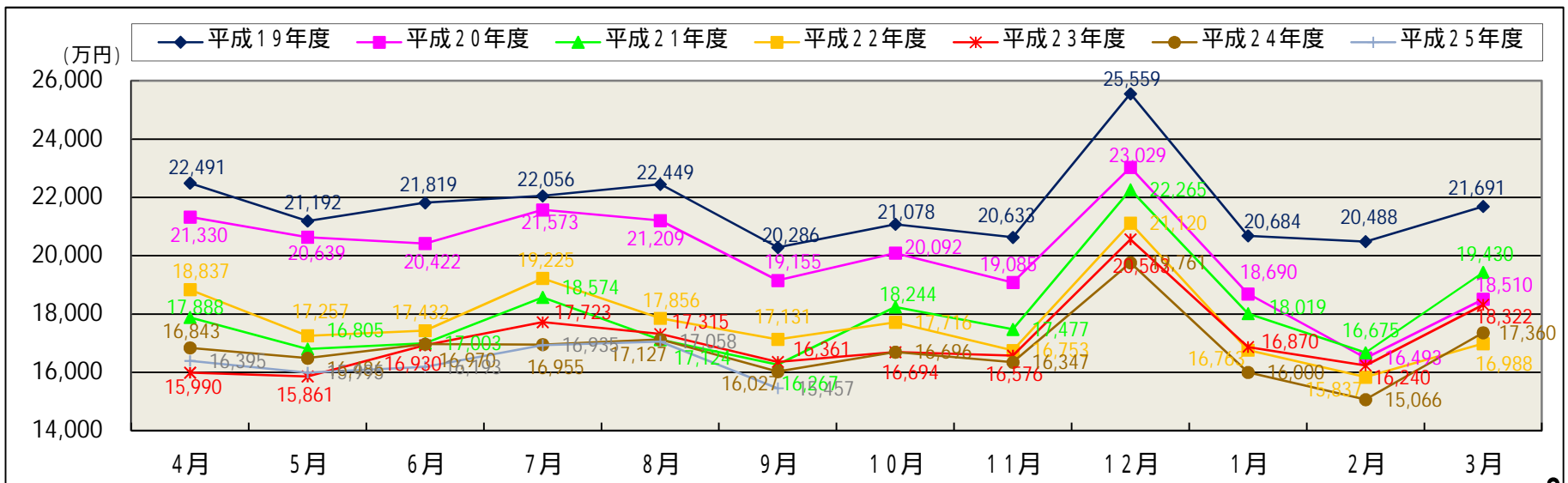


3. 各種指標の比較 (東毛交通圏)

輸送人員の推移 数値は県内に営業所を有する事業者のデータを集計(福祉車両は除く)

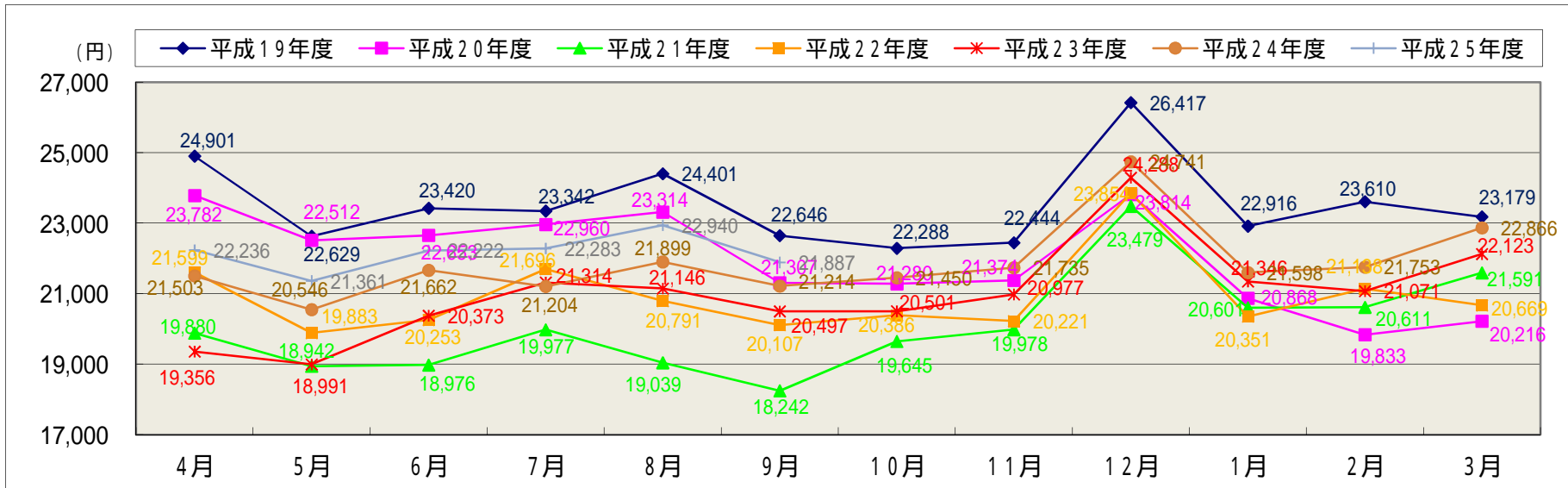


営業収入の推移 数値は県内に営業所を有する事業者のデータを集計(福祉車両は除く)

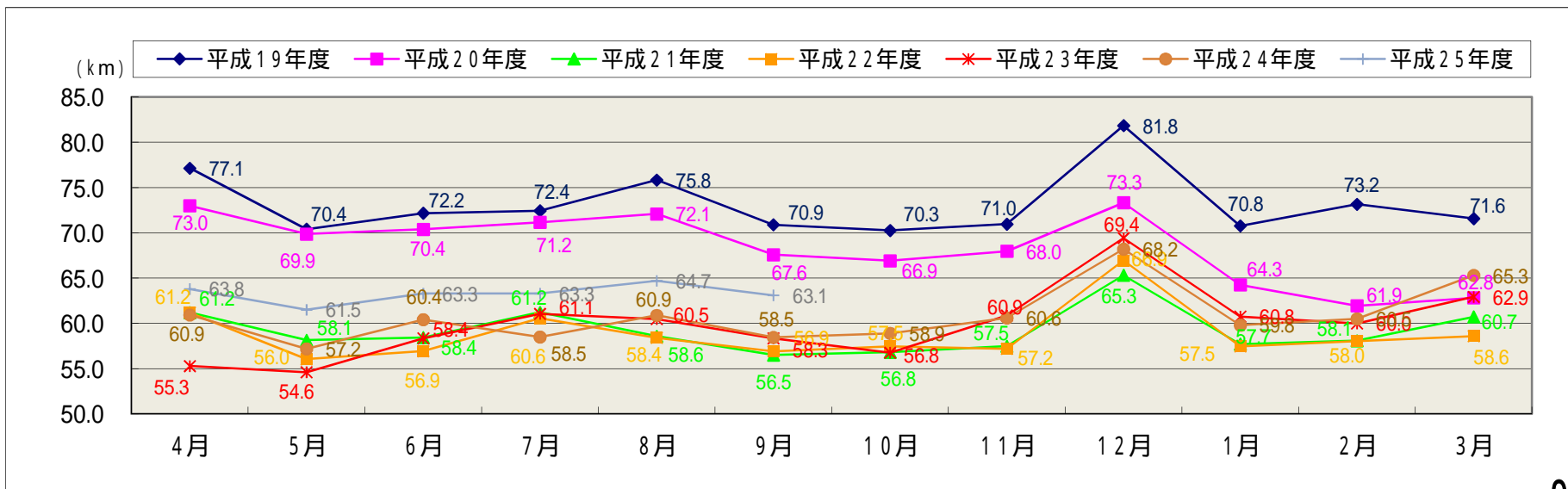


3. 各種指標の比較 (東毛交通圏)

日車營收の推移 数値は県内に営業所を有する事業者のデータを集計(福祉車両は除く)

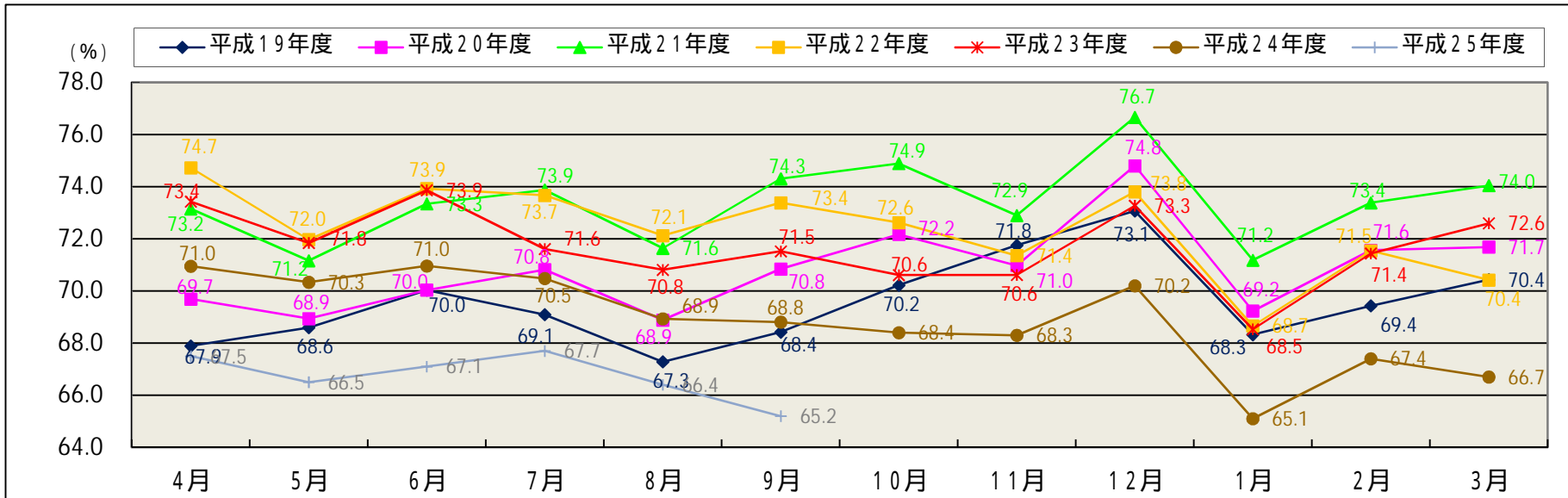


日車実車キロの推移 数値は県内に営業所を有する事業者のデータを集計(福祉車両は除く)

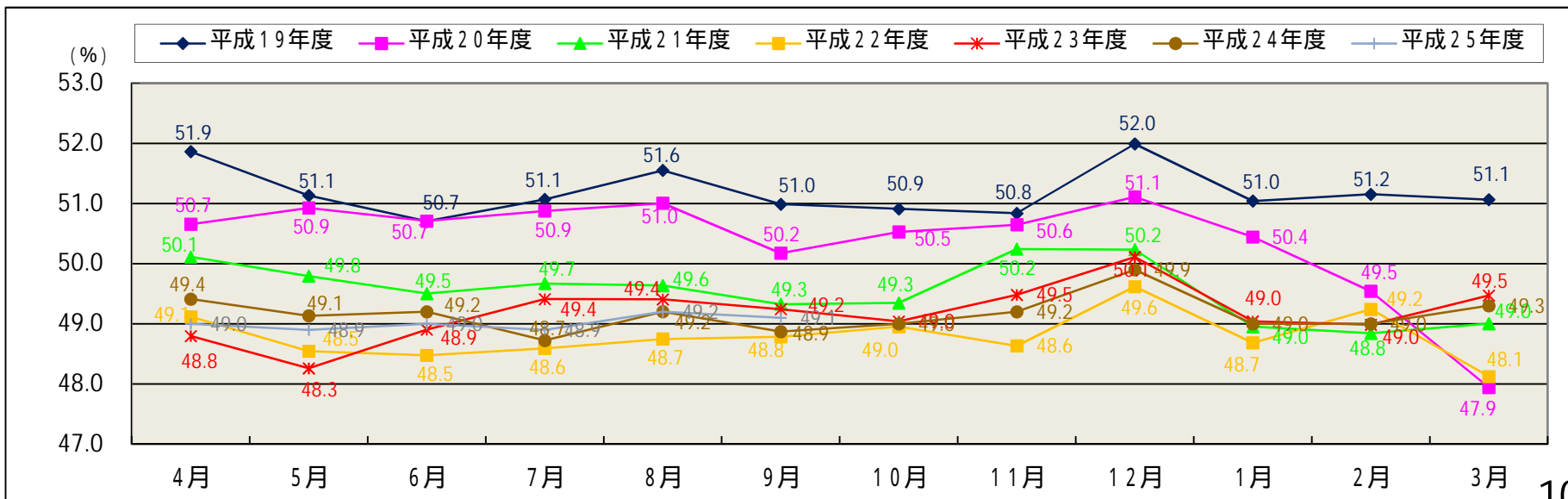


3. 各種指標の比較 (東毛交通圏)

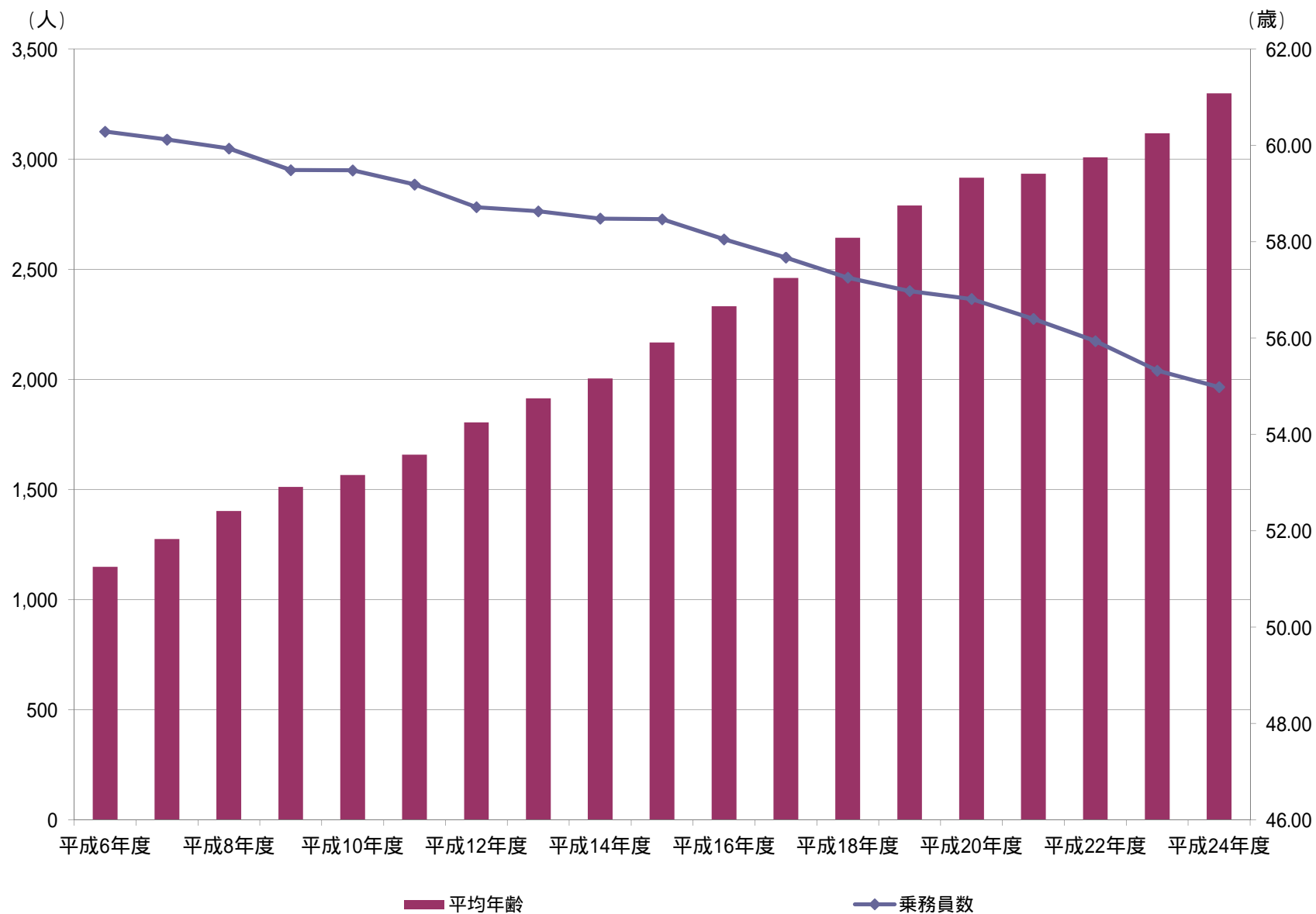
実働率の推移 数値は県内に営業所を有する事業者のデータを集計(福祉車両は除く)



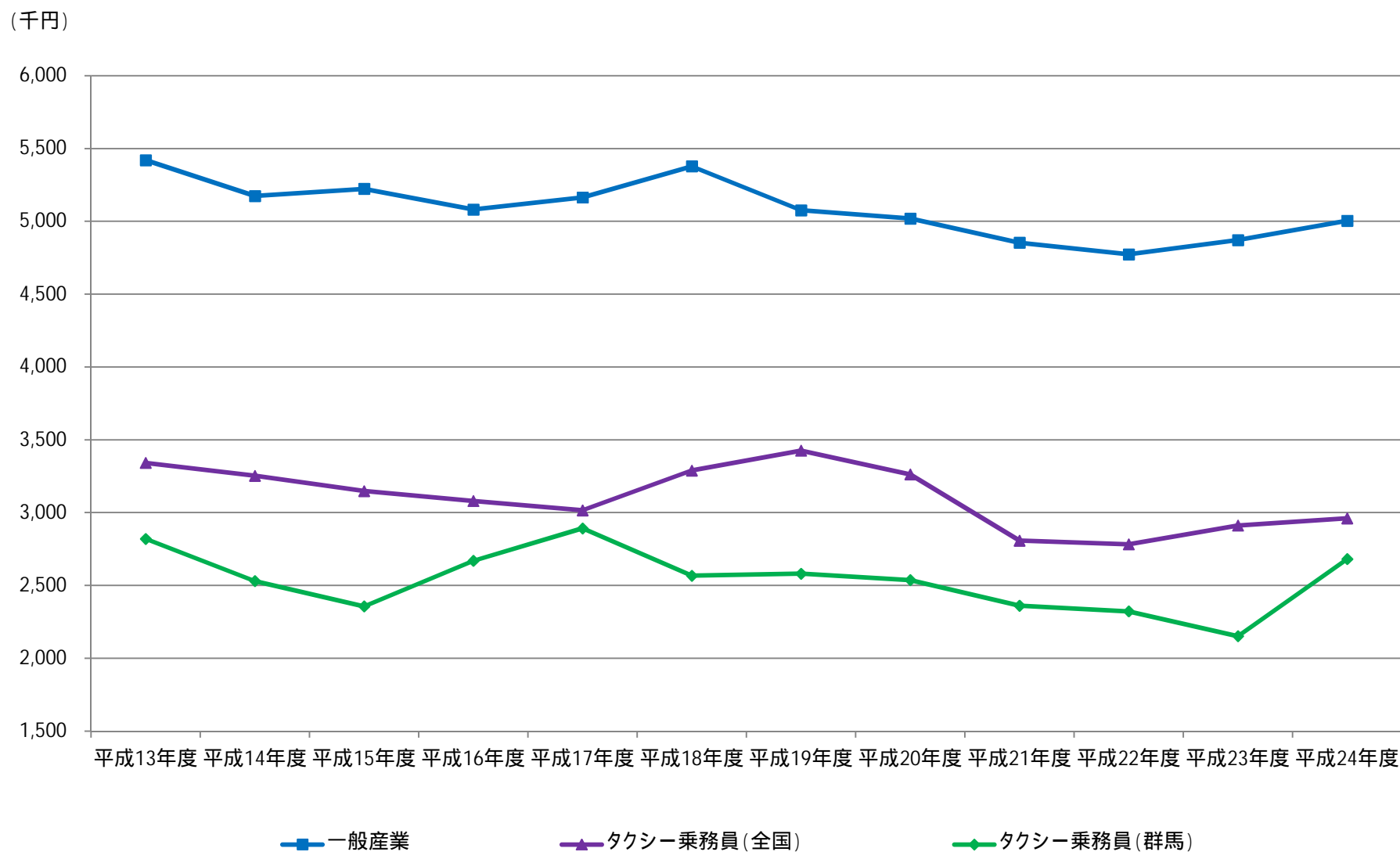
実車率の推移 数値は県内に営業所を有する事業者のデータを集計(福祉車両は除く)



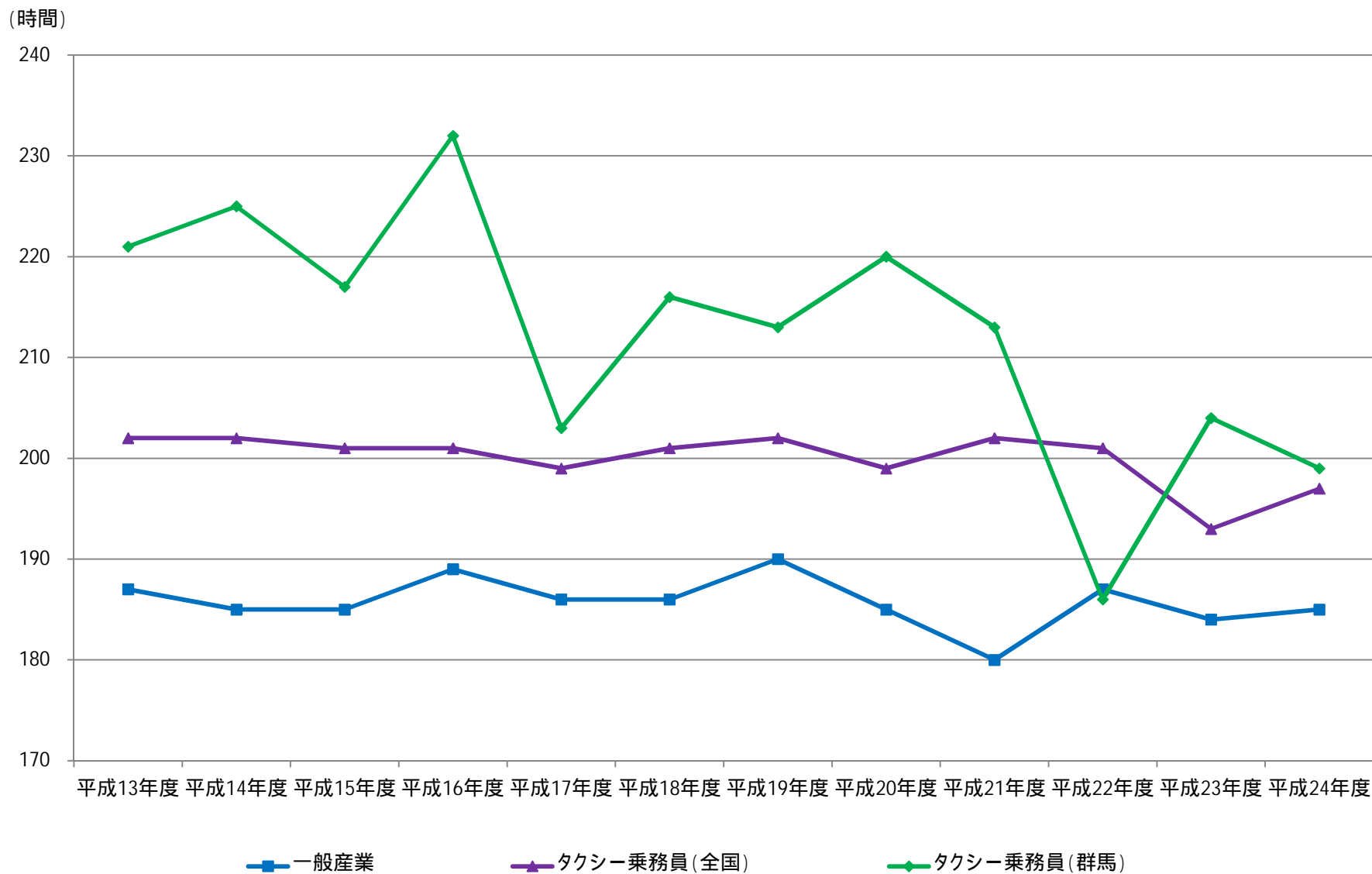
4. 乗務員数及び平均年齢の推移



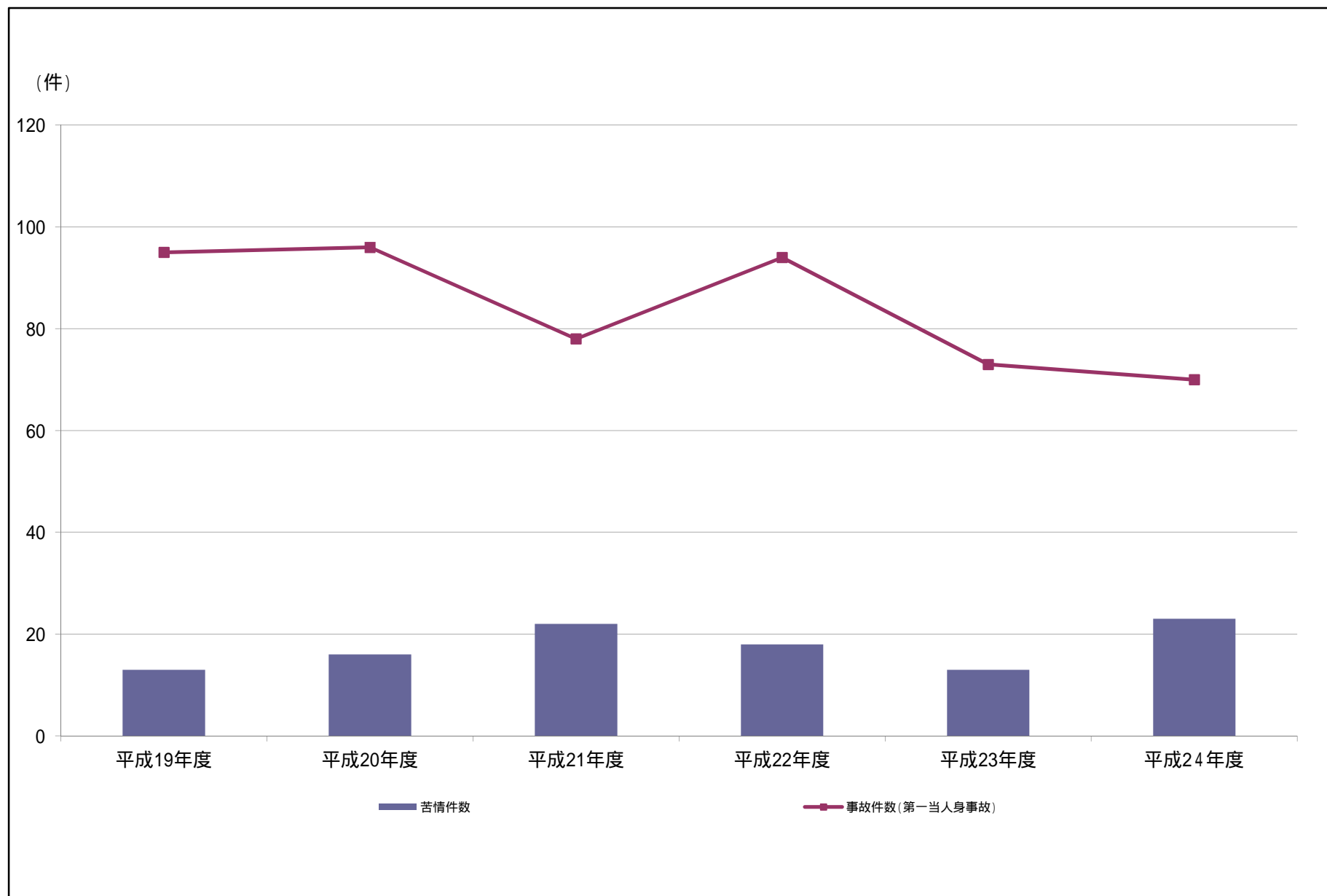
5. タクシー乗務員の平均年収の推移



6. タクシー乗務員の平均労働時間(月間)の推移



7. 苦情件数及び事故件数(第1当人身事故)の推移



3 . 地域計画の目標ごとの達成状況

地域計画の目標

タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
事業経営の活性化、効率化
タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
安全性の維持・向上
観光への取り組み
環境問題への貢献
防災・防犯対策への貢献
総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

《取組内容》

- ・ 利用者に分かり易い運賃で県内（高崎・前橋）から羽田・成田空港への定額運賃の導入。
- ・ タクシー車両の空いた時間を活用した救援事業の推進。
- ・ 更なる良質な運転手を確保するために「接客マナー講習」の実施。
- ・ 障害者等身体の不自由な方に対応するための福祉車両の導入。

【県内から羽田空港等への定額タクシーの導入】 実施主体:事業者

中・西毛

高崎市内



羽田空港

前橋市内



羽田空港
成田空港

《羽田空港へ》

Aコース(高速道路) 普通車 40,000円～
Bコース(高速&一般) 普通車 36,000円～



《羽田空港へ》

Aコース(高速道路) 普通車 41,000円～
Bコース(高速&一般) 普通車 37,000円～

《成田空港へ》

普通車 55,000円～

深夜早朝割増、障害者・免許返納割引適用あり
小型車、大型車、特定大型車の設定あり
高速道路料金等実費については別途請求

【タクシーの救援事業の推進】 実施主体:事業者

中・西毛、東毛

《救援事業とは》

タクシー事業の合間等に本来の業務の遂行に妨げない範囲内でタクシー車両を活用し、病院の順番取り、忘れ物の代理取得、切符などの予約・購入などの役務を提供する行為で運輸支局へ計画書を事前に提出して行う事業(料金は各社自由な設定可能)

実施事業者数(中・西毛、東毛交通圏)

買い物代行	10者	切符の代理取得	3者
病院の順番取り	6者	安否確認	2者
薬の受け取り	7者	バッテリーチャージ	3者
忘れ物の代理取得	4者	緊急時の血液輸送	1者

【運転者に対し、接遇(もてなし)や事故防止の講習会を開催】

中・西毛、東毛

実施主体:事業者、業界団体

高崎地区

平成25年11月21日～22日
場所:高崎市総合保健センター
内容:・防犯講話(警察署職員による講義)
・おもてなし接遇研修
(ラジオ高崎アナウンサーによる講義)
出席者:400名 主催:高崎地区ハイヤー協議会



太田地区

平成22年11月29日～30日
場所:太田市九合行政センター
内容:マナーアップ研修(外部講師による講義)
同時開催:タクシー乗務員が薦める観光スポットについて→「太田観光マップ」の作成
出席者:150名
主催:群馬県ハイヤー協会東毛支部太田地区会

「太田観光マップ」

<http://nb-ed.com/ota/index.html>

前橋地区

平成25年11月12日～14日
場所:群馬県防災センター2F
内容:・交通安全事故防止講習
(警察署職員による講義)
・接遇講習(ぐんま女将の会による講義)
出席者:400名
主催:前橋地区ハイヤー協議会



館林地区

平成23年2月23日～24日
場所:館林市文化会館
内容:接客講習(外部講師による講義)
出席者:120名
主催:群馬県ハイヤー協会東毛支部館林地区会

【福祉タクシー及び介護タクシーの運行】 実施主体：事業者

中・西毛、東毛

障害者や高齢者等の単独では移動が困難な方を輸送する手段として車椅子のまま乗車出来る車両を導入し、移動困難者に対するの利便性を図った。

福祉車両導入事業者数及び車両数
(中・西毛、東毛交通圏)

8事業者 : 13両

ユニバーサルデザインタクシー2両を含む
(うち補助事業活用 3事業者:3両)

福祉限定事業者を除く



《国庫補助の概要》

名称：バリアフリー化設備等整備事業

支援スキーム：

協議会(県、市町村、タクシー事業者等)において事業の目的、必要性、定量的な目標・効果、事業内容と事業実施者、費用の総額・負担者・負担額等を記載した「生活交通ネットワーク計画」を策定して、国へ提出



事業者が補助申請(ネットワーク計画を添付)

補助率：補助対象経費の1/3



《検証結果》

定額運賃の導入、運転者のサービス向上を図る講習会の開催、国の補助金等活用したUDタクシー等の福祉車両の導入等の様々なサービスの提供など、利用者目線の立場で取り組みを行ってきた結果、1日1車あたりの輸送人員については、前年対比で上回る状況が続いている。

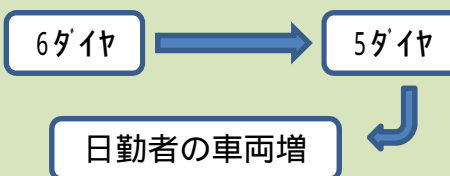
更なる利用者利便の向上のため、引き続き利用者ニーズに合致したサービスの提供に係る取り組みを行っていくことが必要である。

《取組内容》

- ・夜の酔客の需要が減っていることに伴って昼間の高齢者の需要に応えるためのダイヤ編成に変更。
- ・配車システムにGPS機能を有しているシステムに入れ替え、利用者にスムーズな配車システムを構築。

【営業方針を夜間重点から日中への切り替え】 実施主体：事業者

中・西毛



《効果》
以前は車両が少なく午前中の高齢者の通院需要に応えられなかったが、ダイヤを編成することにより昼間のダイヤの車両を増やしたことにより需要に応えられるようになった

【ナンバーディスプレイ表示による無線配車の効率化】

6社

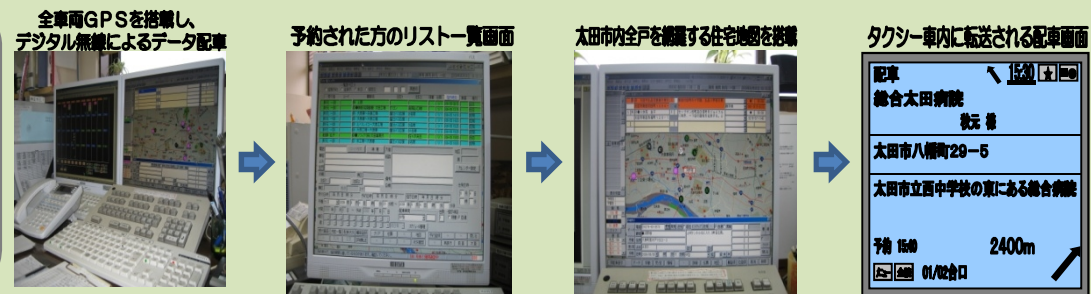
東毛

【デジタル式GPS - AVMの導入による効率的な無線配車】

1社

実施主体：事業者

GPS機能を有している配車システムと車両に備えているナビゲーションとの連動したシステムを構築し、ナンバーディスプレイ機能との連動や配車システムにお客様を登録し、電話時に瞬時に配車場所を特定して、GPS機能を活用しお客様の配車場所に一番近い車両を配車することにより配車時間の短縮と誤配車の減少を図った。



《検証結果》

需要の動向を捉えたダイヤの編成や利用者にスムーズな配車を行うためのシステム構築に取り組み、事業の効率化に向け努力をしている。

更なる事業経営の活性化、効率化のため、今後も引き続き事業の効率化に向けての取り組みの推進が必要である。

《取組内容》

- ・母子家庭世帯の雇用環境改善に向け、積極的に女性ドライバーの雇用。
- ・MT車からAT車に代替し、運転時の負担軽減を行い、安全性の向上。

【女性が働きやすい職場環境の整備】

中・西毛、東毛

実施主体：事業者

女性運転者の積極雇用



- ・7時、8時～8時間
- ・固定給制
- ・二種免許取得費用負担等の制度を設け積極雇用に対応

（効果・期待）

- ・男性職場の活性化
- ・物腰の柔らかさを生かした市場開拓

県内女性運転者の状況

66人 H26.1.6現在
(全体乗務員の約3.5%)



【MT車からAT車へ変更し、運転者負担を軽減】

中・西毛

実施主体：事業者

MT車のギア操作を行うことが運転者の負担と利用者の乗り心地にも影響があることから、運転時の安全性の車両の代替時にAT車へ切り替えが進んでいる。



《検証結果》

群馬県内のタクシー運転者の平均年齢は60歳を超え、高齢化が進んでいる中、職場環境の整備等を図ることにより、女性運転者等の積極的な雇用に取り組み、タクシー運転者の若返りを図った。今後も若年層ドライバーの確保に向けた取り組みを推進し、運転者の高齢化率の低下を図ることが必要である。

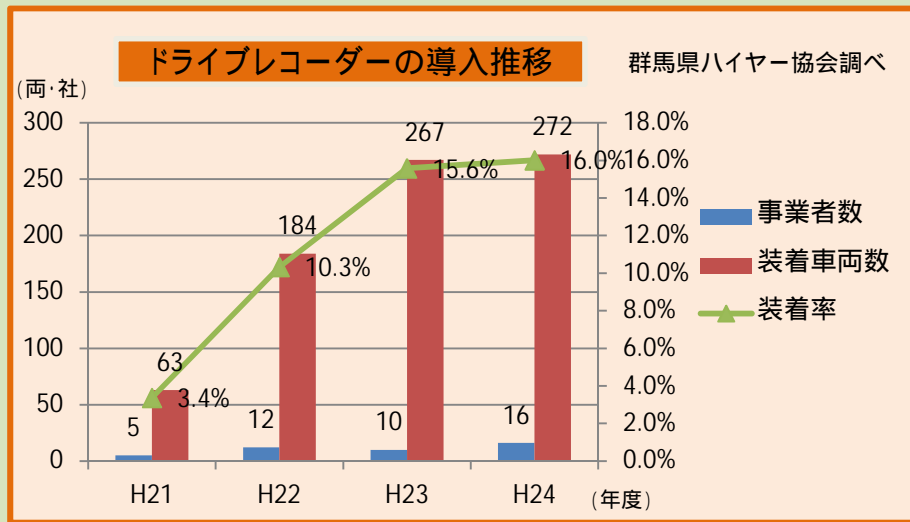
《取組内容》

- ・ 事故削減の観点からドライブレコーダーを導入し、そのデータ等を活用した安全教育を実施し事故防止の徹底を図る。

【ドライブレコーダーの導入】 実施主体:事業者

群馬県

ドライブレコーダーの導入により、運転者の安全意識が高まり抑止効果があるほか、安全教育等にも活用されている。



ドライブレコーダーの画像



(車内設置状況例)

《検証結果》

安全対策や事故防止の観点から県内でもドライブレコーダーの導入が進められている。近年、タクシーによる重大事故発生件数は減少しているものの、引き続きドライブレコーダーのデータ等を活用した事故原因の究明を行うと共に、危険予知運転の実施や、データ等を活用した安全教育を実施し、事故防止に向けた取り組みが必要である。

《取組内容》

- ・ JR東日本と連携し商品化した「駅から観タクン」や駅から温泉地、温泉地から温泉地を結ぶ「ちいたく」など、観光ルート別運賃の積極的な導入。

【各種の観光需要に対応した別立て観光運賃によるタクシー利用の推進】

中・西毛

【JR及び市との連携による「駅から観タクン」の充実拡大】

「駅から観タクン」の運行

実施主体：事業者

鉄道を利用して駅に降りた観光客が、名所・史跡などを巡るコースを、定額で設定されたタクシー運賃により、安心して手軽に観光できるよう地元のタクシー事業者とJR東日本高崎支社が連携して商品化。(平成21年4月JR高崎駅が最初)

高崎駅

「高崎名所巡り(白衣大観音他) 他7コース

前橋駅

「前橋名所巡り1コース(県庁他)」 他5コース

沼田駅

「自然の神秘 吹割の滝コース(季節限定)」 他1コース

渋川駅

「日本三大うどん水沢と伊香保石段散策コース」 他2コース

上毛高原駅

「わくわく体験 法師温泉コース」 他1コース

運賃：2時間5,800円～3時間10,600円 全 21コース

「荒船風穴ジオパークツアー」の運行

鉄道を利用して下仁田駅に降りた観光客が、世界遺産候補である「荒船風穴」をはじめとした観光スポットを、定額で設定されたタクシー運賃により、安心して手軽に観光できるよう、地元のタクシー事業者と下仁田町が連携して設定。

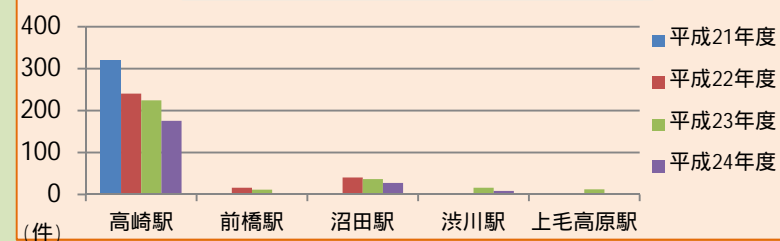
(平成25年7月より運行開始)

平成25年度中は、定額運賃のうち2,000円を下仁田町が負担。

運賃：2時間 6,000円 ~ 5時間 15,000円 全 14コース



駅別実績の推移



【JRと連携し、駅から県内の温泉地への定額タクシーの運行】

中・西毛

「ちいたく」の運行

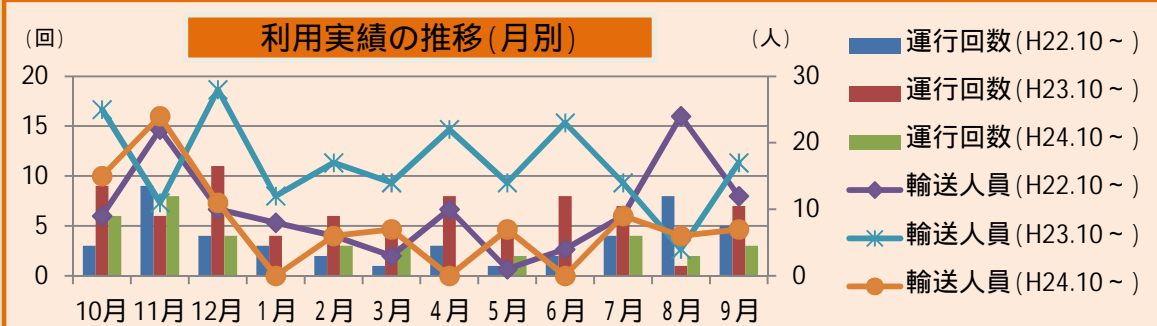
実施主体：事業者

群馬県を訪れる観光客がタクシーを乗り継ぐことでスムーズな観光地間の移動を可能にし、県内の観光スポットを満喫してもらうとともに、更なる誘客に繋げることを目的に実施。

「ちいたく」とは・・・
 いくつものちいき(地域)が
 つながり、ちい(小)さな旅
 がついてくる。
 広域タクシーネットワーク。

全10ルート

【わくわく 榛名コース】	高崎駅 榛名神社・榛名湖 伊香保温泉
【つるつる 水沢コース】	高崎駅 水澤うどん・水澤観世音 伊香保温泉
【うきうき 渋川コース】	伊香保温泉 群馬ガラス工芸美術館・道の駅「おのこ」 四万温泉
【きらら 中之条コース】	伊香保温泉 中之条町つむじ(ふるさと交流センター)・四万湖・歐穴群・奥四万ダム 四万温泉
【ほかほか みなかみコース】	四万温泉 中之条町つむじ(ふるさと交流センター)・道の駅水紀行館 水上温泉
【さらさら 四万コース】	四万温泉 欧穴群・道の駅月夜野矢瀬親水公園 水上温泉
【ぶらぶら 子持コース】	水上温泉 月夜野びーどろパーク・道の駅こもち&白い宿 伊香保温泉
【どきどき 月夜野コース】	水上温泉 道の駅月夜野矢瀬親水公園・大理石村ロックハート城 伊香保温泉
【しみじみ 敷島コース】	前橋・新前橋駅 敷島公園(朔太郎記念館・ばら園)・水澤観世音 伊香保温泉
【とくとく 赤城コース】	前橋・新前橋駅 道の駅ふじみ・聖酒造 伊香保温泉



《検証結果》

中・西毛交通圏においては、JR東日本高崎支社や自治体と協力して県内に来る観光客の対応について新たに観光ルート別運賃を設定するなど鉄道と連携した二次交通の整備を行った。

東毛交通圏においては、従来から観光客への対応として観光ルート別運賃を設定しており、鉄道との連携を図っている。

引き続き自治体等と連携し、二次交通の整備を進めるとともに、更なる旅行者のニーズに対応する施策を講じることが必要である。

《取組内容》

- ・ 車両代替時に環境に配慮した「ハイブリッド車」や「電気自動車（EV車）」の導入。

【代替車両について、低公害車の導入を促進】
【ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入促進】

実施主体：事業者

県内においては車両の老朽化も進んでおり、車両代替の時期を期にハイブリッド車や電気自動車（EV車）へ切り替え環境へ配慮した取り組みを行ってきている。



(トヨタ SAI)



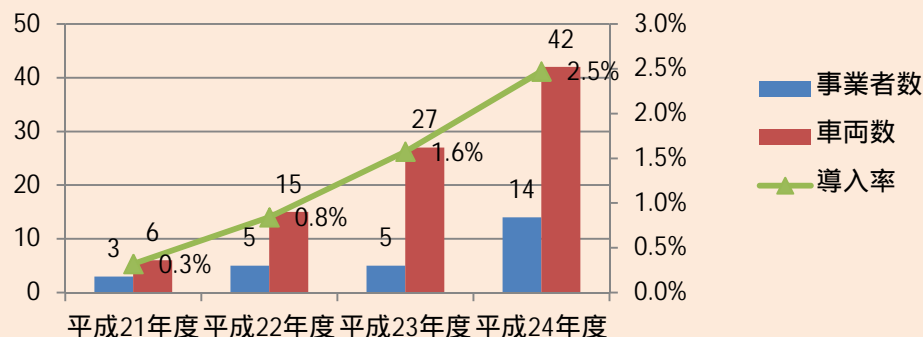
(日産 リーフ)



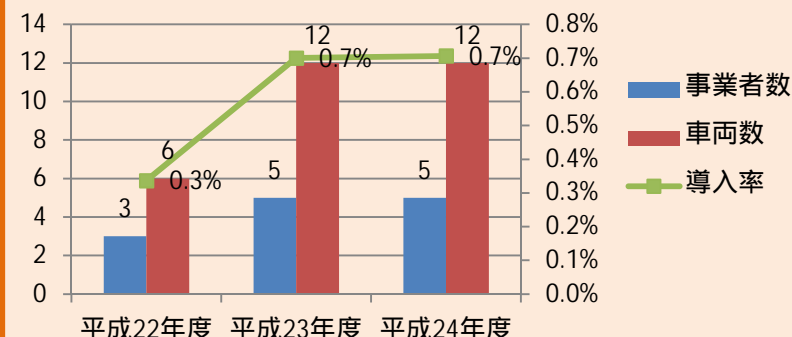
(レクサス)

群馬県

(両・社) ハイブリッド車導入状況推移 群馬県ハイヤ-協会調べ



(両・社) EV車導入状況推移 群馬県ハイヤ-協会調べ



《検証結果》

4年間の減休車の推進(中・西毛交通圏147両、東毛交通圏71両)、低公害車の導入、アイドリ
ングストップ運動を推進することにより、CO2の削減に取り組んでいる。

公共交通機関としての社会的責務を果たすため、引き続き環境問題への取り組みの推進が必要で
ある。

《取組内容》

- ・警察の協力を得て防犯訓練の実施。
 (その他の防災・防犯への取り組み)
 - ・「タクシー子供110番」の促進
 - ・子供を犯罪から守るための「キッズバス」の運行。
 - ・「緊急通報システム」や「AED機器」の搭載。
 - ・「ドライブレコーダーの記録データ提供に関する協定」を群馬県警察本部と締結。

【防犯訓練の実施】

中・西毛

高崎地区 実施主体: 業界団体

高崎警察署の協力を得て防犯講習・実技を行った。



【その他の取り組み事例】

「AED(自動体外式除細動器)」及び「緊急通報システム機器」の搭載



利用者の急病時等に備え、乗務員にAEDの講習を受講させ、車内にAEDを常備や緊急時に備えて通報システムの構築



タクシー「こども110」の促進

警察と提携し犯罪等を発見した場合の通報する制度の促進



キッズバス(子供専用タクシー)の運行

(概要)

利用者: 事前登録制(キッズバスカード作成)
 運賃支払: 後払い(キッズバスカードの提示で)
 特徴: 全車チャイルドシート装備、女性ドライバーが専属運転
 対象車両: 3台(ベンツAクラス、プリウス)
 その他: 現在、約180世帯・200~250名の登録者



街頭で事項防止等の啓蒙家都度の実施

月に2回、街頭で事故防止や街の犯罪防止のための啓蒙活動の実施



ドライブレコーダーの記録データ提供に関する協定の締結

県警に対し、ひき逃げなどの交通犯罪のほか、強盗事件などが起きた際、現場や近くを通りかかった車両から映像記録を提供する協定



《検証結果》

業界団体として警察等の協力を得て防犯訓練等を実施した。
 防災・防犯対策への貢献は、輸送の安全のみならず、国民生活の安全に寄与するものであり、引き続き関係機関と協力し、防犯対策・災害対策を推進することにより、公共交通機関としての社会的信用の確保・向上に努めることが必要である。

《取組内容》

- ・ 路線バスの廃止に伴い、自治体と調整しデマンド交通の実証実験をタクシー車両で運行。
- ・ 駅乗り場の利用者利便を考えたショットガン方式や一般車と公共交通を区分けした駅前広場の整備に自治体等と協力し利便性や安全性向上に努めた。

【自治体の都市計画等における公共交通機関としてのタクシーの役割に関する協議の推進】

東毛

実施主体：事業者

桐生市黒保根地区でのデマンド運行(概要)

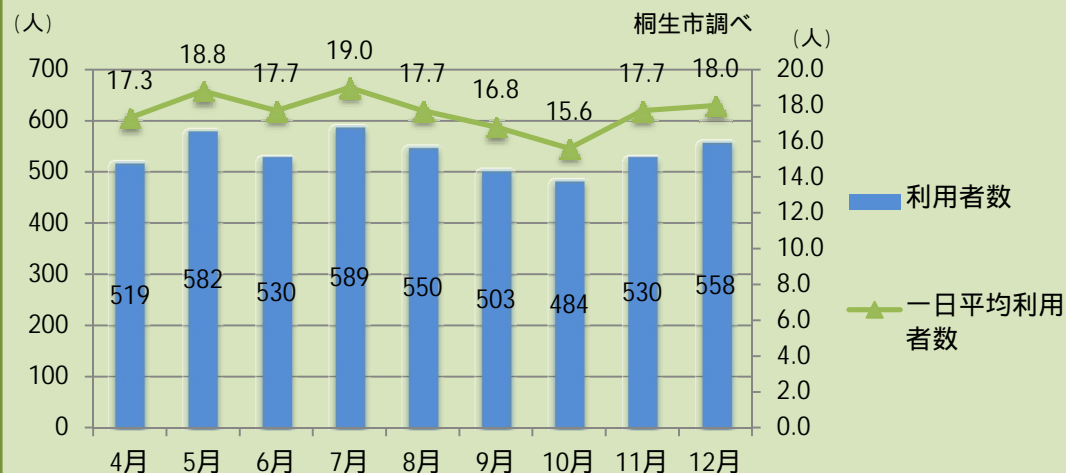
運賃：300円(小学生以下等150円)
 運行車両：1台(10人乗り)
 運行区域：桐生市黒保根地区(旧黒保根村)
 運行時間：6時40分発～18時42分発
 その他：道路運送法第21条許可により運行



県内の地域公共交通会議設置状況

交通会議名	設置日
前橋市地域公共交通会議	H18.11.16
藤岡市地域公共交通会議	H18.12.21
高山村地域公共交通会議	H18.10.27
嬭恋村地域公共交通会議	H18.11.13
南牧村地域公共交通会議	H19. 1.12
下仁田町地域公共交通会議	H19. 4.27
高崎市地域公共交通会議	H19. 6. 4
安中市地域公共交通会議	H19. 5.21
渋川市地域公共交通会議	H19. 8.30
桐生市地域公共交通会議	H19.10. 9
東吾妻町地域公共交通活性化協議会	H20. 5.29
みなかみ町地域公共交通会議	H20. 6. 9
上野村地域公共交通会議	H20. 6.26
富岡市地域公共交通会議	H20. 7.11
みどり市地域公共交通会議	H20. 8. 8
草津町地域公共交通会議	H20. 9.29
太田市地域公共交通活性化協議会	H20.10. 3
邑楽町地域公共交通会議	H21.11. 1
館林市他4町地域公共交通会議	H22. 3.23
中之条町地域公共交通会議	H22. 9.21
沼田市地域公共交通会議	H22.11.16
大泉町・千代田町地域公共交通会議	H23.11.15
玉村町地域公共交通会議	H24. 3.26
甘楽町地域公共交通会議	H25. 3. 1

デマンド実証実験利用人員推移



中・西毛

【JRや市と協議のもと駅前のタクシー乗り場の整理を図るとともに、ショットガン方式による入構車両の管理を検討】

【ショットガン方式による配車システムの構築を市と連携し計画】…目標

【駅前等における、安全なタクシー乗り場とタクシープールの設置】…目標

実施主体：自治体、事業者、
鉄道事業者等

高崎駅東口

東口駅広場改修工事に伴い、タクシープールと乗り場へのショットガン方式を導入し、利用者にスムーズな配車を可能にした。



(タクシープール)



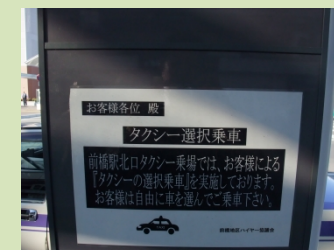
(乗り場(常時3台待機))

前橋駅北口

北口駅広場改修工事により一般送迎車とバスやタクシーの公共交通機関を区分けし一般車の流入を規制し利用者のスムーズ乗降を可能にした。



(公共交通機関と自家用車の入構規制のために区分け)



(利用者が車両を選択できる)

《検証結果》

JRや市と協議のもと、駅前のタクシー乗り場の整備を図った。また、各自治体が主催する地域公共交通会議等に積極的に参画した。

引き続き地域公共交通会議等に参画し、自治体との連携強化を行い、地域の公共交通機関として役割を担うよう努めることが必要である。

4 . 4 年間の取り組みの総括

4年間の取組みの総括

以上のとおり、タクシーが公共交通機関として健全に機能していくことを目標として、各タクシー事業者は、本地域計画に基づく旧特定事業等の実施及びそれと相まって行う供給量の削減(事業再構築)に取り組んできた。

また、事業者団体及び関係者によって、以下をはじめとする施策が実施され、タクシーが抱える諸問題の解決に向け一定の進捗が図られた。

多様化するニーズに対応したサービス提供

(観光ルート別運賃の「ちいたく」の設定や「駅から観タクン」の拡充等)

公共交通機関としての社会的責務を果たすための交通問題、環境問題への対応

(駅前整備に伴いショットガン方式の導入、EV・HVタクシーへの代替等)

中・西毛交通圏における適正と考えられる車両数と現有供給輸送力の乖離については、平成25年12月31日現在の車両数が基準車両数1,243両から約11.8ポイント減少し1,096両となっており、ある程度の乖離の減少が認められている。

また、東毛交通圏における適正と考えられる車両数と現有供給輸送力の乖離については、平成25年12月31日現在の車両数が基準車両428両から約16.5ポイント減少し357両となっており、中・西毛交通圏と同様にある程度の乖離の減少が認められている。

しかしながら、こうした取組みによっても経営基盤や労働条件の改善などの十分な成果には結びついていない状況であり、タクシーが公共交通機関としての機能を十分に発揮できるよう、引き続き適正化及び活性化を推進し、もって地域における交通の健全な発達に寄与することが求められている。

今後の取組みの方向性

今後の取組みの方向性

地域計画の目標への主な取組み（中・西毛交通圏、東毛交通圏）

タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

- ・個人需要等の掘り起こしに向けた取組み
（UDタクシーの導入・促進、運転者に対しての接遇や事故防止講習の受講促進等）
- ・IT等の技術を駆使した配車システムの拡充
（スマホ共通アプリ等を活用したシステムの導入等）

安全性の維持・向上

- ・事故防止に向けた取組み
（ドライブレコーダーの導入促進等）

観光への取組み

- ・県内に来る観光客向けのサービスの提供及び拡充
（自治体やJR等と連携した観光ルート別運賃の設定及び拡充等）

環境問題への貢献

- ・環境対応車の積極的な導入
（ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入促進）

防災・防犯対策への貢献

- ・犯罪防止や子供の安全確保への対応
（「タクシーこども110番」、「110番協力タクシー」の普及、促進）

総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

- ・タクシー事業としての自治体と連携強化
（自治体と密に連絡をとり自治体が計画する交通計画等への積極的な参画等）

<公定幅運賃について>

目 次

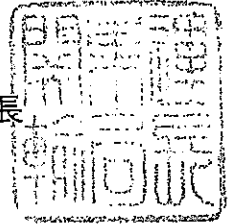
1. 運賃の範囲の指定に関する通知について . . . P 1
2. 公定幅運賃制度について（参考） . . . P 4
3. 平成26年4月からの消費税率引上げに伴う
タクシー運賃改定等の取扱いについて . . . P 5
4. 公定幅運賃の範囲の指定法法等について . . . P10
5. 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に
関する制度について . . . P19



関自旅二第1650号
平成26年2月6日

中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会長 殿

関東運輸局長



運賃の範囲の指定に関する通知について

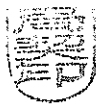
標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を下記期限までに運輸支局を經由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

記

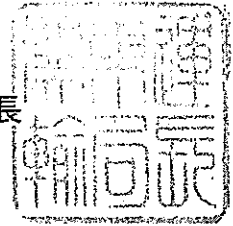
意見書の提出期限：平成26年2月26日



関自旅二第1650号
平成26年2月6日

東毛交通圏タクシー準特定地域協議会長 殿

関東運輸局長



運賃の範囲の指定に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を下記期限までに運輸支局を經由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

記

意見書の提出期限：平成26年2月26日

東毛、及び中・西毛交通圏の運賃の範囲(案)

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		
A(上限運賃)	810円	256m	90円	1分35秒 90円
B 運賃	800円	259m	90円	1分35秒 90円
C 運賃	790円	262m	90円	1分35秒 90円
D 運賃	780円	266m	90円	1分40秒 90円
E 運賃	770円	269m	90円	1分40秒 90円
F 運賃	760円	273m	90円	1分40秒 90円
下限運賃	750円	276m	90円	1分40秒 90円

	時間制運賃		
	初乗運賃 30分	加算運賃	
A(上限運賃)	3,400円	30分	3,400円
B 運賃	3,360円	30分	3,360円
C 運賃	3,320円	30分	3,320円
D 運賃	3,270円	30分	3,270円
E 運賃	3,230円	30分	3,230円
F 運賃	3,190円	30分	3,190円
下限運賃	3,150円	30分	3,150円

②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		
A(上限運賃)	770円	273m	90円	1分40秒 90円
B 運賃	760円	277m	90円	1分40秒 90円
C 運賃	750円	280m	90円	1分45秒 90円
D 運賃	740円	284m	90円	1分45秒 90円
E 運賃	730円	288m	90円	1分45秒 90円
下限運賃	720円	292m	90円	1分45秒 90円

	時間制運賃		
	初乗運賃 30分	加算運賃	
A(上限運賃)	3,200円	30分	3,200円
B 運賃	3,160円	30分	3,160円
C 運賃	3,120円	30分	3,120円
D 運賃	3,080円	30分	3,080円
E 運賃	3,030円	30分	3,030円
下限運賃	2,990円	30分	2,990円

③普通車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		
A(上限運賃)	730円	293m	90円	1分45秒 90円
B 運賃	720円	297m	90円	1分50秒 90円
C 運賃	710円	301m	90円	1分50秒 90円
D 運賃	700円	306m	90円	1分50秒 90円
E 運賃	690円	310m	90円	1分55秒 90円
下限運賃	680円	315m	90円	1分55秒 90円

	時間制運賃		
	初乗運賃 30分	加算運賃	
A(上限運賃)	2,990円	30分	2,990円
B 運賃	2,950円	30分	2,950円
C 運賃	2,910円	30分	2,910円
D 運賃	2,870円	30分	2,870円
下限運賃	2,830円	30分	2,830円

④小型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		
A(上限運賃)	710円	301m	90円	1分50秒 90円
B 運賃	700円	305m	90円	1分50秒 90円
C 運賃	690円	310m	90円	1分55秒 90円
D 運賃	680円	314m	90円	1分55秒 90円
E 運賃	670円	319m	90円	1分55秒 90円
下限運賃	660円	324m	90円	2分0秒 90円

	時間制運賃		
	初乗運賃 30分	加算運賃	
A(上限運賃)	2,890円	30分	2,890円
B 運賃	2,850円	30分	2,850円
C 運賃	2,810円	30分	2,810円
D 運賃	2,770円	30分	2,770円
下限運賃	2,730円	30分	2,730円

2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

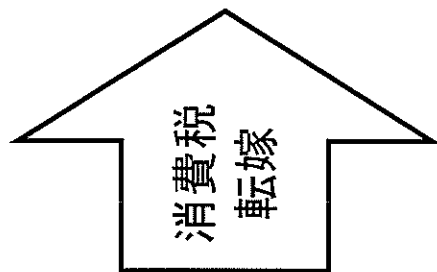
〈参考〉

公定幅運賃制度について

現行自動認可運賃

〈普通車〉

	距離制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃
A (上限運賃)	710 円	301 m 90 円
B 運賃	700 円	305 m 90 円
C 運賃	690 円	310 m 90 円
D 運賃	680 円	314 m 90 円
E 運賃	670 円	319 m 90 円
下限運賃	660 円	324 m 90 円



〈普通車〉

公定幅運賃

	距離制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	293 m 90 円
B 運賃	720 円	297 m 90 円
C 運賃	710 円	301 m 90 円
D 運賃	700 円	306 m 90 円
E 運賃	690 円	310 m 90 円
下限運賃	680 円	315 m 90 円

国自旅第421号

平成26年1月29日

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長

(公 印 省 略)

平成26年4月からの消費税率引上げに伴う
タクシー運賃改定等の取扱いについて

平成26年4月1日に実施予定の消費税率引き上げに伴うタクシー運賃の改定については、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について(平成13年10月26日付国自旅第101号。以下「運賃処理方針通達」という。)」、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について(平成26年1月24日付国自旅第407号。以下「公定幅運賃通達」という。)及び「福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金について(平成18年9月25日付け国自旅第170号。以下「福祉輸送運賃通達」という。)」に定めるところにかかわらず、以下の通り取り扱うこととするので遺漏なきよう取りはからわれない。

なお、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 自動認可運賃等の算定

各地方運輸局において、運賃適用地域ごとに、運賃処理方針通達の4(1)に基づき、消費税率引き上げ分を転嫁した自動認可運賃等(特定地域等(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項に定める特定地域及び同法第3条の2に定める準特定地域。以下同じ。)以外の地域にあつては自動認可運賃を、特定地域等にあつては公定幅運賃を指す。以下同じ。)を設定することとする。

この際、自動認可運賃の範囲又は公定幅運賃の範囲の算定にあたっては、

- ・ 運賃処理方針通達の別紙2第1～第7までは適用せず、第8の所要増収率を108/105として用いる
- ・ 運賃処理方針通達別紙3の1.(1)における上限初乗運賃額に乗じる数、及



び同通達別添2の1(2)における初乗運賃収入構成比、同2(1)における加算運賃収入構成比は、原則現行の自動認可運賃を算定した際に用いたものと同じものを用いる

- ・必要に応じ、「一般タクシー事業における今般の運賃改定申請の審査等の取扱いについて(平成19年3月28日付け国自旅第325号)」の3.の取扱いを行うこととする。

また、地域ごとに事業者団体の要望(タクシー協会の決議等により表明されているものに限る。)がある場合には、例外的に初乗運賃額は変えずに、初乗距離を短縮する方法(以下、「距離方式」という。)により転嫁することも認めることとする。

この場合、初乗距離に105/108を乗じ、1m単位に四捨五入した距離で、もとの初乗距離を割ることで初乗運賃値上率を算出する他はすべて上記と同じ方法で行うこととする。

2. 自動認可運賃等の公示

各地方運輸局は、設定した自動認可運賃等の算定の際に使用した関係資料を「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定事案の取扱いについて(平成23年4月25日付国自旅第41号。以下「改定事案取扱通達」という。)」に基づき、速やかに本省へ送付することとする。

改定事案取扱通達に定める、物価問題に関する関係閣僚会議や消費者庁への事前協議等の必要な手続きが本省において終了した後、各地方運輸局は自動認可運賃等を公示することとする。

また、改定事案取扱通達における分類にかかわらず、すべての運賃適用地域の自動認可運賃等を原則同日に公示することとする。

3. 運賃改定の方法

(特定地域等以外の地域)

- ① 公示した自動認可運賃で運賃変更申請がなされた場合、各地方運輸局は、速やかにこれを認可することとする。ただし、認可に際し、運賃処理方針通達の別紙4第2の2の条件は付すこととする。この際、初乗距離を短縮する運賃申請がなされた場合、申請事案の公示の省略はできないものとする。

- ② 現に自動認可運賃を下回っている運賃(以下「下限割れ運賃」という。)について、消費税率引き上げ分を転嫁する運賃変更申請がなされた場合は、1.の要領で運賃額を算定し認可することとする。

この場合「現行の自動認可運賃を算定した際に用いたもの」の部分「前回の査定で用いたもの」に読み替えるものとする。(ただし、平成21年10月に実施した自動認可運賃の下限引き上げにより下限割れとなった運賃については、この限りではない。)

また、現に認可の期限が付されている下限割れ運賃については、現認可の

終了期限を付して認可を行うこととする。期限の付されていない下限割れ運賃については、運賃処理方針通達の別紙4第2の2に準じた条件を付すこととし、運賃処理方針通達の別紙4第3の3(4)に定める各号の条件は付さないこととする。

- ③ 定額運賃(観光ルート別運賃を含む。)及び料金について、消費税率引き上げ分を転嫁する運賃変更申請等がなされた場合は、現行運賃額に108/105を乗じることを基本として、消費税率を転嫁した運賃額等を算定し認可することとする。ただし、運賃収入を含め、事業収入全体として108/105となる増収率の範囲内で調整することとする。

(特定地域等)

- ① 公定幅運賃への届け出の取扱いは、公定幅運賃通達によることとする。
- ② 定額運賃については、届け出を行った基本運賃に基づき届け出を行う必要があるが、公定幅運賃の範囲内で届け出を行った基本運賃の額によらないものについては、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の3第3項に基づく運賃の変更命令について(平成26年1月24日付け国自旅第408号)」1.(4)に基づき変更命令の対象となる点について、注意喚起を行うこととする。
- ③ 料金については、上記③の取扱いに同じ。

(共通)

- ① 消費税率引き上げ分のみを転嫁する改定においては、現行運賃に設定されている割引等と同一内容の割引等を、改定後も引き続き実施する場合は、割引等の審査は行わず、また、運賃処理方針通達の5.(2)及び(3)に定める各号の条件も改めて付さないこととする。

4. 運賃改定の受付期間及び実施時期

- ① 以下に定める期間に申請のあったものについては、平成26年4月1日を実施日として処理すること。

(特定地域等以外の地域)

- ・自動認可運賃への申請(料金申請含む)
・・・自動認可運賃の公示日から2週間
- ・その他の運賃の申請・・・平成26年1月29日
～自動認可運賃の公示日の前日

(特定地域)

- ・公定幅運賃等への届け出・・・公定幅運賃の公示日～平成26年3月31日
- ・料金等の申請・・・公定幅運賃の公示日から2週間

- ② 通常の運賃改定が平成26年4月1日に近接して実施する場合には、短期間で現行運賃の改定が実施されることにより、利用者に負担感や混乱を生じさせる恐れがあることに十分配慮し、改定時期を決定することとする。

なお、消費税を転嫁する運賃改定と通常の運賃改定を同時に実施する場合には、税負担の転嫁に係る改定率と通常改定に係る改定率とを区別して公表すること。

(例) 運賃改定率 % (うち消費税の改定に係る率 %)

また、特定地域等以外における下限割れ運賃において、既に期限更新等の申請がなされている場合に、当該事業者から消費税率改定分を転嫁する追加申請がなされた場合は、本申請と同時に処分してもよいこととする。

5. 福祉輸送運賃の改定

福祉輸送運賃通達に定める福祉輸送運賃において、自動認可運賃に該当する運賃を設定している場合は、上記の特定地域等以外の地域における3. ①に準じた取扱いとすることとする。

また、自動認可運賃に該当しない運賃を設定している場合は、上記の特定地域等以外の地域における3. ③に準じ取扱いとすることとする。

6. その他

- (1) タクシー運賃においては、すでに内税方式による総額表示が定着している現状を鑑み、今回の消費税率等引き上げに伴う運賃改定についても内税方式を採用することとする。
- (2) 改定運賃の実施にあたっては、利用者等の混乱を避けるため、運行管理者及び運転者等に対し指導を徹底するとともに、広告、リーフレットの配布、乗り場における周知等を図るよう指導することとする。
- (3) 関係団体等に対して、今回の改定手法等の説明を行うとともに、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」等の関係法令を遵守するよう指導することとする。
- (4) 個人タクシー事業者が自動認可運賃へ値上げする等の場合には、利用者へ便乗値上げ等の誤解を招かないよう、事業者は適切な運賃設定を行うことは勿論、4. ②に準じた公表や利用者への説明等を行い、トラブル回避に努めるよう指導することとする。
- (5) 旧基準メーターを使用する車両については、計量法上今回の消費税改定に対応できないため、早期に新基準メーターに変更するよう指導することとする。
- (6) ハイヤー及び寝台別建運賃を設定している場合は、原則タクシー運賃に準

じた取扱いを行うこととする。

- (7) メーター改修の期間等を考慮し、10日以内の期間を定め、換算表の使用を認めてもよいこととする。ただし、可能な限り早期に改定運賃を実施するようタクシー事業者を指導することとする。
- (8) 今回の消費税率の転嫁に際し、1. に定める距離方式とは別に、現行の距離を基本としつつ、事業者の選択により、1回分等の加算距離等を短縮した初乗距離に対応した初乗運賃も設定できることとする点を十分に踏まえて対応することとする。
- (9) 本通達の有効期限は、平成26年6月30日までとする。

国自旅第407号
平成26年1月24日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

公定幅運賃の範囲の指定方法等について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」を別紙のとおり定めたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、所要の措置を講じられたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

(別紙)

公定幅運賃の範囲の指定方法等について

1. 公定幅運賃の範囲を指定する基本運賃

タクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第2条第1項に定めるタクシー）の運賃及びハイヤー（タク特法第2条第2項に定めるハイヤーのうち、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成26年国土交通省告示第56号）」第2条第3号に定めるものを除く。以下同じ。）の運賃のうち、以下の基本運賃について公定幅運賃（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第16条第1項に基づき、国土交通大臣が指定又は変更する運賃。以下同じ。）の範囲を指定するものとする。なお、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて（平成18年9月25日付け国自旅第169号）」に定める福祉輸送サービスに係る運賃については、範囲を指定しない。

(1) タクシーに係る基本運賃

① 距離制運賃（時間距離併用制を含む。）

距離制運賃とは、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成13年10月26日付け国自旅第100号。以下「運賃制度通達」という。）」1.（1）イに定める距離制運賃をいう。

距離制運賃の適用方法については、運賃制度通達1.（3）イ①②③④及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」の細部取扱いについて（平成14年1月25日付け国自旅第158号。以下「細部取扱通達」という。）1.（1）によることとする。

② 時間制運賃

時間制運賃とは、運賃制度通達1.（1）ロに定める時間制運賃（その他、地方運輸局長が別途定めるものを含む。）をいう。

時間制運賃の適用方法については、運賃制度通達1.（4）イ②（ただし書きを除く。）③によることとする。

ただし、地域の実情に応じて、初乗時間を30分単位、初乗及び加算運賃額を10円単位とすることができることとする。

(2) ハイヤーに係る基本運賃

(1) に同じ（運賃制度通達1.（4）イ④の取扱いを行うものを含む。）

2. 割引運賃及び定額運賃の取扱い

(1) 割引運賃

運賃制度通達1.（3）ニ又は1.（4）ハ②に定める遠距離割引又は営業的割引が適用された基本運賃（以下「割引運賃」という。）のうち、3.

(1) ②で選定する原価計算対象事業者の総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となるものは、基本運賃又は基本運賃に準ずる運賃に該当するものとして取扱い、このような割引運賃のうち、公定幅運賃の範囲内にならないものは、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第3項に基づく運賃の変更命令について（平成26年1月24日付け国自旅第408号。以下「運賃変更命令通達」という。）」に定める運賃の変更命令の対象となる。

なお、このような割引運賃以外の割引運賃については、公定幅運賃制度の対象とはならず、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第9条の3第1項に基づき、地方運輸局長の認可を受けなければならない。

(2) 定額運賃

運賃制度通達1.(5)に定める定額運賃とする。ただし、運賃制度通達1.(1)ハ①に定める定額運賃の額は、当該定額運賃を定める定額運賃適用施設（特定の空港、鉄道駅、各種集客施設（公的医療機関、博物館、美術館、大規模テーマパーク（遊戯施設））等恒常的に相当数の不特定多数の集客が見込まれる施設と認められるものをいう。以下同じ。）から他の適用施設又は一定のエリア内への最短経路による運送に適用される、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額によるものとし、これを設定する場合にあつては、地方運輸局長に届け出ることが必要となる。また、当該基本運賃については、時間距離併用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃とする。

このため、定額運賃は、基本運賃に準ずる運賃に該当することから、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額によらない定額運賃は、運賃変更命令通達に定める運賃の変更命令の対象となる。

なお、運送法第9条の3第1項の認可を受けている定額運賃については、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃に基づき改めて設定した上で、地方運輸局長に届け出ることが必要となる。

3. 公定幅運賃の設定方法

公定幅運賃の設定方法は、以下のとおりとする。

(1) タクシーに係る公定幅運賃

① 標準能率事業者の選定

法第16条第2項第1号に定める「能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「標準能率事業者」という。）」の選定は、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の基準について（平成13年10月26日付け国自旅第101号。以下「運賃処理方針通達」という。）」別紙1第1に定める基準に基づき行う。

② 運賃原価（適正利潤を含む。）の算定

①で選定した標準能率事業者のなかから、運賃処理方針通達別紙2

第1の基準に基づき、「原価計算対象事業者」の選定を行い、同通達別紙2第2～第4、第6に基づき（人件費については、「一般タクシー事業における今般の運賃改定申請の審査等の取扱いについて（平成19年3月28日付け国自旅第325号。以下「査定方針通達」という。）」1.（1）に基づき）、運賃原価を算定する。

③ 公定幅運賃の範囲の設定

【上限運賃】

②で算定した運賃原価をもとに、運賃処理方針通達別紙2第5、第7～第10、別添2、及び査定方針通達1（2）に基づき算定した額を上限運賃として設定する。

【下限運賃】

②で算定した運賃原価を、運賃処理方針通達別表1により区分し、同通達別紙3の1.（1）及び2.（1）に基づき算定し、査定方針通達3（2）に基づく所要の修正を行った額を、下限運賃として設定する。

④ 公定幅運賃の範囲内の設定

③で設定した上限運賃と下限運賃の範囲内において、運賃処理方針通達別紙3の1.（2）及び2.（2）に基づき算定し、査定方針通達3（2）に基づく所要の修正を行った運賃額等を設定する。

⑤ 車種区分

公定幅運賃は、運賃制度通達3. 及び別表の区分に基づく車種区分ごとに設定する。

⑥ 初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定

初乗距離を短縮する距離制運賃又は初乗時間若しくは加算時間を短縮する時間制運賃について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の6第1項に定める意見書（以下「意見書」という。）において、公定幅運賃として指定を求める意見がなされた場合は、運賃制度通達1.（3）イ⑤及び（4）イ②のただし書き、運賃処理方針通達別紙4第4の1. 及び2. に基づき、公定幅運賃として設定する。

（2）ハイヤーに係る公定幅運賃

ハイヤーに係る公定幅運賃は、（1）で定める下限運賃以上とする。

4. タクシーに係る公定幅運賃の指定方法等

法第3条第1項に基づき特定地域又は法第3条の2第1項に基づき準特定地域（以下「特定地域等」という。）を指定した際は、以下の要領に基づき公定幅運賃の範囲の指定及び公表を行うこととする。

（1） 事案の公示

施行規則第11条の2に基づき、必要に応じ、公定幅運賃の指定に係る事案を公示することとする。

事案公示後10日以内に、施行規則第11条の3第3号に定める利害関係人から、施行規則第11条の4に基づく申請がなされた場合は、法第18条の3第2項に基づき意見の聴取を行うこととする。

(2) 協議会への通知

法第8条第1項に基づき協議会（以下「協議会」という。）が設置されている特定地域等にあつては、当該協議会に対し、施行規則第10条の5第2項に基づき、原則15日の提出期限を付して、施行規則第10条の5第1項に基づく通知（以下「通知」という。）を行い、指定しようとする公定幅運賃について、協議会の意見を聴くこととする。ただし、法第16条第3項に該当する特定地域等はこの限りではない。

(3) 公定幅運賃の指定

協議会から、意見書の提出がなされた場合又は通知に付した提出期限を経過した場合、公定幅運賃の指定に係る作業を開始することとする。

公定幅運賃の指定は、以下の方法に基づき行うこととする。

- ① 公定幅運賃の範囲の指定にあつては、当該範囲を指定する趣旨が運送法第9条の3第2項に基づく認可基準の趣旨と合致していることに加え、地域指定において新たに運賃原価等を見直す必要性が乏しいこと等を勘案し、従来から運賃処理方針通達に基づいて設定された自動認可運賃の範囲を、公定幅運賃の範囲として指定することとする。
- ② 特定地域等の指定前に運賃改定申請がなされており、運賃改定（消費税率引き上げに伴う運賃改定を含む。）が、特定地域等の指定と同時又は指定直後に行われる場合においても、①の趣旨を勘案し、改定された自動認可運賃の範囲を、公定幅運賃の範囲として指定することとする。

なお、この場合は、指定しようとする公定幅運賃を「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定事案の取扱いについて（平成23年4月25日付け国自旅第41号。以下「改定事案取扱通達」という。）」に基づき、本省に送付することとする。

- ③ 意見書において、3.(1)⑥に定める初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定を求める意見がなされた場合は、当該運賃も併せて指定することとする。ただし、当該運賃を適用するかどうかは事業者の判断による。

(4) 公定幅運賃の公表

(3)の作業終了後、速やかに公定幅運賃を公示することとする。この際、適用日も同時に公示することとする。適用日は、原則として公表日の30日後とする。

5. タクシーに係る公定幅運賃の変更方法

タクシーに係る公定幅運賃の変更方法は、以下の要領によることとする。

(1) 公定幅運賃の変更手続きの開始

以下の（ア）又は（イ）いずれかの基準を満たす場合、公定幅運賃の変更手続きを開始することとする。

（ア）運賃処理方針通達1. に定める運賃適用地域（以下「運賃適用地域」

という。)に属する全ての営業区域が、特定地域等に指定されている場合

当該運賃適用地域に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出され、かつ、原則として最初の要請があったときから3ヶ月の期間の間に、要請のあった法人タクシー事業者の合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。

(イ) 運賃適用地域に属する一部の営業区域が、特定地域等に指定されている場合

以下の(a)・(b)のいずれか又は両方において、原則として、最初の要請書又は申請書の提出があったときから3ヶ月の期間の間に、(a)における要請書を提出した事業者と、(b)における申請書を提出した事業者との合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。

- (a) 当該運賃適用地域に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出されること。
- (b) 当該運賃適用地域(特定地域等を除く。)にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から、運賃処理方針通達に基づく運賃改定申請がなされること。

この場合、特定地域等と特定地域等以外の営業区域との両方に営業区域を有する法人タクシー事業者については、申請書のみで足りることとし、車両数の計上においても、重複計上は行わないようにすること。

また、既に運賃改定の申請書が提出されている地域において、特定地域等の指定がなされた場合、特定地域等にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から提出された申請書については、要請書として取扱うこと。

なお、要請書又は申請書の取り下げがなされた際の取扱いは、運賃処理方針通達2.(2)に準ずるものとし、これにより公定幅運賃の変更手続きの開始に至らなかった場合又は変更の手続きが中止となった場合は、(イ)(b)の申請書は、運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

(2) 公定幅運賃変更の要否の判定

(1)の要件を満たすことを前提に、以下の要件を満たす場合、公定幅運賃の変更を行う必要があるものとする。

特定地域等であるか否かに関わらず、当該運賃適用地域の内から、3(1)①で選定する標準能率事業者について、処理方針通達別紙1第2の要領で算出した、実績年度又は実績年度の翌年度の適正利潤を含む加重平均収支率のいずれかが100%以下であること。

ただし、特定地域等においては、同通達別紙1第1における「改定申請事業者」とあるのを「特定地域等に存する事業者」と読み替えることとす

る。

(3) 協議会への通知

(2) の要件を満たした場合、協議会が設置されている場合は、公定幅運賃を変更する旨を協議会に通知し、意見を聴くものとする。

(4) 意見の聴取

公定幅運賃の変更が必要と認められる場合は、施行規則第11条の2に基づき、必要に応じ、当該事案を公示することとする。

事案公示後10日以内に、施行規則第11条の3第3号に定める利害関係人から、施行規則第11条の4に基づく申請がなされた場合は、法第18条の3第2項に基づき意見の聴取を行うこととする。

なお、(1)(イ)の場合、運送法第89条の意見の聴取と同時に行っても差し支えない。

(5) 公定幅運賃の設定及び指定

公定幅運賃の変更にあたっては、3.(1)③④の運賃を、公定幅運賃として設定する。この際、意見書において、初乗距離や車種区分の見直し等の意見がなされた場合は、見直しの是非を十分に検討したうえで、判断することとする。

また、意見書において、3.(1)⑥に定める初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定を求める意見がなされた場合は、当該運賃も併せて設定することとする。ただし、当該運賃を適用するかどうかは事業者の判断による。

この設定された運賃を、改定事案取扱通達に基づき本省に送付し、本省における所定の手続き終了後、当該運賃を、公定幅運賃として指定することとする。

(6) 公定幅運賃の公表

(5) の指定後、速やかに公定幅運賃を公示することとする。この際、適用日も同時に公示することとする。適用日は、原則公表日の30日後とする。

(7) その他

- ・(2) の作業を行うにあたっては、必要に応じ、特定地域等における事業者に対しては法第16条の2に基づくとともに、特定地域等以外の地域の事業者に対しては道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令75号)第10条の3第2項に基づき、原価計算書その他公定幅運賃の算定に必要な書類の報告を求めることとする。
- ・(1)(イ) の場合であって、事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出された後、準特定地域の指定が解除された場合には、運賃改定申請受付期間を指定解除の日から3ヶ月間延長するものとする。
- ・(1)(イ) の場合であって、公定幅運賃を変更する場合は、自動認可運賃も同時に変更を行うこととする。

6. その他

- (1) 事業者から公定幅運賃への届出（（別添）正副控3部提出）がなされた際は、記載内容を確認後、受付印を押印し、1部を事業者控えとして返却すること。
- (2) 届出書に記載する実施日は、公定幅の運賃の適用日（新たに当該特定地域等において事業を開始する者にとっては運行開始予定日）を記載するよう指導すること。
- (3) 公定幅運賃の変更等の際には、協議会及び地方運輸局長は、原則運賃処理方針通達別紙5に基づく情報提供を行うこととする。この場合、同通達別紙5において「事業者団体」とあるのは「協議会」と読み替えるものとする。
- (4) 公定幅運賃の適用は、運賃制度通達と同じ適用方法とする。ただし、特定地域等においては、大型車及び特定大型車割増は適用しない。

附 則

本通達は、平成26年1月27日から施行する。

(別添)

平成 年 月 日

〇〇運輸局長

事業者住所
事業者名
代表者

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃設定(変更)届

今般、一般乗用旅客事業の運賃を設定(変更)したいので、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項の規定により、ここに届出をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2. 設定(変更)しようとする運賃を適用する営業区域

注) 営業区域は特定地域及び準特定地域に限る。

3. 設定(変更)しようとする運賃額等

注) 公示されている公定幅運賃の中から選択し記載すること。

距離制運賃	(特大)	A	B	C	D	運賃(いずれかに○を付ける)
	(大型)	A	B	C	D	運賃(いずれかに○を付ける)
	(普通)	A	B	C	D	運賃(いずれかに○を付ける)
	短縮					(初乗距離短縮を行う場合は○を付ける)

時間制運賃	(特大)	A	B	C	D	運賃(いずれかに○を付ける)
	(大型)	A	B	C	D	運賃(いずれかに○を付ける)
	(普通)	A	B	C	D	運賃(いずれかに○を付ける)
	短縮					(初乗時間及び加算時間の短縮を行う場合は○を付ける)

4. 変更の場合は、その理由

5. 実施日

注) 適用日まで提出する場合は、原則適用日を記載すること。

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月17日

関東運輸局長 上子道雄

記

1. 運賃

(1) 運賃の種類

運賃の種類は、次のとおりとする。

イ 距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。以下同じ。）

初乗運賃と加算運賃を定め、旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離に応じた運賃。

ロ 時間制運賃

初乗運賃と加算運賃を定め、旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃。

ハ 定額運賃

① 施設及びエリアに係る定額運賃

特定の空港、鉄道駅、各種集客施設（公的医療機関、博物館、美術館、大規模テーマパーク（遊戯施設）等を含む。）等（以下「定額運賃適用施設」という。）と他の定額運賃適用施設との間又は定額運賃適用施設と一定のエリアとの間の運送を行う場合において、事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃。

② イベント定額運賃

イベントの開催期間中、駅、空港等特定の場所からイベントの開催場所との間の運送を行う場合において、事前に定額を定めて運送の引受けを行う場合の運賃。

③ 観光ルート別運賃

観光地における主要施設（最寄駅、主要宿泊施設等）を拠点とした名所旧跡等を巡るルートに沿った運送を行う場合において、事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃。

④ 社会的要請による定額運賃

自治体、学校、保護者など地域からの要請により、通学児童等の安全及び保護を目的とした運送を行う場合において、事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃。

(2) 運賃の適用順位

運賃の適用順位は、原則として距離制運賃を適用することとするが、(4)に定めるところにより設定した時間制運賃を適用することができるものとする。また、(5)に定めるところにより定額運賃を設定している場合は、定額運賃を適用することができるものとする。

(3) 距離制運賃

イ 距離制運賃の適用方法

- ① 初乗距離は各運賃適用地域ごとに関東運輸局長が定める距離により設定するものとする。
- ② 加算運賃は、1メートル単位とし、1メートル未満の端数は四捨五入する。
- ③ 時間距離併用制運賃は、一定速度（限界速度といい、10km/Hを超えないものとする。）以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を加算距離に換算し、距離制メーターに併算する。
- ④ 時間距離併用制運賃の加算距離相当時間に端数が生じた場合は、5秒単位に切り上げるものとする。
- ⑤ 距離制運賃は、10円単位で設定するものとする。
- ⑥ 二種類の初乗距離を設定し、現行の初乗距離を基本としつつ、事業者の意向により、これを短縮して設定されるもう一種類の初乗距離も設定できるものとする。この場合、もう一種類の初乗距離は、現行の初乗距離から、加算距離を一回分（ただし、地域の実情に応じて、複数回分とすることも出来るものとする。）控除した距離で、関東運輸局長が定めるものにより設定するものとする。なお、当該距離に係る初乗運賃額は、控除した距離に相当する加算運賃額を控除した額で設定するものとする。
- ⑦ 運賃の収受に当たっては、旅客の降車地点に停車後直ちにメーター器を「支払」の位置に操作し、その表示額による。
- ⑧ 距離制運賃を設定する場合は、(4)の規定を適用して設定される時間制運賃も設定するものとする。

ロ 距離制運賃の割増

- ① 大型車及び特定大型車の割増率については、地域の実情にあわせて定めることができる。
- ② 深夜早朝割増は、原則午後10時以降午前5時までの間における運送に適用し、割増率は2割とする。
- ③ 寝台割増は、寝台専用の固定した設備を有する車両に限り適用し、割増率は2割とする。
- ④ 適用方法
 - (ア) 大型車割増及び特定大型車割増以外の割増は、距離短縮方式とする。
 - (イ) 大型車割増及び特定大型車割増は、普通車の運賃額に割増相当額を加算する方式によることとし、当該合算額をメーターに表示することとする。
 - (ウ) 大型車割増及び特定大型車割増以外の割増については、2以上の割増条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、割増の重複はできないものとする。

ハ 距離制運賃の割引（公共的割引）

- ① 身体障害者割引は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳を所持している者に適用するものとし、割引率は1割とする。
- ② 知的障害者割引は、都道府県知事（政令指定都市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳を所持している者に適用するものとし、割引率は1割とする。
- ③ ①、②以外の法令等で対象が限定される者に対する福祉的な割引については、以下の(ア)～(ウ)に掲げる者その他の対象者の種類ごとに、事業者の申請に基づき個別に設定するものとし、割引率は1割とする。
 - (ア) 精神障害者
精神保健及び精神障害者福祉法に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (イ) 被爆者
原子爆弾被爆者援護法に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者
 - (ウ) 戦傷病者
戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者
- ④ 適用方法
 - (ア) 公共的割引は、メーター表示額から割引相当額を減じる方法による。
 - (イ) 公共的割引は、遠距離割引及び営業的割引と重複して適用するものとするが、公共的割引のうち、複数の割引条件に該当する場合は、い

ずれか高い率を適用し、割引の重複はできないものとする。

二 距離制運賃の割引（遠距離割引及び営業的割引）

① 遠距離割引及び営業的割引については、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことが認められる場合であって、運転者の労働条件の確保が図られていると認められる場合に設定されるものとする。

② 遠距離割引は、一定のメーター表示額（基準額という。）に相当する距離を超える遠距離旅客に対し適用するものとし、割引は基準額を超える部分の額に一定割合を乗じた額を割り引く方法で行うものとする。

割引の方法については、利用者への分かりやすさを担保するため原則として、基準額及び割引率を逡増させる場合の区切りの額については1,000円単位とし、割引率は1割単位とするものとする。

③ 営業的割引は、クーポン券割引、利用回数・金額割引など主に需要喚起目的として設定される運賃の割引（公共的割引及び遠距離割引を除く。）とする。

④ 適用方法

(7) 遠距離割引は、メーター表示額から割引相当額を減じる方法による。

(イ) 営業的割引については、割引の形態に応じた方法で割り引きを行うものとする。

(ウ) 遠距離割引及び営業的割引は、それぞれ重複して、又は、それぞれが公共的割引と重複して適用するものとする。

(4) 時間制運賃

イ 時間制運賃の適用方法

① 時間制運賃は、営業所（無線基地局を含む。以下同じ。）において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。

② 時間制運賃は、初乗1時間、以後30分単位とし、30分未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

ただし、事業者の申請に基づき、初乗30分、以後15分又は10分単位とすることができるものとする。

③ 時間制運賃は、50円単位とし、50円未満の端数は切り捨てるものとする。

④ 当分の間、既に時間制運賃が導入されている運賃適用地域においては、「営業所等を出発し、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた」かつ「30分単位の」運賃を設定することができるものとする。

⑤ 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、

前面に「貸切」の表示をするものとする。

- ⑥ 運送の引き受けを営業所においてのみ行う場合には、時間制運賃のみを設定することができるものとする。この場合にあつては、タクシーメーター器を取り付けないこととしても差し支えないものとする。

ただし、個人タクシー事業者にあつては、その事業特性に鑑み、時間制運賃のみを設定することはできないものとする。

ロ 時間制運賃の割増

- ① 時間制運賃には、運賃の割増（大型車及び特定大型車を除く。）及び料金（待料金及び迎車回送料金に限る。）は適用しないものとする。
- ② 大型車及び特定大型車の割増率については、地域の実情にあわせて定めることができる。
- ③ 割増は、普通車の運賃額に割増相当額を加算する方式によるものとする。

ハ 時間制運賃の割引

① 公共的割引

(3)ハの規定は、時間制運賃の公共的割引について準用する。

② 営業的割引

(7) (3)ニのうち、営業的割引に係る規定は、時間制運賃の営業的割引について準用する。

(イ) 割引の種類については、(7)及び以下に掲げるもののほか、事業者の申請に基づき設定することができるものとする。

a 特定時間制割引

需要の少ない時間帯の利用に限定した運賃の割引。

b 長時間割引

一定の時間を超える長時間の配車予約があつた場合の運賃の割引。

③ 適用方法

(7) ①の割引は、イにより算出された時間制運賃額から割引相当額を減じる方法による。

(イ) ②の割引については、割引の形態に応じた方法で割り引きを行うものとする。

(ウ) ①及び②（②(7)において準用する(3)ハを含む。）の各区分の割引は重複して適用するものとするが、①及び②（②(7)において準用する(3)ハを含む。）の同一区分内において複数の割引条件に該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割引の重複はできないものとする。

(5) 定額運賃

イ 施設及びエリアに係る定額運賃

- ① 定額運賃適用施設と他の定額運賃適用施設との間又は定額運賃適用施設と一定のエリアとの間に行われる反復・継続的な運送であって、5,000円（地域の実情に応じてこれより低い金額を関東運輸局長が定めることができる。）に相当する距離を超えるものについて設定できるものとする。
- ② 運賃の額は、当該定額運賃を定める定額運賃適用施設から他の適用施設又は一定のエリア内への最短経路による運送に適用される通常の距離制運賃（時間距離併用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃をいい、遠距離割引を含むものとする。）の額によるものとする。

この場合において、設定する運賃の額の単位は、10円単位、50円単位、100円単位、500円単位等とすることができるものとするが、端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整するものとする。
- ③ 定額運賃適用施設等は、事業者の申請に基づき設定することができることとするが、恒常的に相当数の不特定多数の集客が見込まれる施設と認められるものとする。
- ④ 定額運賃を適用する一定のエリアは、営業区域の単位として関東運輸局長が定めた区域の範囲を超えない範囲内において、営業区域、行政区画、道路、河川、その他の明確な区分により設定するものとする。

当該エリアは事業者の申請に基づき設定することとするが、地域の輸送実態その他の事情により関東運輸局長が別に定めるところによることのできるものとする。
- ⑤ 運賃以外で有料道路料金や駐車場料金等の実費が必要となる場合は、利用者が負担すべき実費の額等についてその内容をあらかじめ明示するものとする。
- ⑥ 他の利用者との間で不当な差別的な取扱いや乗り場等で利用者の混乱が生じないように乗り場を定める、乗車券方式による、予約方式による等利用者保護に十分な対策を講じるものとする。
- ⑦ 定額運賃に運賃の割増又は運賃の割引を適用する場合は、割増や割引を適用した後の運賃を定額運賃として設定するものとする。

ロ イベント定額運賃

- ① イベントの開催期間中、駅、空港等特定の場所とイベントの開催場所との間の運送に適用する場合に設定できるものとする。
- ② 運賃の額は、イベント開催時において予想される最短経路による運行経路（初乗距離を超える運送距離であること。）に基づき計測した距離

に対応した通常の距離制運賃額によるものとする。

この場合において、設定する運賃の額の単位は、10円単位、50円単位、100円単位、500円単位などとすることができることとするが、端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整するものとする。

- ③ 実施に当たり、イベント主催者等との連携、旅客への案内等の対応について、十分な方策を講じるものとする。
- ④ 運賃以外で有料道路料金や駐車場料金等の実費が必要となる場合は、利用者が負担すべき実費の額等についてその内容をあらかじめ明示するものとする。
- ⑤ 他の利用者との間で不当な差別的な取扱いや乗り場等で利用者の混乱が生じないように乗り場を定める、乗車券方式による、予約方式による等利用者保護に十分な対策を講じるものとする。
- ⑥ イベント定額運賃に運賃の割増又は運賃の割引を適用する場合は、割増や割引を適用した後の運賃を定額運賃として設定するものとする。

ハ 観光ルート別運賃

観光ルート別運賃の設定については、「タクシーの観光地におけるルート別運賃制度の見直しについて」（平成8年6月21日付け自旅第105号）によるものとする。

ニ 社会的要請による定額運賃

児童の登下校時の安全確保のため、反復継続して行なわれる輸送等、特に必要と認められる場合は、上記イからハによらない定額運賃を設定できるものとする。

ホ その他

定額運賃を設定する場合は、運賃算定の基礎となる距離制運賃又は時間制運賃を設定するものとする。

2. 料金

(1) 料金の種類

料金の種類は、待料金、迎車回送料金、サービス指定予約料金及びその他の料金とする。

(2) 料金の適用方法

イ 待料金

- ① 待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する。
- ② 待料金の額は、加算運賃額とする。

ロ 迎車回送料金

迎車回送料金は、旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に、

次のいずれかを適用するものとする。

- ① 1車両1回ごとの定額（一定距離まで無料とするもの及び一定の距離に応じて段階的に料金を設定するものを含む。）とする。
- ② 発車地点より実車扱い（タクシメーター器を「迎車」の位置に操作すること）とし、初乗運賃額を限度とする。なお、実車扱いとする距離については、平成14年4月24日付け関東運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」による距離とする。

この場合において、当該料金の適用方法について、あらかじめ利用者にはわかりやすい情報提供を行い、利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

ハ サービス指定予約料金

- ① サービス指定予約料金は、時間指定配車料金及び車両指定配車料金とする。
- ② 時間指定配車料金は、予約による旅客の指定した時間に車両を配車する場合に適用する。
- ③ 車両指定配車料金は、予約による旅客のワゴン車等の配車依頼に応じてワゴン車等を配車する場合に適用する。
- ④ サービス指定予約料金の額は、1車両1回ごとの定額とする。

ただし、「時間指定配車」かつ「車両指定配車」のいずれにも該当する場合は、②又は③により適用しうるいずれかの料金のうち高額の料金のみを収受するものとする。

ニ その他の料金

その他の料金は、不当な差別的取扱いをするものではなく、かつ、旅客が利用することを困難にするおそれがないものである場合に設定できるものとする。なお、介護料金等旅客の運送に直接伴うものではない料金は、当然のことながらこれに含まないものであり、認可も届出も不要である。

3. 車種区分

別表のとおりとする。

4. その他

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービスに限る。）に関する制度について」（平成18年11月30日付け関自旅二第1635号）の記1. (1)で例示するケア運賃については、事業者の申請に基づき、既に認可を受けている（認可を受けようとしている場合を含む。以下同じ。）

運賃を上限として一定の幅を設定することができるものとする。

この場合において、一定の幅で運賃を設定するに当たっては、既に認可を受けている運賃を上限（最高運賃）とし、適用する運賃の最低となる運賃を下限（最低運賃）として取り扱うものとする。

附則

- 1 本公示は、平成14年2月1日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。
- 2 1(3)ロ・(4)ロ、2(2)イ・ロ、及び3については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められるものとして別に定める地域において普通車の最も高額の運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それより前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。

附則（平成14年4月24日 一部改正）

- 1 本公示は、平成14年4月24日以降適用する。

附則（平成14年7月23日 一部改正）

- 1 本公示は、平成14年7月23日以降適用する。

附則（平成16年9月29日 一部改正）

- 1 本公示は、平成16年10月1日以降に管轄する運輸支局において受け付ける申請について適用する。ただし、3.に係る改正については、次の運賃改定の時から適用し、それより前は従前の例による。
- 2 現に大型車に区分される車両であって、3.の規定に基づき、次の運賃改定の時に普通車に区分されることとなるものについては、事業者の申請に基づき、改正前の直近下位の区分に該当するものとして運賃を設定することができるものとする。

附則（平成18年2月27日 一部改正）

- 1 本公示は、平成18年3月1日以降に管轄する運輸支局において受け付ける申請について適用する。

附則（平成18年11月30日 一部改正）

- 1 本公示は、平成18年12月1日以降に処分するものから適用する。
- 2 1(3)ロ、3については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して

運賃改定手続きをまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として別に定める地域において普通車（普通車の車種区分がない地域においては別に定める区分による車種別）の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それよりも前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。

附則（平成21年9月30日 一部改正）

1 本公示は、平成21年10月1日以降に処分するものから適用する。

附則（平成22年6月24日 一部改正）

1 本公示は、平成22年7月1日以降から適用する。

附則（平成26年1月27日 一部改正）

1 本公示は、平成26年1月27日から適用する。

別表

車種区分	自動車の大きさ等
<p>普通車</p> <p>ただし、別に定める運賃適用地域にあっては、長さが4.6メートル未満のものを小型車とする。</p>	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める軽自動車でリフト又はスロープにより車椅子で乗降でき、かつ、運行時に車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車。</p> <p>同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。</p>
<p>大型車</p>	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6名以下のもの。</p> <p>身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員7名以上のもの。</p>
<p>特定大型車</p>	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。</p> <p>ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）及び内燃機関を有しない自動車を除く。</p>
<p>小型車運賃を適用できる地域</p>	<p>神奈川県小田原地区、群馬県A地区、群馬県B地区及び山梨県A地区</p>
<p>備考</p>	<p>ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。</p>

<運賃の範囲の指定に関する意見書の提出について>

平成26年 2月26日

関東運輸局長 殿
(群馬運輸支局長 経由)

中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会 会長

運賃の範囲の指定に関する意見書の提出について

平成26年2月6日付け関自旅二第1650号により関東運輸局長から運賃の範囲を指定する通知がありましたので、当協議会として意見を下記の通り提出致します。

記

1. 協議会名 中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会
2. 開催日 平成26年2月9日 (文書開催)
・意見の締め切り平成26年2月24日
3. 意見
・公定幅運賃の範囲の中で現行自動認可運賃同様に、車種が違っても初乗運賃額が同額のものであれば、加算距離も合わせるようにすべきとの意見があった。

協会事務局
群馬県ハイヤー協会
専務理事 小島 貢
TEL027-261-2071
FAX027-263-0611



平成26年 2月26日

関東運輸局長 殿
(群馬運輸支局長 経由)

東毛交通圏タクシー特定地域協議会 会長

運賃の範囲の指定に関する意見書の提出について

平成26年2月6日付け関自旅二第1650号により関東運輸局長から運賃の範囲を指定する通知がありましたので、当協議会として意見を下記の通り提出致します。

記

1. 協議会名 東毛交通圏タクシー特定地域協議会
2. 開催日 平成26年2月9日 (文書開催)
・意見の締め切り平成26年2月24日
3. 意見
・公定幅運賃の範囲の中で現行自動認可運賃同様に、車種が違って初乗運賃額が同額のものであれば、加算距離も合わせるようにすべきとの意見があった。

協会事務局
群馬県ハイヤー協会
専務理事 小島 貢
TEL027-261-2071
FAX027-263-0611



<公定幅運賃及び自動認可運賃の公示について>

目 次

1. 一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の
範囲の指定について . . . P 1
2. 一般乗合旅客自動車運送事業（タクシー）の
自動認可運賃等について . . . P24

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について

「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」（平成26年1月27日付け公示。）の規定に基づき、下記営業区域毎の公定幅運賃の範囲を別紙のとおり指定したので公示する。

平成26年 2月28日

関東運輸局長 原 喜信

記

1. 適用する営業区域

都県名	営業区域
東京都	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏及び西多摩交通圏
神奈川県	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏及び小田原交通圏
千葉県	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏、市原交通圏及び南房交通圏
埼玉県	県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏及び県北交通圏
群馬県	東毛交通圏及び中・西毛交通圏
茨城県	水戸県央交通圏、県南交通圏、県西交通圏及び県北交通圏
栃木県	宇都宮交通圏、県南交通圏及び塩那交通圏
山梨県	甲府交通圏

2. 公定幅運賃 別紙のとおり

3. 適用日 平成26年4月1日

東毛及び中・西毛交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A(上限運賃)	810円	256m 90円	1分35秒 90円
B運賃	800円	259m 90円	1分35秒 90円
C運賃	790円	262m 90円	1分35秒 90円
D運賃	780円	266m 90円	1分40秒 90円
E運賃	770円	273m 90円	1分40秒 90円
F運賃	760円	277m 90円	1分40秒 90円
下限運賃	750円	280m 90円	1分45秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,400円	30分 3,400円
B運賃	3,360円	30分 3,360円
C運賃	3,320円	30分 3,320円
D運賃	3,270円	30分 3,270円
E運賃	3,230円	30分 3,230円
F運賃	3,190円	30分 3,190円
下限運賃	3,150円	30分 3,150円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A(上限運賃)	770円	273m 90円	1分40秒 90円
B運賃	760円	277m 90円	1分40秒 90円
C運賃	750円	280m 90円	1分45秒 90円
D運賃	740円	284m 90円	1分45秒 90円
E運賃	730円	293m 90円	1分45秒 90円
下限運賃	720円	297m 90円	1分50秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,200円	30分 3,200円
B運賃	3,160円	30分 3,160円
C運賃	3,120円	30分 3,120円
D運賃	3,080円	30分 3,080円
E運賃	3,030円	30分 3,030円
下限運賃	2,990円	30分 2,990円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A(上限運賃)	730円	293m 90円	1分45秒 90円
B運賃	720円	297m 90円	1分50秒 90円
C運賃	710円	301m 90円	1分50秒 90円
D運賃	700円	305m 90円	1分50秒 90円
E運賃	690円	310m 90円	1分55秒 90円
下限運賃	680円	314m 90円	1分55秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	2,990円	30分 2,990円
B運賃	2,950円	30分 2,950円
C運賃	2,910円	30分 2,910円
D運賃	2,870円	30分 2,870円
下限運賃	2,830円	30分 2,830円

④小型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A(上限運賃)	710円	301m 90円	1分50秒 90円
B運賃	700円	305m 90円	1分50秒 90円
C運賃	690円	310m 90円	1分55秒 90円
D運賃	680円	314m 90円	1分55秒 90円
E運賃	670円	319m 90円	1分55秒 90円
下限運賃	660円	324m 90円	2分0秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	2,890円	30分 2,890円
B運賃	2,850円	30分 2,850円
C運賃	2,810円	30分 2,810円
D運賃	2,770円	30分 2,770円
下限運賃	2,730円	30分 2,730円

2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

特別区・武三交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	251 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	A (上限運賃)	5,050 円	30 分 2,360 円
B 運賃	800 円	254 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	5,000 円	30 分 2,330 円
C 運賃	790 円	257 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	C 運賃	4,950 円	30 分 2,300 円
D 運賃	780 円	261 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	下限運賃	4,900 円	30 分 2,270 円
下限運賃	770 円	265 m	90 円	1 分 35 秒 90 円			

②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	265 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	4,850 円	30 分 2,230 円
B 運賃	760 円	268 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	4,800 円	30 分 2,200 円
C 運賃	750 円	272 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	4,750 円	30 分 2,170 円
D 運賃	740 円	276 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	4,700 円	30 分 2,140 円
下限運賃	730 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	4,650 円	30 分 2,110 円

③普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	4,650 円	30 分 2,110 円
B 運賃	720 円	284 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	4,600 円	30 分 2,080 円
C 運賃	710 円	288 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	4,550 円	30 分 2,050 円
D 運賃	700 円	292 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	4,500 円	30 分 2,020 円
下限運賃	700 円	292 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	4,450 円	30 分 1,990 円

2. タクシー(初乗距離短縮)

①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃	加算運賃		
A (上限運賃)	1.749km	720 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	1.746km	710 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	1.743km	700 円	257 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	1.739km	690 円	261 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
下限運賃	1.735km	680 円	265 m 90 円	1 分 35 秒 90 円

②大型車

	距離制運賃				時間距離併用制
	初乗運賃		加算運賃		
A (上限運賃)	1.735km	680 円	265 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運 賃	1.732km	670 円	268 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運 賃	1.728km	660 円	272 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運 賃	1.724km	650 円	276 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
下 限 運 賃	1.72km	640 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円

③普通車

	距離制運賃				時間距離併用制
	初乗運賃		加算運賃		
A (上限運賃)	1.72km	640 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運 賃	1.716km	630 円	284 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運 賃	1.712km	620 円	288 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
下 限 運 賃	1.708km	610 円	292 m	90 円	1 分 45 秒 90 円

3. ハイヤー

1. 及び2. で定める公定幅運賃の下限運賃以上とする。

4. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

北多摩、南多摩及び西多摩交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	248 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	A (上限運賃)	3,210 円 30 分 3,210 円
B 運賃	800 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	B 運賃	3,170 円 30 分 3,170 円
C 運賃	790 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	C 運賃	3,130 円 30 分 3,130 円
D 運賃	780 円	258 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	D 運賃	3,090 円 30 分 3,090 円
下限運賃	770 円	261 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	下限運賃	3,050 円 30 分 3,050 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	261 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,040 円 30 分 3,040 円
B 運賃	760 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,000 円 30 分 3,000 円
C 運賃	750 円	268 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	2,960 円 30 分 2,960 円
D 運賃	740 円	272 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	2,920 円 30 分 2,920 円
下限運賃	730 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	2,880 円 30 分 2,880 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	2,880 円 30 分 2,880 円
B 運賃	720 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	2,840 円 30 分 2,840 円
C 運賃	710 円	284 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	2,800 円 30 分 2,800 円
下限運賃	700 円	288 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	2,760 円 30 分 2,760 円

2. タクシー(初乗距離短縮)

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃	加算運賃	
A (上限運賃)	1.752km 720 円	248 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	1.749km 710 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	1.746km 700 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	1.742km 690 円	258 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
下限運賃	1.739km 680 円	261 m 90 円	1 分 35 秒 90 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃	加算運賃	
A (上限運賃)	1.739km 680 円	261 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運 賃	1.736km 670 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運 賃	1.732km 660 円	268 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運 賃	1.728km 650 円	272 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下 限 運 賃	1.724km 640 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃	加算運賃	
A (上限運賃)	1.724km 640 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
B 運 賃	1.72km 630 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運 賃	1.716km 620 円	284 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下 限 運 賃	1.712km 610 円	288 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

京浜交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	239 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	A (上限運賃)	4,850 円	30 分 2,250 円
B 運賃	800 円	242 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	B 運賃	4,800 円	30 分 2,220 円
C 運賃	790 円	245 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	C 運賃	4,750 円	30 分 2,190 円
D 運賃	780 円	248 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	D 運賃	4,700 円	30 分 2,170 円
E 運賃	770 円	263 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	E 運賃	4,650 円	30 分 2,130 円
下限運賃	760 円	266 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	4,600 円	30 分 2,100 円

②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	263 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	4,650 円	30 分 2,130 円
B 運賃	760 円	266 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	4,600 円	30 分 2,100 円
C 運賃	750 円	270 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	4,550 円	30 分 2,070 円
D 運賃	740 円	274 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	4,500 円	30 分 2,050 円
E 運賃	730 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	4,450 円	30 分 2,010 円
下限運賃	720 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	下限運賃	4,400 円	30 分 1,980 円

③普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	4,450 円	30 分 2,010 円
B 運賃	720 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	4,400 円	30 分 1,980 円
C 運賃	710 円	301 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	4,350 円	30 分 1,950 円
D 運賃	700 円	306 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	D 運賃	4,300 円	30 分 1,930 円
下限運賃	690 円	310 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	E 運賃	4,250 円	30 分 1,900 円
					下限運賃	4,200 円	30 分 1,870 円

2. ハイヤー

1. で定める公定幅運賃の下限運賃以上とする。

3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

県央及び湘南交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	256 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,320 円 30 分 3,320 円
B 運賃	800 円	259 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,280 円 30 分 3,280 円
C 運賃	790 円	262 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	C 運賃	3,240 円 30 分 3,240 円
D 運賃	780 円	266 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	3,200 円 30 分 3,200 円
下限運賃	770 円	273 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	3,160 円 30 分 3,160 円

②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	273 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,160 円 30 分 3,160 円
B 運賃	760 円	277 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,120 円 30 分 3,120 円
C 運賃	750 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,080 円 30 分 3,080 円
D 運賃	740 円	284 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,040 円 30 分 3,040 円
下限運賃	730 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	3,000 円 30 分 3,000 円

③普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	2,990 円 30 分 2,990 円
B 運賃	720 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	2,950 円 30 分 2,950 円
C 運賃	710 円	301 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	2,910 円 30 分 2,910 円
下限運賃	700 円	306 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	下限運賃	2,870 円 30 分 2,870 円

2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

小田原交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A(上限運賃)	810円	227m 90円	1分25秒 90円
B運賃	800円	230m 90円	1分25秒 90円
C運賃	790円	233m 90円	1分25秒 90円
D運賃	780円	236m 90円	1分25秒 90円
下限運賃	770円	239m 90円	1分30秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	4,050円	30分 4,050円
B運賃	4,000円	30分 4,000円
C運賃	3,950円	30分 3,950円
D運賃	3,900円	30分 3,900円
E運賃	3,850円	30分 3,850円
下限運賃	3,800円	30分 3,800円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A(上限運賃)	770円	242m 90円	1分30秒 90円
B運賃	760円	245m 90円	1分30秒 90円
C運賃	750円	248m 90円	1分30秒 90円
下限運賃	740円	252m 90円	1分35秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,720円	30分 3,720円
B運賃	3,670円	30分 3,670円
C運賃	3,620円	30分 3,620円
下限運賃	3,580円	30分 3,580円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A(上限運賃)	730円	260m 90円	1分35秒 90円
B運賃	720円	264m 90円	1分35秒 90円
C運賃	710円	267m 90円	1分40秒 90円
下限運賃	700円	271m 90円	1分40秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,390円	30分 3,390円
B運賃	3,340円	30分 3,340円
下限運賃	3,300円	30分 3,300円

④小型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A(上限運賃)	710円	268m 90円	1分40秒 90円
B運賃	700円	272m 90円	1分40秒 90円
下限運賃	690円	276m 90円	1分40秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,290円	30分 3,290円
B運賃	3,240円	30分 3,240円
下限運賃	3,200円	30分 3,200円

2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

千葉交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	252 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	800 円	255 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	790 円	258 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	780 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
E 運賃	770 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
F 運賃	760 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
G 運賃	750 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
H 運賃	740 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	730 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,310 円	30 分 3,310 円
B 運賃	3,270 円	30 分 3,270 円
C 運賃	3,230 円	30 分 3,230 円
D 運賃	3,190 円	30 分 3,190 円
E 運賃	3,150 円	30 分 3,150 円
F 運賃	3,110 円	30 分 3,110 円
G 運賃	3,060 円	30 分 3,060 円
H 運賃	3,020 円	30 分 3,020 円
下限運賃	2,980 円	30 分 2,980 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
B 運賃	760 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	750 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	740 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
E 運賃	730 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
F 運賃	720 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
G 運賃	710 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	700 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,150 円	30 分 3,150 円
B 運賃	3,110 円	30 分 3,110 円
C 運賃	3,070 円	30 分 3,070 円
D 運賃	3,030 円	30 分 3,030 円
E 運賃	2,990 円	30 分 2,990 円
F 運賃	2,950 円	30 分 2,950 円
G 運賃	2,900 円	30 分 2,900 円
下限運賃	2,860 円	30 分 2,860 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	720 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運賃	710 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
D 運賃	700 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
E 運賃	690 円	306 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
F 運賃	680 円	310 m 90 円	1 分 55 秒 90 円
G 運賃	670 円	315 m 90 円	1 分 55 秒 90 円
下限運賃	660 円	320 m 90 円	1 分 55 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	2,980 円	30 分 2,980 円
B 運賃	2,940 円	30 分 2,940 円
C 運賃	2,900 円	30 分 2,900 円
D 運賃	2,860 円	30 分 2,860 円
E 運賃	2,820 円	30 分 2,820 円
F 運賃	2,780 円	30 分 2,780 円
G 運賃	2,740 円	30 分 2,740 円
下限運賃	2,690 円	30 分 2,690 円

2. タクシー(初乗距離短縮)

①特定大型車

	距離制運賃				時間距離併用制
	初乗運賃		加算運賃		
A(上限運賃)	0.992km	450 円	252 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運 賃	0.98km	440 円	255 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運 賃	0.968km	430 円	258 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運 賃	0.952km	420 円	262 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
E 運 賃	0.924km	410 円	269 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
F 運 賃	0.908km	400 円	273 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
G 運 賃	0.896km	390 円	276 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
H 運 賃	0.88km	380 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
下 限 運 賃	0.844km	370 円	289 m	90 円	1 分 45 秒 90 円

②大型車

	距離制運賃				時間距離併用制
	初乗運賃		加算運賃		
A(上限運賃)	0.924km	410 円	269 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
B 運 賃	0.908km	400 円	273 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運 賃	0.896km	390 円	276 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運 賃	0.88km	380 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
E 運 賃	0.844km	370 円	289 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
F 運 賃	0.828km	360 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
G 運 賃	0.812km	350 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
下 限 運 賃	0.796km	340 円	301 m	90 円	1 分 50 秒 90 円

③普通車

	距離制運賃				時間距離併用制
	初乗運賃		加算運賃		
A(上限運賃)	0.844km	370 円	289 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運 賃	0.828km	360 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運 賃	0.812km	350 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
D 運 賃	0.796km	340 円	301 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
E 運 賃	0.776km	330 円	306 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
F 運 賃	0.76km	320 円	310 m	90 円	1 分 55 秒 90 円
G 運 賃	0.74km	310 円	315 m	90 円	1 分 55 秒 90 円
下 限 運 賃	0.72km	300 円	320 m	90 円	1 分 55 秒 90 円

3. ハイヤー

1. 及び2. で定める公定幅運賃の下限運賃以上とする。

4. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

京葉、東葛及び北総交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	252 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,310 円	30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	255 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,270 円	30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	258 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	C 運賃	3,230 円	30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	262 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	D 運賃	3,190 円	30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	269 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	E 運賃	3,150 円	30 分 3,150 円
F 運賃	760 円	273 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	F 運賃	3,110 円	30 分 3,110 円
G 運賃	750 円	276 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	G 運賃	3,060 円	30 分 3,060 円
H 運賃	740 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	H 運賃	3,020 円	30 分 3,020 円
下限運賃	730 円	289 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	2,980 円	30 分 2,980 円

②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	269 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,150 円	30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	273 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,110 円	30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	276 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,070 円	30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,030 円	30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	289 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	2,990 円	30 分 2,990 円
F 運賃	720 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	F 運賃	2,950 円	30 分 2,950 円
G 運賃	710 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	G 運賃	2,900 円	30 分 2,900 円
下限運賃	700 円	301 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	下限運賃	2,860 円	30 分 2,860 円

③普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	289 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	2,980 円	30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	2,940 円	30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	2,900 円	30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	301 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	D 運賃	2,860 円	30 分 2,860 円
E 運賃	690 円	306 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	E 運賃	2,820 円	30 分 2,820 円
F 運賃	680 円	310 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	F 運賃	2,780 円	30 分 2,780 円
G 運賃	670 円	315 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	G 運賃	2,740 円	30 分 2,740 円
下限運賃	660 円	320 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,690 円	30 分 2,690 円

2. ハイヤー

1. で定める公定幅運賃の下限運賃以上とする。

3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

市原交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	800 円	257 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	790 円	260 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	780 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
E 運賃	770 円	267 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	760 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,310 円	30 分 3,310 円
B 運賃	3,270 円	30 分 3,270 円
C 運賃	3,230 円	30 分 3,230 円
D 運賃	3,190 円	30 分 3,190 円
E 運賃	3,150 円	30 分 3,150 円
下限運賃	3,110 円	30 分 3,110 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
B 運賃	760 円	275 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	750 円	278 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	740 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
E 運賃	730 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	720 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,150 円	30 分 3,150 円
B 運賃	3,110 円	30 分 3,110 円
C 運賃	3,070 円	30 分 3,070 円
D 運賃	3,030 円	30 分 3,030 円
E 運賃	2,990 円	30 分 2,990 円
下限運賃	2,950 円	30 分 2,950 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	291 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	720 円	295 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
C 運賃	710 円	299 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
D 運賃	700 円	303 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	690 円	308 m 90 円	1 分 55 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	2,980 円	30 分 2,980 円
B 運賃	2,940 円	30 分 2,940 円
C 運賃	2,900 円	30 分 2,900 円
D 運賃	2,860 円	30 分 2,860 円
下限運賃	2,820 円	30 分 2,820 円

2. タクシー(初乗距離短縮)

①特定大型車

	距離制運賃				時間距離併用制
	初乗運賃		加算運賃		
A (上限運賃)	0.984km	450 円	254 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	0.972km	440 円	257 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	0.96km	430 円	260 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	0.944km	420 円	264 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
E 運賃	0.932km	410 円	267 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	0.916km	400 円	271 m	90 円	1 分 40 秒 90 円

②大型車

	距離制運賃				時間距離併用制
	初乗運賃		加算運賃		
A (上限運賃)	0.916km	410 円	271 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
B 運賃	0.9km	400 円	275 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	0.888km	390 円	278 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	0.872km	380 円	282 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
E 運賃	0.856km	370 円	286 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	0.84km	360 円	290 m	90 円	1 分 45 秒 90 円

③普通車

	距離制運賃				時間距離併用制
	初乗運賃		加算運賃		
A (上限運賃)	0.836km	370 円	291 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	0.82km	360 円	295 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
C 運賃	0.804km	350 円	299 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
D 運賃	0.788km	340 円	303 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	0.768km	330 円	308 m	90 円	1 分 55 秒 90 円

3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

南房交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	254 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,310 円	30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	257 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,270 円	30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	260 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	C 運賃	3,230 円	30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	264 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	D 運賃	3,190 円	30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	267 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	E 運賃	3,150 円	30 分 3,150 円
下限運賃	760 円	271 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	3,110 円	30 分 3,110 円

②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	271 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,150 円	30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	275 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,110 円	30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	278 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,070 円	30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	282 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,030 円	30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	286 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	2,990 円	30 分 2,990 円
下限運賃	720 円	290 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	2,950 円	30 分 2,950 円

③普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	291 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	2,980 円	30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	295 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	2,940 円	30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	299 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	2,900 円	30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	303 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	D 運賃	2,860 円	30 分 2,860 円
下限運賃	690 円	308 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,820 円	30 分 2,820 円

2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

県南中央交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,310 円 30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	267 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,270 円 30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,230 円 30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	274 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	3,190 円 30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	3,150 円 30 分 3,150 円
F 運賃	760 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	F 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
G 運賃	750 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	G 運賃	3,060 円 30 分 3,060 円
下限運賃	740 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	3,020 円 30 分 3,020 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	3,150 円 30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,070 円 30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,030 円 30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	E 運賃	2,990 円 30 分 2,990 円
F 運賃	720 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	F 運賃	2,950 円 30 分 2,950 円
下限運賃	710 円	309 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,900 円 30 分 2,900 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	A (上限運賃)	2,980 円 30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	2,940 円 30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	309 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	C 運賃	2,900 円 30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	314 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	D 運賃	2,860 円 30 分 2,860 円
E 運賃	690 円	318 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	E 運賃	2,820 円 30 分 2,820 円
下限運賃	680 円	323 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	下限運賃	2,780 円 30 分 2,780 円

2. ハイヤー

1. で定める公定幅運賃の下限運賃以上とする。

3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

県南西部及び県南東部交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,310 円	30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	267 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,270 円	30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,230 円	30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	274 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,190 円	30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,150 円	30 分 3,150 円
F 運賃	760 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,110 円	30 分 3,110 円
G 運賃	750 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,060 円	30 分 3,060 円
下限運賃	740 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,020 円	30 分 3,020 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,150 円	30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,110 円	30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,070 円	30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,030 円	30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	2,990 円	30 分 2,990 円
F 運賃	720 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	2,950 円	30 分 2,950 円
下限運賃	710 円	309 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	2,900 円	30 分 2,900 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	2,980 円	30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	2,940 円	30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	309 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	2,900 円	30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	314 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	2,860 円	30 分 2,860 円
E 運賃	690 円	318 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	2,820 円	30 分 2,820 円
下限運賃	680 円	323 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	2,780 円	30 分 2,780 円

2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

県北交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	262 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,310 円	30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	265 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,270 円	30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	269 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,230 円	30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	272 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	3,190 円	30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	276 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	E 運賃	3,150 円	30 分 3,150 円
F 運賃	760 円	279 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	F 運賃	3,110 円	30 分 3,110 円
G 運賃	750 円	283 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	G 運賃	3,060 円	30 分 3,060 円
H 運賃	740 円	287 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	H 運賃	3,020 円	30 分 3,020 円
下限運賃	730 円	291 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	2,980 円	30 分 2,980 円

②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	279 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,150 円	30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	283 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	3,110 円	30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	286 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,070 円	30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	290 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,030 円	30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	294 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	E 運賃	2,990 円	30 分 2,990 円
F 運賃	720 円	298 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	F 運賃	2,950 円	30 分 2,950 円
G 運賃	710 円	303 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	G 運賃	2,900 円	30 分 2,900 円
下限運賃	700 円	307 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,860 円	30 分 2,860 円

③普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	299 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	A (上限運賃)	2,980 円	30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	303 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	2,940 円	30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	307 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	C 運賃	2,900 円	30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	312 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	D 運賃	2,860 円	30 分 2,860 円
E 運賃	690 円	316 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	E 運賃	2,820 円	30 分 2,820 円
F 運賃	680 円	321 m	90 円	2 分 0 秒 90 円	F 運賃	2,780 円	30 分 2,780 円
下限運賃	670 円	326 m	90 円	2 分 0 秒 90 円	下限運賃	2,740 円	30 分 2,740 円

2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

水戸県央、県南、県西及び県北交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	246 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	800 円	249 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	790 円	252 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	780 円	255 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
E 運賃	770 円	259 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
F 運賃	760 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
G 運賃	750 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
H 運賃	740 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	730 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	4,290 円	30 分 4,290 円
B 運賃	4,240 円	30 分 4,240 円
C 運賃	4,180 円	30 分 4,180 円
D 運賃	4,130 円	30 分 4,130 円
E 運賃	4,080 円	30 分 4,080 円
F 運賃	4,030 円	30 分 4,030 円
G 運賃	3,970 円	30 分 3,970 円
H 運賃	3,920 円	30 分 3,920 円
I 運賃	3,870 円	30 分 3,870 円
下限運賃	3,810 円	30 分 3,810 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	263 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	760 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	750 円	270 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	740 円	274 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
E 運賃	730 円	277 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
F 運賃	720 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
G 運賃	710 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	700 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,860 円	30 分 3,860 円
B 運賃	3,810 円	30 分 3,810 円
C 運賃	3,760 円	30 分 3,760 円
D 運賃	3,710 円	30 分 3,710 円
E 運賃	3,660 円	30 分 3,660 円
F 運賃	3,610 円	30 分 3,610 円
G 運賃	3,560 円	30 分 3,560 円
H 運賃	3,510 円	30 分 3,510 円
下限運賃	3,460 円	30 分 3,460 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	720 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運賃	710 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
D 運賃	700 円	294 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
E 運賃	690 円	298 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
F 運賃	680 円	303 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	670 円	307 m 90 円	1 分 55 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	2,990 円	30 分 2,990 円
B 運賃	2,950 円	30 分 2,950 円
C 運賃	2,910 円	30 分 2,910 円
D 運賃	2,870 円	30 分 2,870 円
E 運賃	2,830 円	30 分 2,830 円
F 運賃	2,790 円	30 分 2,790 円
下限運賃	2,740 円	30 分 2,740 円

2. タクシー(加算時間短縮)

①特定大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	4,290円	1,430円
B運賃	4,240円	1,410円
C運賃	4,180円	1,390円
D運賃	4,130円	1,370円
E運賃	4,080円	1,360円
F運賃	4,030円	1,340円
G運賃	3,970円	1,320円
H運賃	3,920円	1,300円
I運賃	3,870円	1,290円
下限運賃	3,810円	1,270円

②大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	3,860円	1,280円
B運賃	3,810円	1,270円
C運賃	3,760円	1,250円
D運賃	3,710円	1,230円
E運賃	3,660円	1,220円
F運賃	3,610円	1,200円
G運賃	3,560円	1,180円
H運賃	3,510円	1,170円
下限運賃	3,460円	1,160円

③普通車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	2,990円	990円
B運賃	2,950円	980円
C運賃	2,910円	970円
D運賃	2,870円	950円
E運賃	2,830円	940円
F運賃	2,790円	930円
下限運賃	2,740円	920円

3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

宇都宮、県南及び塩那交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	245 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	800 円	248 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	790 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
D 運賃	780 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
E 運賃	770 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
F 運賃	760 円	265 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
G 運賃	750 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
H 運賃	740 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	730 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	4,290 円	30 分 4,290 円
B 運賃	4,240 円	30 分 4,240 円
C 運賃	4,180 円	30 分 4,180 円
D 運賃	4,130 円	30 分 4,130 円
E 運賃	4,080 円	30 分 4,080 円
F 運賃	4,030 円	30 分 4,030 円
G 運賃	3,970 円	30 分 3,970 円
H 運賃	3,920 円	30 分 3,920 円
I 運賃	3,870 円	30 分 3,870 円
下限運賃	3,810 円	30 分 3,810 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	760 円	265 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	750 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	740 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
E 運賃	730 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
F 運賃	720 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
G 運賃	710 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	700 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,860 円	30 分 3,860 円
B 運賃	3,810 円	30 分 3,810 円
C 運賃	3,760 円	30 分 3,760 円
D 運賃	3,710 円	30 分 3,710 円
E 運賃	3,660 円	30 分 3,660 円
F 運賃	3,610 円	30 分 3,610 円
G 運賃	3,560 円	30 分 3,560 円
H 運賃	3,510 円	30 分 3,510 円
下限運賃	3,460 円	30 分 3,460 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	720 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運賃	710 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
D 運賃	700 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
E 運賃	690 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
F 運賃	680 円	302 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	670 円	306 m 90 円	1 分 50 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	2,990 円	30 分 2,990 円
B 運賃	2,950 円	30 分 2,950 円
C 運賃	2,910 円	30 分 2,910 円
D 運賃	2,870 円	30 分 2,870 円
E 運賃	2,830 円	30 分 2,830 円
F 運賃	2,790 円	30 分 2,790 円
G 運賃	2,740 円	30 分 2,740 円
下限運賃	2,700 円	30 分 2,700 円

2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

甲府交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		
A(上限運賃)	810円	247m	90円	1分30秒 90円
B 運賃	800円	250m	90円	1分30秒 90円
C 運賃	790円	253m	90円	1分35秒 90円
D 運賃	780円	257m	90円	1分35秒 90円
E 運賃	770円	264m	90円	1分35秒 90円
F 運賃	760円	267m	90円	1分40秒 90円
下限運賃	750円	271m	90円	1分40秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,860円	30分 3,860円
B 運賃	3,810円	30分 3,810円
C 運賃	3,760円	30分 3,760円
D 運賃	3,720円	30分 3,720円
E 運賃	3,670円	30分 3,670円
F 運賃	3,620円	30分 3,620円
下限運賃	3,570円	30分 3,570円

②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		
A(上限運賃)	770円	264m	90円	1分35秒 90円
B 運賃	760円	267m	90円	1分40秒 90円
C 運賃	750円	271m	90円	1分40秒 90円
D 運賃	740円	275m	90円	1分40秒 90円
E 運賃	730円	283m	90円	1分45秒 90円
下限運賃	720円	287m	90円	1分45秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,650円	30分 3,650円
B 運賃	3,600円	30分 3,600円
C 運賃	3,560円	30分 3,560円
D 運賃	3,510円	30分 3,510円
E 運賃	3,460円	30分 3,460円
下限運賃	3,410円	30分 3,410円

③普通車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		
A(上限運賃)	730円	283m	90円	1分45秒 90円
B 運賃	720円	287m	90円	1分45秒 90円
C 運賃	710円	291m	90円	1分45秒 90円
D 運賃	700円	295m	90円	1分50秒 90円
E 運賃	690円	299m	90円	1分50秒 90円
下限運賃	680円	304m	90円	1分50秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,450円	30分 3,450円
B 運賃	3,400円	30分 3,400円
C 運賃	3,360円	30分 3,360円
D 運賃	3,310円	30分 3,310円
下限運賃	3,260円	30分 3,260円

④小型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		
A(上限運賃)	710円	291m	90円	1分45秒 90円
B 運賃	700円	295m	90円	1分50秒 90円
C 運賃	690円	299m	90円	1分50秒 90円
D 運賃	680円	304m	90円	1分50秒 90円
下限運賃	670円	308m	90円	1分55秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,340円	30分 3,340円
B 運賃	3,290円	30分 3,290円
C 運賃	3,250円	30分 3,250円
D 運賃	3,200円	30分 3,200円
下限運賃	3,150円	30分 3,150円

2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の自動認可運賃等について

一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等について、下記のとおり定めたので公示する。

平成26年 2月28日

関東運輸局長 原 喜信

記

1. 運賃適用地域

- 特別区・武三地区（特別区・武三交通圏）
- 多摩地区（北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏）
- 島しょ地区（島しょ区域）
- 京浜地区（京浜交通圏）
- 相模・鎌倉地区（県央交通圏、湘南交通圏）
- 小田原地区（小田原交通圏）
- 埼玉県A地区（県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏）
- 埼玉県B地区（県北交通圏、秩父交通圏）
- 千葉県A地区（京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏）
- 千葉県B地区（東総交通圏、山武・東金交通圏、市原交通圏、外房交通圏、南房交通圏）
- 群馬県A地区（東毛交通圏、中・西毛交通圏）
- 群馬県B地区（沼田・利根交通圏、渋川・吾妻交通圏）
- 栃木県地区（栃木県全域）
- 茨城県地区（茨城県全域）
- 山梨県A地区（甲府交通圏、東八・東山交通圏、峡西交通圏、峡北交通圏）
- 山梨県B地区（峡南交通圏、東部・富士北麓交通圏）

2. 自動認可運賃表 別紙のとおり

附則

本公示は、平成26年 2月28日から適用する。

群馬県A地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	256 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,400 円	30 分 3,400 円
B 運賃	800 円	259 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,360 円	30 分 3,360 円
C 運賃	790 円	262 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	C 運賃	3,320 円	30 分 3,320 円
D 運賃	780 円	266 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	3,270 円	30 分 3,270 円
E 運賃	770 円	273 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	E 運賃	3,230 円	30 分 3,230 円
F 運賃	760 円	277 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	F 運賃	3,190 円	30 分 3,190 円
下限運賃	750 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	3,150 円	30 分 3,150 円

2. 大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	273 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,200 円	30 分 3,200 円
B 運賃	760 円	277 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,160 円	30 分 3,160 円
C 運賃	750 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,120 円	30 分 3,120 円
D 運賃	740 円	284 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,080 円	30 分 3,080 円
E 運賃	730 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	3,030 円	30 分 3,030 円
下限運賃	720 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	下限運賃	2,990 円	30 分 2,990 円

3. 普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	2,990 円	30 分 2,990 円
B 運賃	720 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	2,950 円	30 分 2,950 円
C 運賃	710 円	301 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	2,910 円	30 分 2,910 円
D 運賃	700 円	305 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	D 運賃	2,870 円	30 分 2,870 円
E 運賃	690 円	310 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,830 円	30 分 2,830 円
下限運賃	680 円	314 m	90 円	1 分 55 秒 90 円			

4. 小型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	710 円	301 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	A (上限運賃)	2,890 円	30 分 2,890 円
B 運賃	700 円	305 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	2,850 円	30 分 2,850 円
C 運賃	690 円	310 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	C 運賃	2,810 円	30 分 2,810 円
D 運賃	680 円	314 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	D 運賃	2,770 円	30 分 2,770 円
E 運賃	670 円	319 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,730 円	30 分 2,730 円
下限運賃	660 円	324 m	90 円	2 分 0 秒 90 円			

群馬県B地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	201 m 90 円	1 分 15 秒 90 円
B 運賃	800 円	204 m 90 円	1 分 15 秒 90 円
C 運賃	790 円	206 m 90 円	1 分 15 秒 90 円
D 運賃	780 円	209 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
E 運賃	770 円	211 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
F 運賃	760 円	214 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
下限運賃	750 円	217 m 90 円	1 分 20 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	4,190 円	30 分 4,190 円
B 運賃	4,140 円	30 分 4,140 円
C 運賃	4,090 円	30 分 4,090 円
D 運賃	4,030 円	30 分 4,030 円
E 運賃	3,980 円	30 分 3,980 円
F 運賃	3,930 円	30 分 3,930 円
G 運賃	3,880 円	30 分 3,880 円
下限運賃	3,830 円	30 分 3,830 円

2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	215 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
B 運賃	760 円	218 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
C 運賃	750 円	221 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
D 運賃	740 円	224 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
E 運賃	730 円	227 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
下限運賃	720 円	230 m 90 円	1 分 25 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,770 円	30 分 3,770 円
B 運賃	3,720 円	30 分 3,720 円
C 運賃	3,670 円	30 分 3,670 円
D 運賃	3,620 円	30 分 3,620 円
E 運賃	3,570 円	30 分 3,570 円
下限運賃	3,530 円	30 分 3,530 円

3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	231 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
B 運賃	720 円	234 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
C 運賃	710 円	238 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
D 運賃	700 円	241 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
下限運賃	690 円	244 m 90 円	1 分 30 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,450 円	30 分 3,450 円
B 運賃	3,400 円	30 分 3,400 円
C 運賃	3,360 円	30 分 3,360 円
D 運賃	3,310 円	30 分 3,310 円
下限運賃	3,260 円	30 分 3,260 円

4. 小型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	710 円	237 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	700 円	240 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	690 円	244 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
D 運賃	680 円	247 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
下限運賃	670 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,340 円	30 分 3,340 円
B 運賃	3,290 円	30 分 3,290 円
C 運賃	3,250 円	30 分 3,250 円
D 運賃	3,200 円	30 分 3,200 円
下限運賃	3,150 円	30 分 3,150 円

特別区・武三地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	800 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	790 円	257 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	780 円	261 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
下限運賃	770 円	265 m 90 円	1 分 35 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 1時間	加算運賃
A (上限運賃)	5,050 円	30 分 2,360 円
B 運賃	5,000 円	30 分 2,330 円
C 運賃	4,950 円	30 分 2,300 円
下限運賃	4,900 円	30 分 2,270 円

2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	265 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	760 円	268 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	750 円	272 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	740 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	730 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 1時間	加算運賃
A (上限運賃)	4,850 円	30 分 2,230 円
B 運賃	4,800 円	30 分 2,200 円
C 運賃	4,750 円	30 分 2,170 円
D 運賃	4,700 円	30 分 2,140 円
下限運賃	4,650 円	30 分 2,110 円

3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	720 円	284 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運賃	710 円	288 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	700 円	292 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 1時間	加算運賃
A (上限運賃)	4,650 円	30 分 2,110 円
B 運賃	4,600 円	30 分 2,080 円
C 運賃	4,550 円	30 分 2,050 円
D 運賃	4,500 円	30 分 2,020 円
下限運賃	4,450 円	30 分 1,990 円

多摩地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	248 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	A (上限運賃)	3,210 円	30 分 3,210 円
B 運賃	800 円	251 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	B 運賃	3,170 円	30 分 3,170 円
C 運賃	790 円	254 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	C 運賃	3,130 円	30 分 3,130 円
D 運賃	780 円	258 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	D 運賃	3,090 円	30 分 3,090 円
下限運賃	770 円	261 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	下限運賃	3,050 円	30 分 3,050 円

2. 大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	261 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,040 円	30 分 3,040 円
B 運賃	760 円	264 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,000 円	30 分 3,000 円
C 運賃	750 円	268 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	2,960 円	30 分 2,960 円
D 運賃	740 円	272 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	2,920 円	30 分 2,920 円
下限運賃	730 円	276 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	2,880 円	30 分 2,880 円

3. 普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	276 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	2,880 円	30 分 2,880 円
B 運賃	720 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	2,840 円	30 分 2,840 円
C 運賃	710 円	284 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	2,800 円	30 分 2,800 円
下限運賃	700 円	288 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	2,760 円	30 分 2,760 円

島しょ地区 自動認可運賃・料金表

1. 大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	
A (上限運賃)	930 円	210 m	100 円	1 分 20 秒 100 円	A (上限運賃)	4,150 円
B 運賃	920 円	212 m	100 円	1 分 20 秒 100 円	B 運賃	4,110 円
C 運賃	910 円	215 m	100 円	1 分 20 秒 100 円	C 運賃	4,060 円
D 運賃	900 円	217 m	100 円	1 分 20 秒 100 円	D 運賃	4,020 円
E 運賃	890 円	219 m	100 円	1 分 20 秒 100 円	E 運賃	3,970 円
F 運賃	880 円	222 m	100 円	1 分 20 秒 100 円	F 運賃	3,930 円
G 運賃	870 円	224 m	100 円	1 分 25 秒 100 円	G 運賃	3,880 円
H 運賃	860 円	227 m	100 円	1 分 25 秒 100 円	H 運賃	3,840 円
I 運賃	850 円	230 m	100 円	1 分 25 秒 100 円	I 運賃	3,790 円
J 運賃	840 円	233 m	100 円	1 分 25 秒 100 円	J 運賃	3,750 円
下限運賃	830 円	235 m	100 円	1 分 25 秒 100 円	下限運賃	3,700 円

2. 中型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	
A (上限運賃)	680 円	236 m	80 円	1 分 25 秒 80 円	A (上限運賃)	2,930 円
下限運賃	670 円	240 m	80 円	1 分 30 秒 80 円	下限運賃	2,890 円

3. 小型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	
A (上限運賃)	660 円	255 m	80 円	1 分 35 秒 80 円	A (上限運賃)	2,780 円
下限運賃	650 円	259 m	80 円	1 分 35 秒 80 円	下限運賃	2,740 円

京浜地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	239 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	A (上限運賃)	4,850 円	30 分 2,250 円
B 運賃	800 円	242 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	B 運賃	4,800 円	30 分 2,220 円
C 運賃	790 円	245 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	C 運賃	4,750 円	30 分 2,180 円
D 運賃	780 円	248 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	D 運賃	4,700 円	30 分 2,170 円
E 運賃	770 円	263 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	E 運賃	4,650 円	30 分 2,130 円
下限運賃	760 円	266 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	4,600 円	30 分 2,100 円

2. 大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	263 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	4,650 円	30 分 2,130 円
B 運賃	760 円	266 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	4,600 円	30 分 2,100 円
C 運賃	750 円	270 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	4,550 円	30 分 2,070 円
D 運賃	740 円	274 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	4,500 円	30 分 2,050 円
E 運賃	730 円	283 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	4,450 円	30 分 2,010 円
下限運賃	720 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	下限運賃	4,400 円	30 分 1,980 円

3. 普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	283 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	4,450 円	30 分 2,010 円
B 運賃	720 円	287 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	4,400 円	30 分 1,980 円
C 運賃	710 円	301 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	4,350 円	30 分 1,950 円
D 運賃	700 円	306 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	D 運賃	4,300 円	30 分 1,930 円
E 運賃	690 円	310 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	E 運賃	4,250 円	30 分 1,900 円
下限運賃	680 円	310 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	4,200 円	30 分 1,870 円

相模・鎌倉地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	256 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,320 円 30 分 3,320 円
B 運賃	800 円	259 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,280 円 30 分 3,280 円
C 運賃	790 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	C 運賃	3,240 円 30 分 3,240 円
D 運賃	780 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	3,200 円 30 分 3,200 円
下限運賃	770 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	3,160 円 30 分 3,160 円

2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,160 円 30 分 3,160 円
B 運賃	760 円	277 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,120 円 30 分 3,120 円
C 運賃	750 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,080 円 30 分 3,080 円
D 運賃	740 円	284 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,040 円 30 分 3,040 円
下限運賃	730 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	3,000 円 30 分 3,000 円

3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	2,990 円 30 分 2,990 円
B 運賃	720 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	2,950 円 30 分 2,950 円
C 運賃	710 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	2,910 円 30 分 2,910 円
下限運賃	700 円	306 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	下限運賃	2,870 円 30 分 2,870 円

小田原地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	227 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
B 運賃	800 円	230 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
C 運賃	790 円	233 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
D 運賃	780 円	236 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
下限運賃	770 円	239 m 90 円	1 分 30 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	4,050 円	30 分 4,050 円
B 運賃	4,000 円	30 分 4,000 円
C 運賃	3,950 円	30 分 3,950 円
D 運賃	3,900 円	30 分 3,900 円
E 運賃	3,850 円	30 分 3,850 円
下限運賃	3,800 円	30 分 3,800 円

2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	242 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	760 円	245 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	750 円	248 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
下限運賃	740 円	252 m 90 円	1 分 35 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,720 円	30 分 3,720 円
B 運賃	3,670 円	30 分 3,670 円
C 運賃	3,620 円	30 分 3,620 円
下限運賃	3,580 円	30 分 3,580 円

3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	260 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	720 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	710 円	267 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	700 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,390 円	30 分 3,390 円
B 運賃	3,340 円	30 分 3,340 円
下限運賃	3,300 円	30 分 3,300 円

4. 小型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	710 円	268 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
B 運賃	700 円	272 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	690 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,290 円	30 分 3,290 円
B 運賃	3,240 円	30 分 3,240 円
下限運賃	3,200 円	30 分 3,200 円

埼玉県A地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,310 円 30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	267 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,270 円 30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,230 円 30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	274 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	3,190 円 30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	3,150 円 30 分 3,150 円
F 運賃	760 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	F 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
G 運賃	750 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	G 運賃	3,060 円 30 分 3,060 円
下限運賃	740 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	3,020 円 30 分 3,020 円

2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	3,150 円 30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,070 円 30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,030 円 30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	E 運賃	2,990 円 30 分 2,990 円
F 運賃	720 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	F 運賃	2,950 円 30 分 2,950 円
下限運賃	710 円	309 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,900 円 30 分 2,900 円

3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	A (上限運賃)	2,980 円 30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	2,940 円 30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	309 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	C 運賃	2,900 円 30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	314 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	D 運賃	2,860 円 30 分 2,860 円
E 運賃	690 円	318 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	E 運賃	2,820 円 30 分 2,820 円
下限運賃	680 円	323 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	下限運賃	2,780 円 30 分 2,780 円

埼玉県B地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,310 円 30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	265 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,270 円 30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,230 円 30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	272 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	3,190 円 30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	E 運賃	3,150 円 30 分 3,150 円
F 運賃	760 円	279 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	F 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
G 運賃	750 円	283 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	G 運賃	3,060 円 30 分 3,060 円
H 運賃	740 円	287 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	H 運賃	3,020 円 30 分 3,020 円
下限運賃	730 円	291 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	2,980 円 30 分 2,980 円

2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	279 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,150 円 30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	283 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,070 円 30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,030 円 30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	294 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	E 運賃	2,990 円 30 分 2,990 円
F 運賃	720 円	298 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	F 運賃	2,950 円 30 分 2,950 円
G 運賃	710 円	303 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	G 運賃	2,900 円 30 分 2,900 円
下限運賃	700 円	307 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,860 円 30 分 2,860 円

3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	299 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	A (上限運賃)	2,980 円 30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	303 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	2,940 円 30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	307 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	C 運賃	2,900 円 30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	312 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	D 運賃	2,860 円 30 分 2,860 円
E 運賃	690 円	316 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	E 運賃	2,820 円 30 分 2,820 円
F 運賃	680 円	321 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	F 運賃	2,780 円 30 分 2,780 円
下限運賃	670 円	326 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	下限運賃	2,740 円 30 分 2,740 円

千葉県A地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	252 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,310 円 30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	255 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,270 円 30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	258 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	C 運賃	3,230 円 30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	D 運賃	3,190 円 30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	E 運賃	3,150 円 30 分 3,150 円
F 運賃	760 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	F 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
G 運賃	750 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	G 運賃	3,060 円 30 分 3,060 円
H 運賃	740 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	H 運賃	3,020 円 30 分 3,020 円
下限運賃	730 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	2,980 円 30 分 2,980 円

2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,150 円 30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,070 円 30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,030 円 30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	2,990 円 30 分 2,990 円
F 運賃	720 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	F 運賃	2,950 円 30 分 2,950 円
G 運賃	710 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	G 運賃	2,900 円 30 分 2,900 円
下限運賃	700 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	下限運賃	2,860 円 30 分 2,860 円

3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	2,980 円 30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	2,940 円 30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	2,900 円 30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	D 運賃	2,860 円 30 分 2,860 円
E 運賃	690 円	306 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	E 運賃	2,820 円 30 分 2,820 円
F 運賃	680 円	310 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	F 運賃	2,780 円 30 分 2,780 円
G 運賃	670 円	315 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	G 運賃	2,740 円 30 分 2,740 円
下限運賃	660 円	320 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,690 円 30 分 2,690 円

千葉県B地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,310 円	30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	257 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,270 円	30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	260 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,230 円	30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,190 円	30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	267 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,150 円	30 分 3,150 円
下限運賃	760 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,110 円	30 分 3,110 円

2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,150 円	30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	275 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,110 円	30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	278 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,070 円	30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,030 円	30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	2,990 円	30 分 2,990 円
下限運賃	720 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	2,950 円	30 分 2,950 円

3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	291 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	2,980 円	30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	295 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	2,940 円	30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	299 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	2,900 円	30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	303 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	2,860 円	30 分 2,860 円
下限運賃	690 円	308 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	2,820 円	30 分 2,820 円

栃木県地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	245 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	800 円	248 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	790 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
D 運賃	780 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
E 運賃	770 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
F 運賃	760 円	265 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
G 運賃	750 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
H 運賃	740 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	730 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	4,290 円	30 分 4,290 円
B 運賃	4,240 円	30 分 4,240 円
C 運賃	4,180 円	30 分 4,180 円
D 運賃	4,130 円	30 分 4,130 円
E 運賃	4,080 円	30 分 4,080 円
F 運賃	4,030 円	30 分 4,030 円
G 運賃	3,970 円	30 分 3,970 円
H 運賃	3,920 円	30 分 3,920 円
I 運賃	3,870 円	30 分 3,870 円
下限運賃	3,810 円	30 分 3,810 円

2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	760 円	265 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	750 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	740 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
E 運賃	730 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
F 運賃	720 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
G 運賃	710 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	700 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,860 円	30 分 3,860 円
B 運賃	3,810 円	30 分 3,810 円
C 運賃	3,760 円	30 分 3,760 円
D 運賃	3,710 円	30 分 3,710 円
E 運賃	3,660 円	30 分 3,660 円
F 運賃	3,610 円	30 分 3,610 円
G 運賃	3,560 円	30 分 3,560 円
H 運賃	3,510 円	30 分 3,510 円
下限運賃	3,460 円	30 分 3,460 円

3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	720 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運賃	710 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
D 運賃	700 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
E 運賃	690 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
F 運賃	680 円	302 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	670 円	306 m 90 円	1 分 50 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	2,990 円	30 分 2,990 円
B 運賃	2,950 円	30 分 2,950 円
C 運賃	2,910 円	30 分 2,910 円
D 運賃	2,870 円	30 分 2,870 円
E 運賃	2,830 円	30 分 2,830 円
F 運賃	2,790 円	30 分 2,790 円
G 運賃	2,740 円	30 分 2,740 円
下限運賃	2,700 円	30 分 2,700 円

茨城県地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	246 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	A (上限運賃)	4,290 円 30 分 4,290 円
B 運賃	800 円	249 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	B 運賃	4,240 円 30 分 4,240 円
C 運賃	790 円	252 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	C 運賃	4,180 円 30 分 4,180 円
D 運賃	780 円	255 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	D 運賃	4,130 円 30 分 4,130 円
E 運賃	770 円	259 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	E 運賃	4,080 円 30 分 4,080 円
F 運賃	760 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	F 運賃	4,030 円 30 分 4,030 円
G 運賃	750 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	G 運賃	3,970 円 30 分 3,970 円
H 運賃	740 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	H 運賃	3,920 円 30 分 3,920 円
下限運賃	730 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	I 運賃	3,870 円 30 分 3,870 円
				下限運賃	3,810 円 30 分 3,810 円

2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	263 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,860 円 30 分 3,860 円
B 運賃	760 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,810 円 30 分 3,810 円
C 運賃	750 円	270 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,760 円 30 分 3,760 円
D 運賃	740 円	274 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	3,710 円 30 分 3,710 円
E 運賃	730 円	277 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	E 運賃	3,660 円 30 分 3,660 円
F 運賃	720 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	F 運賃	3,610 円 30 分 3,610 円
G 運賃	710 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	G 運賃	3,560 円 30 分 3,560 円
下限運賃	700 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	H 運賃	3,510 円 30 分 3,510 円
				下限運賃	3,460 円 30 分 3,460 円

3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	2,990 円 30 分 2,990 円
B 運賃	720 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	2,950 円 30 分 2,950 円
C 運賃	710 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	2,910 円 30 分 2,910 円
D 運賃	700 円	294 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	D 運賃	2,870 円 30 分 2,870 円
E 運賃	690 円	298 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	E 運賃	2,830 円 30 分 2,830 円
F 運賃	680 円	303 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	F 運賃	2,790 円 30 分 2,790 円
下限運賃	670 円	307 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,740 円 30 分 2,740 円

山梨県A地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 1.8km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	247 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	A (上限運賃)	3,860 円	30 分 3,860 円
B 運賃	800 円	250 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	B 運賃	3,810 円	30 分 3,810 円
C 運賃	790 円	253 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	C 運賃	3,760 円	30 分 3,760 円
D 運賃	780 円	257 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	D 運賃	3,720 円	30 分 3,720 円
E 運賃	770 円	264 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	E 運賃	3,670 円	30 分 3,670 円
F 運賃	760 円	267 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	F 運賃	3,620 円	30 分 3,620 円
下限運賃	750 円	271 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	3,570 円	30 分 3,570 円

2. 大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 1.8km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	264 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,650 円	30 分 3,650 円
B 運賃	760 円	267 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,600 円	30 分 3,600 円
C 運賃	750 円	271 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,560 円	30 分 3,560 円
D 運賃	740 円	275 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	3,510 円	30 分 3,510 円
E 運賃	730 円	283 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	3,460 円	30 分 3,460 円
下限運賃	720 円	287 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	3,410 円	30 分 3,410 円

3. 普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 1.8km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	283 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	3,450 円	30 分 3,450 円
B 運賃	720 円	287 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	3,400 円	30 分 3,400 円
C 運賃	710 円	291 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,360 円	30 分 3,360 円
D 運賃	700 円	295 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	D 運賃	3,310 円	30 分 3,310 円
E 運賃	690 円	299 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	下限運賃	3,260 円	30 分 3,260 円
下限運賃	680 円	304 m	90 円	1 分 50 秒 90 円			

4. 小型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 1.8km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	710 円	291 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	3,340 円	30 分 3,340 円
B 運賃	700 円	295 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	3,290 円	30 分 3,290 円
C 運賃	690 円	299 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	3,250 円	30 分 3,250 円
D 運賃	680 円	304 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	D 運賃	3,200 円	30 分 3,200 円
下限運賃	670 円	308 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	3,150 円	30 分 3,150 円

山梨県B地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	213 m 90 円	1 分 20 秒 90 円	A (上限運賃)	3,930 円 30 分 3,930 円
B 運賃	800 円	216 m 90 円	1 分 20 秒 90 円	B 運賃	3,880 円 30 分 3,880 円
C 運賃	790 円	218 m 90 円	1 分 20 秒 90 円	C 運賃	3,830 円 30 分 3,830 円
D 運賃	780 円	221 m 90 円	1 分 20 秒 90 円	D 運賃	3,780 円 30 分 3,780 円
E 運賃	770 円	224 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	E 運賃	3,740 円 30 分 3,740 円
F 運賃	760 円	227 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	F 運賃	3,690 円 30 分 3,690 円
G 運賃	750 円	230 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	G 運賃	3,640 円 30 分 3,640 円
H 運賃	740 円	233 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	H 運賃	3,590 円 30 分 3,590 円
下限運賃	730 円	236 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	下限運賃	3,540 円 30 分 3,540 円

2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	228 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	A (上限運賃)	3,680 円 30 分 3,680 円
B 運賃	760 円	231 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	B 運賃	3,630 円 30 分 3,630 円
C 運賃	750 円	234 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	C 運賃	3,580 円 30 分 3,580 円
D 運賃	740 円	237 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	D 運賃	3,540 円 30 分 3,540 円
E 運賃	730 円	240 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	E 運賃	3,490 円 30 分 3,490 円
F 運賃	720 円	244 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	F 運賃	3,440 円 30 分 3,440 円
G 運賃	710 円	247 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	G 運賃	3,390 円 30 分 3,390 円
下限運賃	700 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	下限運賃	3,350 円 30 分 3,350 円

3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	244 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	A (上限運賃)	3,450 円 30 分 3,450 円
B 運賃	720 円	247 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	B 運賃	3,400 円 30 分 3,400 円
C 運賃	710 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	C 運賃	3,360 円 30 分 3,360 円
D 運賃	700 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	D 運賃	3,310 円 30 分 3,310 円
E 運賃	690 円	258 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	E 運賃	3,260 円 30 分 3,260 円
F 運賃	680 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	F 運賃	3,210 円 30 分 3,210 円
G 運賃	670 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	3,170 円 30 分 3,170 円
下限運賃	660 円	270 m 90 円	1 分 40 秒 90 円		